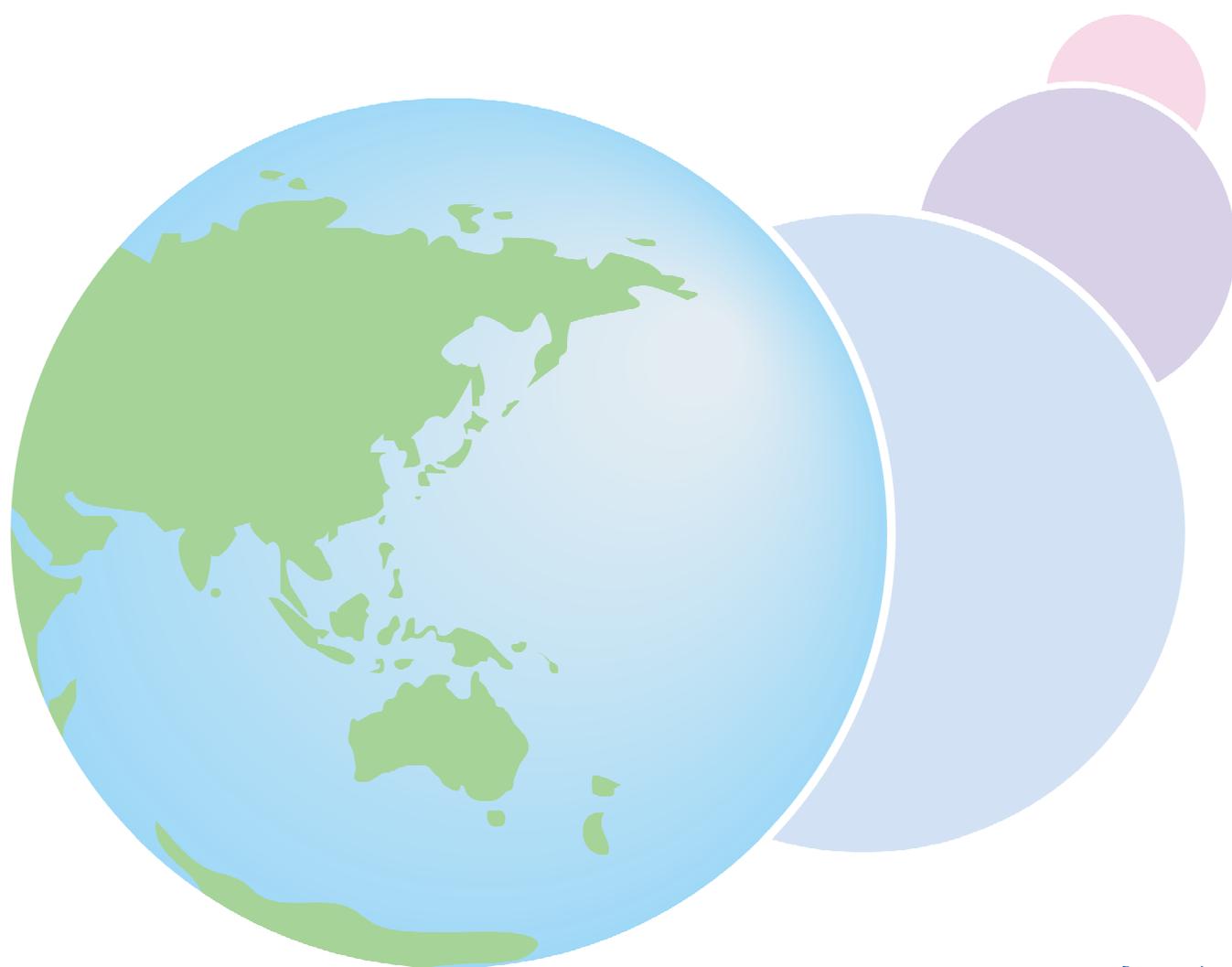


文京区地球温暖化対策 地域推進計画

～地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）～



平成27年3月

 文京区

はじめに



地球温暖化は、地球規模の気候変動を引きおこし、その影響により異常気象や農作物の品質低下をまねくなど、私達の暮らしに直接影響を及ぼす身近で大きな課題であります。最新の国際的な科学的知見においても、“地球温暖化は疑う余地がない”こと、“地球温暖化が人間の影響であった可能性が極めて高い”ことが示されるなど、事態は一層厳しい局面を迎えております。

本区では、2010（平成 22）年に地域における地球温暖化対策の道しるべとして、「文京区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、区民・団体、事業者、区等のあらゆる主体が一丸となって地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減に、取り組んでまいりました。

その一方で、2011（平成 23）年 3 月に発生した東日本大震災は、原子力発電所の停止等をまねいて、電力供給のバランスが変化するなど、国全体の地球温暖化対策に大きな影響を及ぼしました。そのような中、電気事業法の改正をはじめ、エネルギー政策全体が見直され、人々の節電やエネルギー問題への意識も変化するなど、地球温暖化を取り巻く情勢は、大きく変化しております。

このような状況を踏まえ、区では、本区の特長・状況等を検証し、より地域に根ざした取組の推進を目指して、本計画の二酸化炭素排出量の削減目標やアクションプランの見直しなどを行いました。特にアクションプランでは、これまでの地球温暖化を緩和するための対策に加え、新たに「適応策」として、気温上昇による熱中症や大雨による都市型水害への備えを盛り込むなど、更なる取組の強化・充実を図りました。

今後も、本計画のアクションプランの基本指針「未来へつなぐ 低炭素のまち ふみみやこ（文の京）」の実現を目指し、あらゆる主体が一丸となって、アクションプランに取り組んでまいりましょう。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の見直しにあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました区民・事業者の皆様、「文京区地球温暖化対策地域推進協議会」で、熱心なご議論をいただきました委員の皆様にも、改めて厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

文京区長 **成澤廣修**

目 次



第 1 章 背景

1 国際的動向	1
(1) 気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）の発効	1
(2) 京都議定書の発効	1
(3) 京都議定書以降の動向（ポスト京都）	3
2 国及び東京都の施策	4
(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の施行	4
(2) 国の施策	5
(3) 東京都の施策	6
3 文京区の状況	8



第 2 章 計画の枠組み

1 目的	9
2 計画の位置づけ	9
3 計画期間	10
4 対象とする温室効果ガス	10
5 部門の設定	11



第 3 章 文京区の地域特性

1 地域概況	12
(1) 位置と地勢	12
① 位置	12
② 土地利用	12
(2) 気象概況	13
① 気温	13
② 真夏日・熱帯夜日・冬日	13
2 人口・世帯	14
(1) 世帯構成	14
(2) 人口・世帯推計	15
3 事業所の状況	16
(1) 構成と推移	16
(2) 学校の構成比	17
4 二酸化炭素排出量の実績と将来推計	18



第4章 計画の理念・目標

1 理念	20
2 削減目標の設定の考え方	20
3 削減目標	21



第5章 文京区における地球温暖化対策(アクションプラン)

1 アクションプランの考え方	23
2 区民・団体のアクションプラン	25
(1) 区民のアクションプラン	25
① 地球温暖化に関する意識の向上	25
② 再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの実践	27
③ 自動車から排出されるCO ₂ の削減	28
④ 緑化への取組	29
⑤ 3R(ごみの発生抑制、再使用、リサイクル)の実践	30
(2) 団体のアクションプラン	33
① 地球温暖化対策の普及啓発活動	33
② ネットワークづくり	33
3 事業者のアクションプラン	34
① 地球温暖化対策の普及啓発活動・意識の向上	34
② 再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの実践	36
③ 自動車から排出されるCO ₂ の削減	37
④ 緑化への取組	40
⑤ 3R(ごみの発生抑制、再使用、リサイクル)の実践	41
4 区のアクションプラン	43
① 地球温暖化対策の普及啓発・推進	43
② 区民・団体、事業者への取組支援	44
③ 率先行動	47
④ 地球温暖化への適応策の推進	48
⑤ 計画等の着実な推進	48



第6章 計画の進行管理

1 推進体制	51
(1) 計画の進行管理	51
(2) 各主体における取組や連携の推進	51
2 計画の進行管理 ～PDCAサイクルによる推進～	53
(1) 進行管理の基本的な考え方	53
(2) 代表指標の設定	54

資料 1 文京区における二酸化炭素排出量の現況（実績値）	55
(1) 実績値の算定方法	55
(2) 文京区全体の二酸化炭素排出量	57
① 二酸化炭素排出量の総量	57
② 二酸化炭素排出量の部門別内訳	59
(3) 文京区における各部門の二酸化炭素排出量	60
① 産業部門	60
② 民生（家庭）部門	61
③ 民生（業務）部門	62
④ 運輸部門	64
⑤ 一般廃棄物部門	65
資料 2 二酸化炭素排出量の将来推計	66
(1) 算定方法の考え方	66
① ケース設定	66
② 算定方法	67
③ 電気の二酸化炭素排出係数の想定	68
(2) 将来推計結果	69
① 総排出量	69
② 部門別内訳	71
③ 産業部門	72
④ 民生（家庭）部門	74
⑤ 民生（業務）部門	77
⑥ 運輸部門	80
⑦ 一般廃棄物部門	82
資料 3 アンケート調査	83
(1) 目的	83
(2) 送付数・抽出方法	83
(3) 回答状況	83
(4) アンケート結果の活用方法	84
(5) アンケート結果における留意点	84
(6) 区民版アンケート結果の概要	84
(7) 大規模事業者版アンケート結果の概要	94
(8) 中小規模事業者版アンケート結果の概要	105
資料 4 検討経過	116
資料 5 用語解説	120
資料 6 参考情報	126
資料 7 出典一覧	128



コラム 目次

コラム 1	地球温暖化	2
コラム 2	計画に基づき、こんな取組を進めています	8
コラム 3	家庭における削減モデルケース	22
コラム 4	意識を根付かせることが重要です！	25
コラム 5	環境家計簿を活用しよう！	26
コラム 6	究極の地球温暖化対策	27
コラム 7	エコドライブ	28
コラム 8	みどりの増やし方 ー “緑のカーテン” の作成方法ー	29
コラム 9	ルールを守ってリサイクル	30
コラム 10	家庭でできる省エネルギー行動 ー 行動別の二酸化炭素削減効果ー	31
コラム 11	部門別削減目標のイメージ	32
コラム 12	大規模事業所セミナー開催による情報交換	35
コラム 13	省エネルギーは省コスト・・・！！ ー 省エネルギー診断の利用ー	37
コラム 14	区内事業所での取組事例	39
コラム 15	屋上緑化・壁面緑化	40
コラム 16	事業者における省エネルギー対策のメリット	42
コラム 17	毎月7日は・・・、文京版「クールアース・デー」	43
コラム 18	まずは知ることから始めよう！	44
コラム 19	耳を澄ませば・・・、「地域の声」	45
コラム 20	エコな移動手段を選ぼう！	48
コラム 21	地球温暖化への適応策の重要性	49
コラム 22	スマートコミュニティとは	50
コラム 23	推進体制のイメージ図	52

本計画中に記載している二酸化炭素排出量の数値は、1000t-CO₂（単位）を用いて表記しています。

図・表中の数値は端数処理の関係等により、合計等が合わない場合があります。



第1章 背景

文京区では、地域での地球温暖化対策を総合的、計画的に進めるため、2010（平成22）年3月に「文京区地球温暖化対策地域推進計画」（以下、「計画」という。）を策定し、区民・団体、事業者、区等あらゆる主体で取り組んできました。

本計画策定以降、2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響等による節電意識やエネルギー問題への関心の高まり、また、エネルギー基本計画の見直しなど、国のエネルギー政策の方向性に影響する大きな動きがありました。

こうしたなか、2013（平成25）年には、国の2020（平成32）年の温室効果ガス排出量削減の中期目標が、2005（平成17）年比3.8%削減に見直されています。

さらに、従来、地球温暖化対策の中心である緩和策（地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制を中心とする施策）に加え、適応策（気候変動の影響で起こる災害への備え等を中心とする施策）の必要性も高まっている状況です。

このような社会的背景を踏まえ、これまでの成果と課題を整理し、削減目標やアクションプランの見直しを行いました。

1 国際的動向

(1) 気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）の発効

大気中にある温室効果ガス濃度の安定化を究極的な目的として、1992（平成4）年に採択され、1994（平成6）年3月に発効しました。

この条約は、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めたものです。また、温室効果ガスの排出量・吸収量の算定、地球温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としています。

(2) 京都議定書の発効

気候変動枠組条約に基づき、1997（平成9）年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、「京都議定書」が採択され、2005（平成17）年に発効しました。

京都議定書では、2008～2012（平成20～24）年の5年間（＝第一約束期間）において、先進国に温室効果ガス排出量の削減を義務付けています。

表 1-1 京都議定書の概要

対象ガス	二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF ₆)	
目標	2008～2012年(5年間)に先進国全体で5%削減を目指す(日本は▲6%)。基準年は1990年だが、HFCs、PFCs及びSF ₆ は1995年としてもよい。	
吸収源	森林等の吸収による二酸化炭素吸収量を算入	
京都メカニズム	排出権取引	先進国間(割当排出量)のやりとり
	共同実施	先進国間の共同プロジェクトで生じた削減量を当事国間でやり取り 例) 日本・ロシアが協力してロシア国内の古い石炭火力発電所を最新の天然ガス火力発電所に建て替える事業
	クリーン開発メカニズム	先進国と途上国の間の共同プロジェクトで生じた削減量を当該先進国が獲得 例) 日本・中国が協力して中国内の荒廃地に植林を行う事業

出典) 環境省「京都議定書の要点」より作成

コラム1 地球温暖化

18世紀の産業革命以来、私たち人間は、石油や石炭などの化石燃料を大量に燃やして得られたエネルギーを使用して生活をしています。化石燃料を燃やすと、二酸化炭素などの温室効果ガスが発生します。この温室効果ガス濃度の上昇が、地球温暖化の原因と言われています。地球の平均気温は、1880年～2012年において0.85℃上昇しました。21世紀末には0.3～4.8℃上昇すると予測されています。

地球温暖化による影響は、氷河の減少や北極・南極の氷の減少など、既に多くの自然環境で見られます。現在でも、氷上で生活しているホッキョクグマやアザラシの生活が脅かされているのです。また、日本においても、異常気象の頻発や洪水、農作物への影響などが想定されています。

地球温暖化の影響を最小に抑えるためにも、私たち一人ひとりが行動を始めなければなりません。



地球温暖化による影響の例

出典) 環境省「IPCC第5次評価報告書の概要」、「STOP THE 温暖化2012」
全国地球温暖化防止活動推進センターホームページより作成

(3) 京都議定書以降の動向（ポスト京都）

京都議定書の目標を達成しても、地球温暖化の進行が止まるわけではありません。2008（平成20）年に洞爺湖で開催されたG8サミット（主要8か国首脳会議）では、2050（平成62）年までに世界全体の排出量について少なくとも50%を削減するという目標を気候変動枠組条約の締約国間で共有しました。

また、京都議定書の次の期間における取り決めに検討する「ポスト京都」を見据えて、2009（平成21）年12月には、国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）が開催されました。先進国各国は2020（平成32）年、2050年における排出削減量の中長期目標を次々と発表しています。

さらに近年、2020（平成32）年以降の新たな枠組みについて議論されており、2013（平成25）年11月にポーランド・ワルシャワで開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP19）では、すべての国が参加する将来枠組みの合意に向けた準備を整える内容などが決定されました。

なお、地球温暖化の科学的知見として、2013（平成25）年度に発表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC^{※1}）」の第5次評価報告書において、引き続き“地球温暖化は疑う余地がない”こと、また、“地球温暖化が人間の影響であった可能性が極めて高い”ことが示されました。



※1 IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）は、1988（昭和63）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された学術的な政府間機構。IPCCは、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関して、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的としている。

2 国及び東京都の施策

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の施行

京都議定書の採択を受け、1998（平成10）年に施行されました。日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもので、地球温暖化対策の基本となる法律です。

その後、2002（平成14）年の改正により、「京都議定書目標達成計画」を策定することなどが盛り込まれました。

また、2005（平成17）年の改正を受けて、2006（平成18）年度から「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」が始まりました。この制度により、一定量以上の温室効果ガスを排出している事業者は、自社における排出量を算定し、国へ報告することが義務付けられました。

この制度によって、国が報告内容を公表するため、事業者同士が実績を比較して、地球温暖化対策の見直しにつなげることができるようになりました。

また、2008（平成20）年の改正では、報告を義務付けられる事業者の対象が拡大^{※2}しました。

さらに、2013（平成25）年の改正では、京都議定書目標達成計画を2012（平成24）年度で終了とし、その後の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等の内容とする地球温暖化対策計画を策定することなどが新たに示されました。

※2 従来は、事業所単位の報告であったものが、事業者単位またはフランチャイズチェーン単位での排出量の算定・報告に変更された。報告義務の対象となるのは、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）における特定事業者や、メタンなど温室効果ガスの種類ごとの排出量がCO₂換算で3,000t以上となる事業者などである。

なお、特定事業者などは、省エネ法の定期報告の対象でもあるため、2つの法律における報告義務の対象となる。

(2) 国の施策

国では、京都議定書目標達成計画に基づく対策・施策を進め、京都議定書の第一約束期間における温室効果ガス排出量の削減目標（6%）を達成（基準年度比 8.4%減）しています。これを受け、同計画は 2012（平成 24）年度末で終了しています。

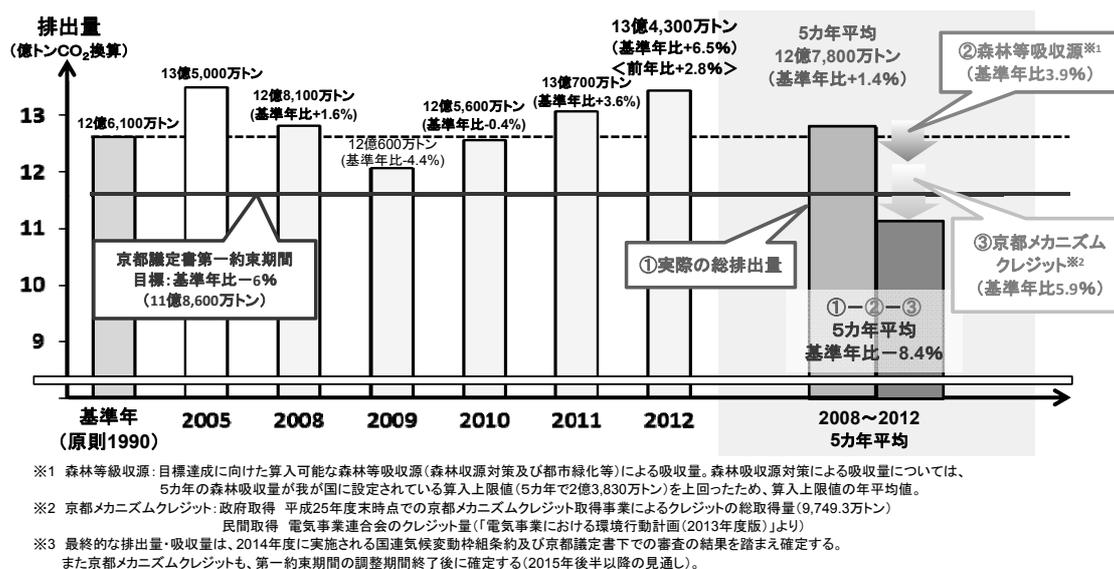


図 1-1 京都議定書の目標達成状況

出典) 環境省「2012 年度 (平成 24 年度) の温室効果ガス排出量 (確定値) について」より作成

京都議定書の第一約束期間後の国の中長期的な温室効果ガス排出量の削減目標としては、2010（平成 22）年 3 月に「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ」により、1990（平成 2）年比で 2020（平成 32）年までに 25%削減、2050（平成 62）年までに 80%削減という高い目標を掲げられました。その後、2013（平成 25）年 11 月に新たな中期目標として、2020（平成 32）年に 2005（平成 17）年比 3.8%削減が暫定的な目標として示されています。

このような削減目標を達成するための施策として、社会全体でのエネルギーのつくり方・使い方などを考える「スマートコミュニティ・スマートシティ」に向けた大規模な社会実証が、2010 年（平成 22）年から実施されるとともに、2012 年（平成 24）年 7 月から、再生可能エネルギーの大幅導入を進めるため「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されてきました。

さらに、2012（平成 24）年 12 月に「都市の低炭素化の推進に関する法律（通称：エコまち法）」が施行され、コンパクトなまちづくりの推進、2014（平成 26）年 3 月に新たな気候変動キャンペーンとして「Fun to Share」が立ち上げられるなど、さまざまな施策が講じられています。

(3) 東京都の施策

2008（平成20）年に策定した「東京都環境基本計画」では、2020（平成32）年までに2000（平成12）年比25%の温室効果ガス排出量削減、2014（平成26）年に公表した「東京都の省エネルギー目標」では、2020（平成32）年までに2000（平成12）年比20%のエネルギー消費量削減を目標に掲げ、施策を展開しています。

◆都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）

2000年の東京都公害防止条例全部改正により制定されました。

この条例により、「地球温暖化対策計画書制度」が開始され、燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で1,500kℓ以上の事業所（＝大規模事業所）を有する事業者に対し、地球温暖化対策計画書の提出及びそれらを評価・公表する義務が課されました。

さらに、2008年の改正では、地球温暖化対策の抜本的強化を目指し、大規模事業所に対する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」の導入、中小規模事業所に対する「地球温暖化対策報告書制度」の導入などが制定されました。大規模事業所に対する削減義務については、未達成の場合、措置命令が出され、これに違反すると罰金などの罰則があります。

このほかにも、東京都独自の地球温暖化対策に取り組んでおり、一定規模以上の建築物の新築・増築の際に、建築主に建築物環境計画書の提出を義務付ける「建築物環境計画書制度」や「マンション環境性能表示制度」などの様々な施策が行われています。

～大規模事業所を対象とした「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」～

3か年度連続して原油換算で1,500kℓ以上の事業所は、温室効果ガス排出総量削減義務の対象となります。

削減計画期間は5年サイクルとなっており、第1計画期間を2010～2014（平成22～26）年度、第2計画期間を2015～2019（平成27～31）年度としています。

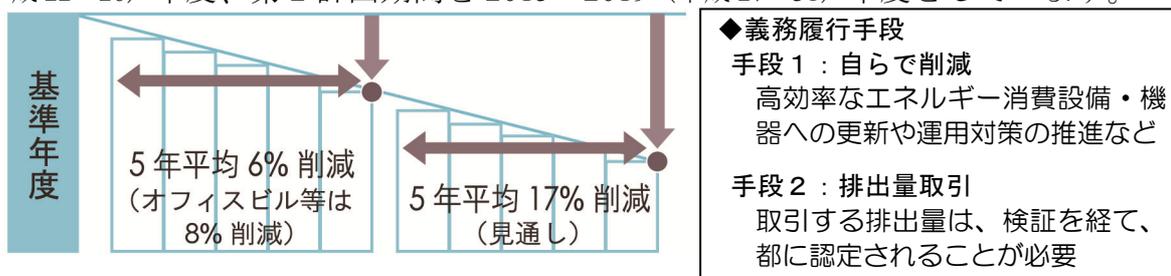


図 1-2 温室効果ガス排出総量削減義務と義務履行手段

出典) 東京都「【第2計画期間】の主な事項等」より作成

表 1-2 温室効果ガス排出総量削減義務（第2計画期間）

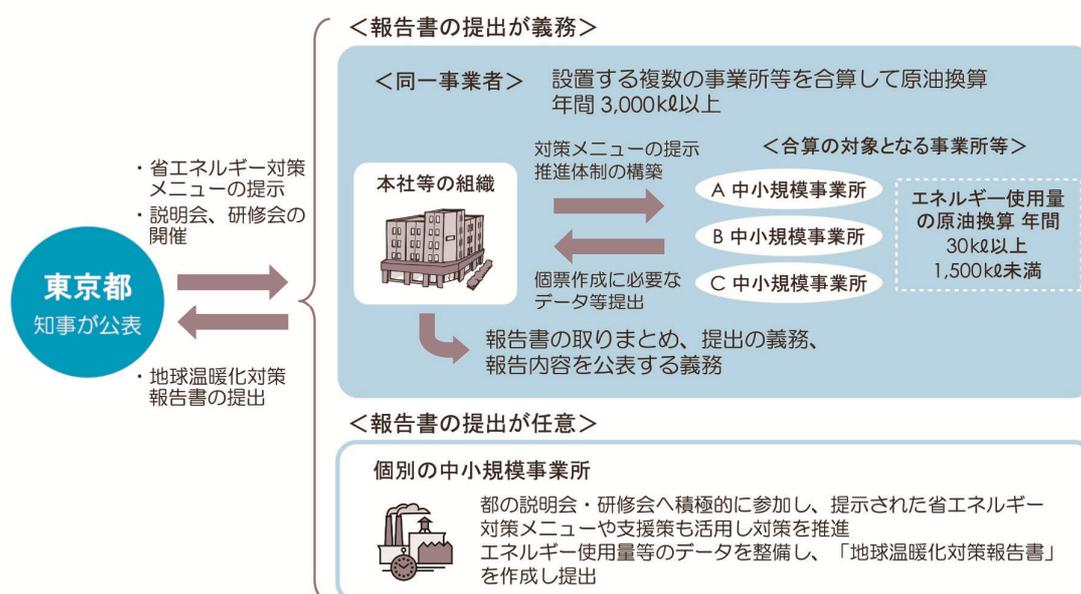
区分		削減義務率
I-1	オフィスビル等 ^{※3} と地域冷暖房施設（「区分I-2」に該当するものを除く。）	17%
I-2	オフィスビル等のうち、地域冷暖房等を多く利用している ^{※4} 事業所	15%
II	区分I-1、区分I-2以外の事業所（工場等 ^{※5} ）	15%

出典）東京都「【第2計画期間】の主な事項等」より作成

～中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」～

大規模事業所以外の事業所は、特定テナント等事業所を除いて、中小規模事業所となります。この制度は、都内に中小規模事業所を設置する全ての事業者が、二酸化炭素排出量を簡単に把握でき、具体的な地球温暖化対策として省エネルギーに取り組むことを促すために構築されました。

同一事業者が都内に設置する複数の事業所等について、合算したエネルギー使用量が、原油換算で年間3,000kℓ以上になる場合は、報告書の提出が義務付けられます。このほかの中小規模事業所は、報告書の提出は任意となります。



注) ただし、特定テナント等事業所は、この報告書制度の対象外。

図 1-3 地球温暖化対策報告書制度

出典) 東京都「東京の環境 2011」より作成

※3 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等。

※4 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上。

※5 工場、上下水道施設、廃棄物処理施設等。

3 文京区の状況

文京区では、1998（平成10）年度に「文京区環境基本計画」を策定しました。環境基本計画は、「緑と文化を育み継承する、健康で安全な環境都市ぶんきょう」を望ましい環境像として掲げ、地球規模の環境問題を念頭において、区民・事業者・行政それぞれの役割を定め、地域との協働で環境の改善を目指すこととしています。

また、2000（平成12）年度に「文京区地球温暖化対策実行計画（2001～2005（平成13～17）年度）」を策定しました。その後、2005（平成17）年度に第2次計画（2006～2010（平成18～22）年度）、2010（平成22）年度に「文京区役所地球温暖化対策実行計画（2010～2014（平成22～26）年度）」を策定し、区の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に努めています。

また、2009（平成21）年度に本計画を策定し、地域における温室効果ガス排出量の削減にも努めてきましたが、東日本大震災に伴うエネルギー政策の転換、地球温暖化対策の新たな動向、計画策定以降の5年間における課題などを踏まえ、文京区としても更なる取組の強化が必要となっています。

コラム2 計画に基づき、こんな取組を進めています

区では、平成22年3月に策定した現行計画に基づき、さまざまな取組・事業を実施しています。

■取組・事業（例）

○親子環境教室

家庭における意識高揚を促進するため、親子揃って環境について学ぶことができる教室を実施しています。



親子環境教室の様子

○環境ライフ講座

環境意識の普及啓発・地域での環境保全活動を行う人材を育成する講座を実施しています。



環境ライフ講座の様子

○新エネルギー・省エネルギー機器設置助成

身近な地球温暖化対策として、機器の普及促進を図るため、助成を行っています。

平成26年度助成メニュー

- ・住宅用太陽光発電システム
- ・環境配慮型給湯器(太陽熱温水器、ソーラーシステム、エコキュート)
- ・家庭用燃料電池(エネファーム)



第2章 計画の枠組み

1 目的

区民・団体、事業者、区等あらゆる主体で取り組み、文京区の地域に係る地球温暖化対策を総合的、計画的に進め、地球温暖化防止に貢献することを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、温対法^{※6}第20条第2項に基づき、「区域の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」として、2009（平成21）年度に策定された内容を見直すものです。

文京区においては、本計画を「文京区環境基本計画」の基本目標である“未来の世代に、美しい地球を継承するまち”を実現するために、施策等を明らかにする個別計画に位置づけます。区の事務事業における地球温暖化対策である「文京区役所地球温暖化対策実行計画」と合わせて、文京区における地球温暖化対策を総合的に実施していきます。

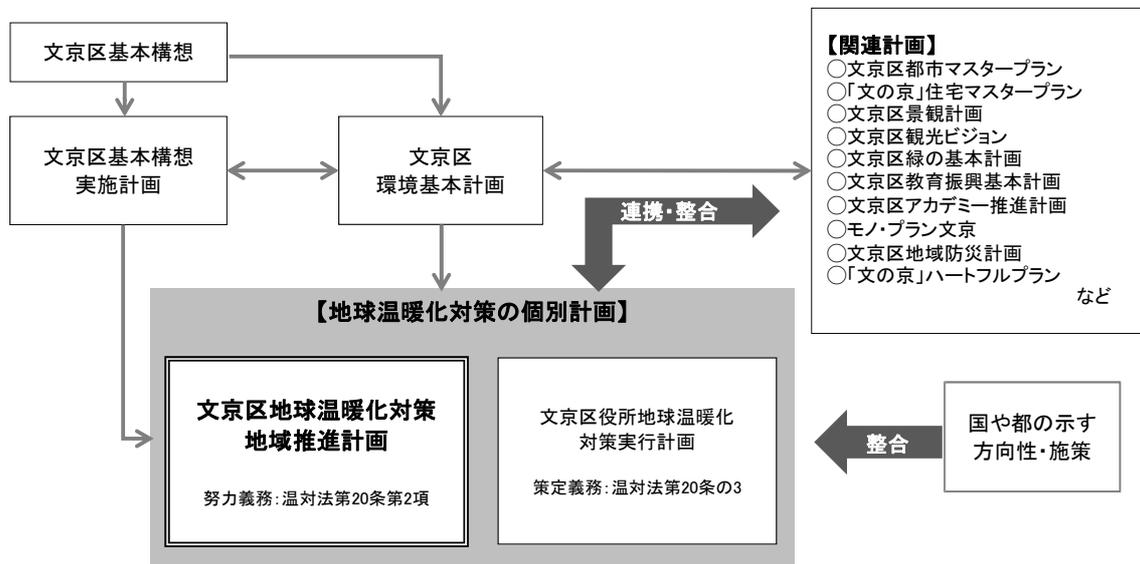


図 2-1 文京区における本計画の位置づけ

※6 4 頁参照。

3 計画期間

本計画は、2010（平成22）年度から2019（平成31）年度までの10年間を計画期間とします。また、中期目標（2014（平成26）年度）と長期目標（2019年度）の2つの目標を掲げます。



図 2-2 本計画の計画期間

4 対象とする温室効果ガス

京都議定書が対象としている温室効果ガス^{※7}は、以下の表 2-1 のとおり 6 種類ありますが、2011（平成23）年度における文京区の温室効果ガス排出量の構成比は、次頁のとおり、二酸化炭素が約 95%を占めています。したがって、本計画では、二酸化炭素（CO₂）を対象として削減目標を設定します。

表 2-1 京都議定書が対象としている温室効果ガス

温室効果ガスの種類		排出源
二酸化炭素 (CO ₂)		エネルギー起源 ^{※8} 、廃棄物燃焼起源
その他5ガス	メタン (CH ₄)	エネルギー起源 ^{※8} 、廃棄物燃焼起源、自動車、排水処理、一般廃棄物
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	麻酔剤、エネルギー起源 ^{※8} 、廃棄物燃焼起源、自動車、排水処理、一般廃棄物
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	家庭用冷蔵庫、業務用冷凍空調機器、自動販売機、家庭用エアコン、カーエアコン、発泡プラスチック、エアゾール、定量噴射剤
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	溶剤、半導体
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備、半導体

出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

※7 2 頁コラム 1 参照。

※8 エネルギー起源とは、石油などの化石燃料の燃焼や電力の消費に由来するものをいう。

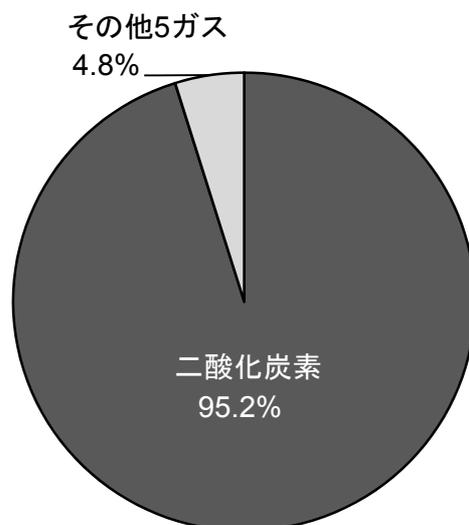


図 2-3 温室効果ガス排出量の構成比（2011 年度）

出典）オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

5 部門の設定

部門の設定は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による「温室効果ガス排出量算定手法の標準化」に基づき、産業部門、民生（家庭）部門、民生（業務）部門、運輸部門及び一般廃棄物部門の 5 部門とします。

- 産業部門：農業・建設業・製造業（印刷・同関連業を含む）が対象
- 民生（家庭）部門：家庭のうち、住宅内が対象
- 民生（業務）部門：事業者のうち、事業所内が対象
このほか、他部門に含まれないものが対象
- 運輸部門：個人や事業者の自動車、鉄道による輸送・運搬が対象
- 一般廃棄物部門：プラスチック・合成繊維の焼却分が対象



第3章 文京区の地域特性

1 地域概況

(1) 位置と地勢

① 位置

文京区は、区部のほぼ中央に位置しています。



図 3-1 文京区の位置

出典) 文京区「第46回文京の統計(平成25年)」より作成

② 土地利用

文京区は、住宅用地の比率が高くなっています。

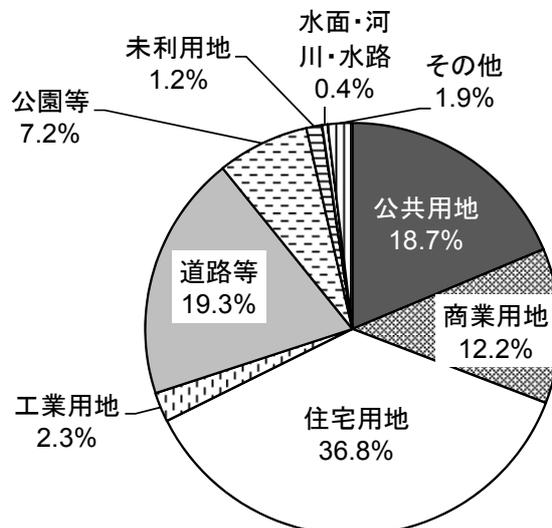


図 3-2 文京区の土地利用 (2011年)

出典) 東京都「東京都統計年鑑」より作成

(2) 気象概況

① 気温

東京における平年の月別平均気温の変化は、以下のとおりです。1月の5.5℃を底とし、8月の29.2℃がピークとなっています。

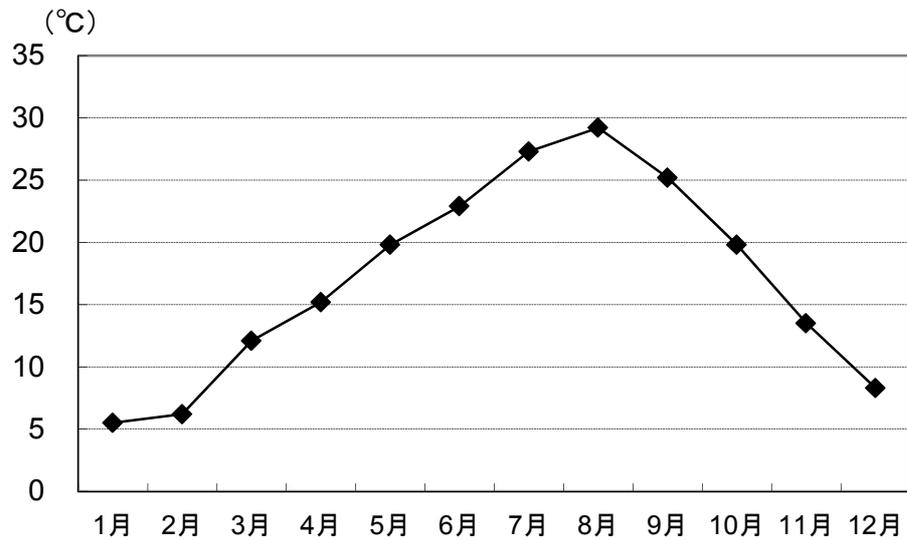


図 3-3 東京都の気温

出典) 気象庁ホームページ「気象統計情報」より作成
注) 東京地点における 1990～2013 年の平均値

② 真夏日・熱帯夜日・冬日

東京における真夏日・熱帯夜は、概ね増大傾向を示し、冬日は低位で下げ止まっています。

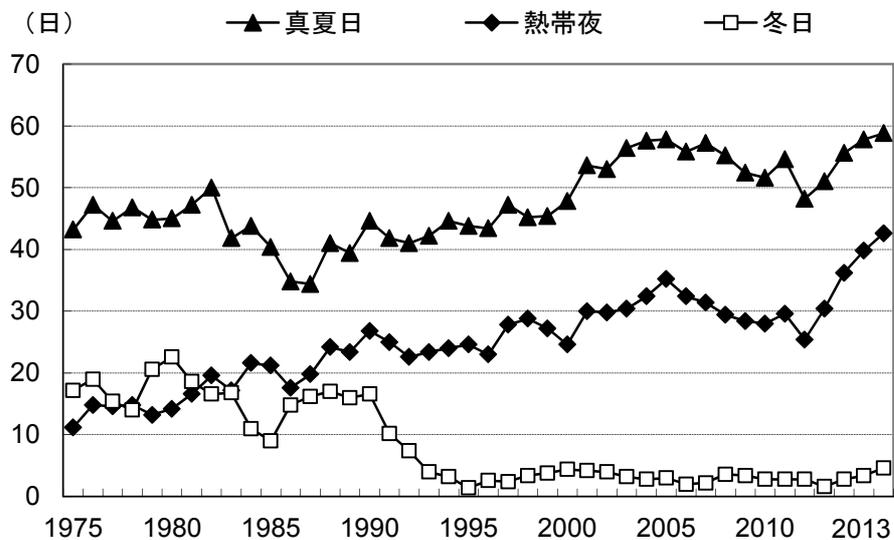


図 3-4 東京都の真夏日・熱帯夜日・冬日の推移 (5年移動平均)

出典) 気象庁ホームページ「気象統計情報」より作成

2 人口・世帯

(1) 世帯構成

文京区における単身世帯の割合は、55.8%と半分以上を占めており、全国や東京都より高い比率です。

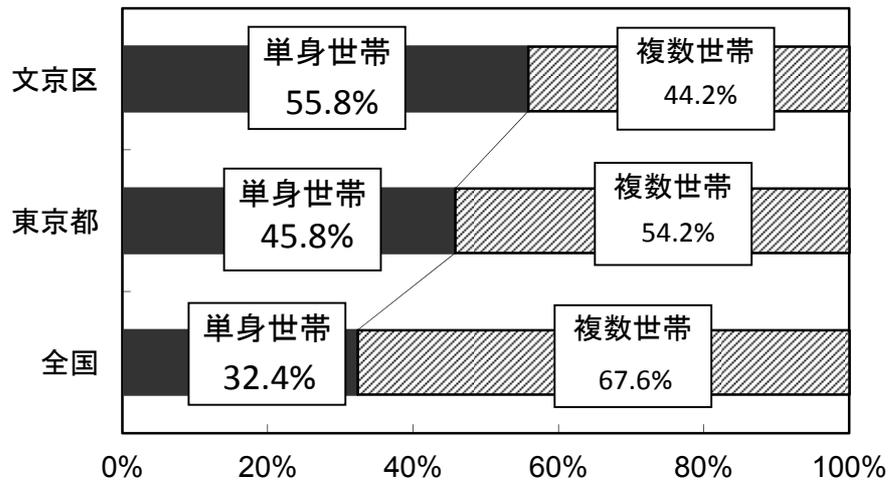


図 3-5 文京区、東京都、全国の世帯内訳（2010 年度）

出典）総務省「平成 22 年国勢調査」より作成

なお、文京区の単身世帯の年齢構成は、40 歳未満が全体の 52.2%、高齢者世帯（65 歳以上）が 18.8%を占めており、比較的若い世代が多いのが特徴です。

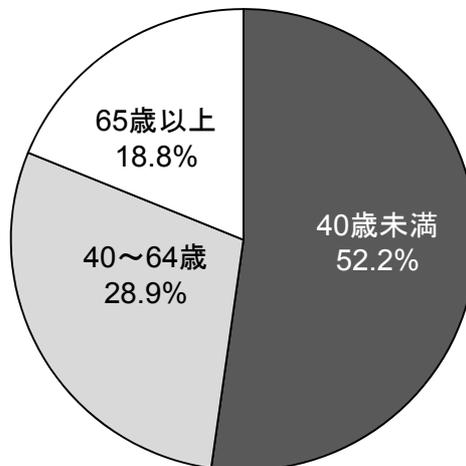


図 3-6 文京区の単身世帯の年齢別構成比（2010 年度）

出典）総務省「平成 22 年国勢調査」より作成

(2) 人口・世帯推計

全国の家帯数は、2015（平成27）年頃から増加の伸びが鈍くなり始めますが、文京区の家帯数は2020（平成32）年以降も増加すると推計しています。

なお、推計では、2020年に全国の家帯数は2005（平成17）年比で約8%の増加ですが、文京区の家帯数は約25%の増加となっています。

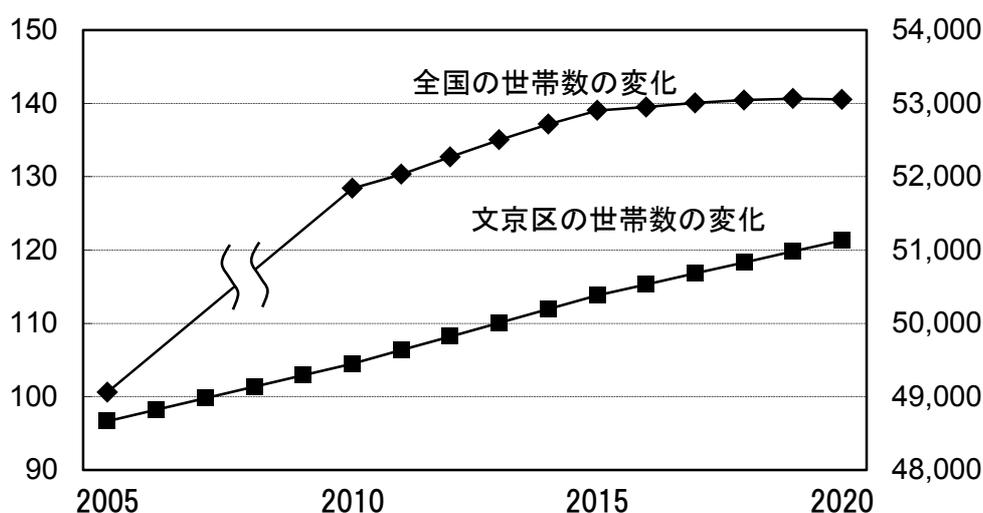


図 3-7 文京区、全国の家帯推計

出典) 文京区「人口推計調査報告書（平成21年3月）」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の家帯数の将来推計（全国推計）－2010（平成22）年～2035（平成47）年－」より作成

注) 全国の家帯数については、出典元の更新に伴い、2006～2009年度のデータが存在しない。

表 3-1 文京区、全国の人口と家帯数の推計

		2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (H32)
家帯数 (1000世帯)	全国	49,063	51,842	52,904	53,053
	文京区	97	112	114	121
人口 (1000人)	全国	127,768	128,057	126,597	124,100
	文京区	178	190	196	197

出典) 文京区「文京区人口推計調査報告書（平成21年3月）」

文京区「第46回文京の統計（平成25年）」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の家帯数の将来推計（全国推計）－2010（平成22）年～2035（平成47）年－」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」

より作成

3 事業所の状況

(1) 構成と推移

文京区の事業所で、延床面積の大部分を占めているのは、事務所ビルと学校です。

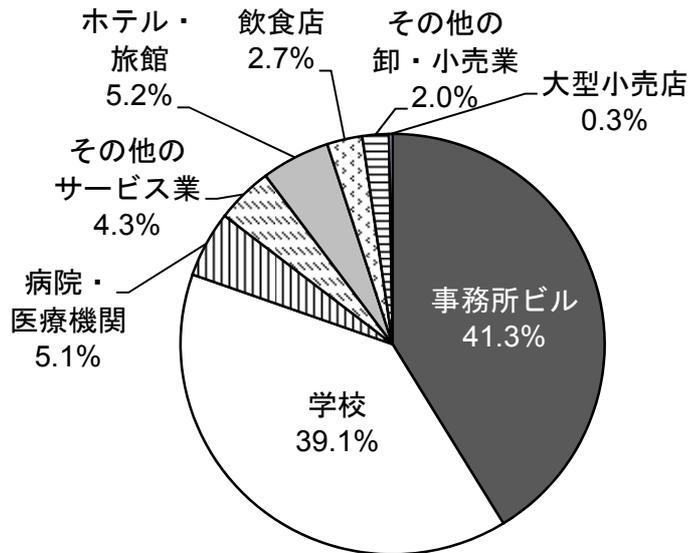


図 3-8 民生（業務）部門の延床面積の構成比（2011 年度）

出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

また、事務所ビルと学校の延床面積は、増加傾向を示しています。

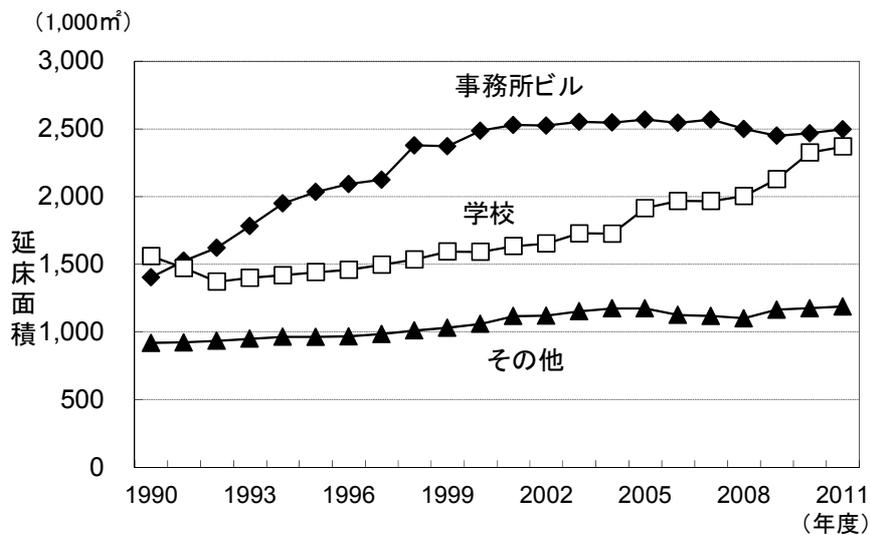


図 3-9 民生（業務）部門の延床面積の推移

出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

(2) 学校の構成比

文京区における学校の延床面積は、大学が約8割を占めています。

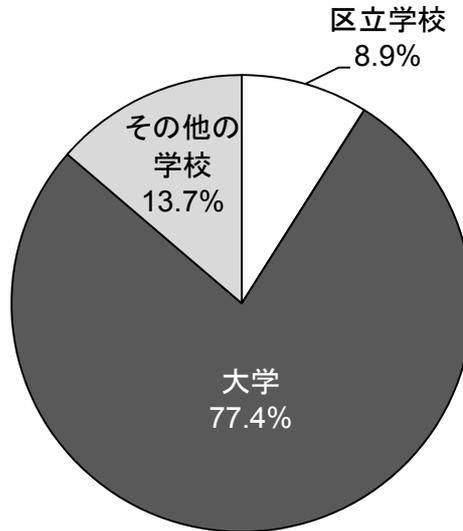


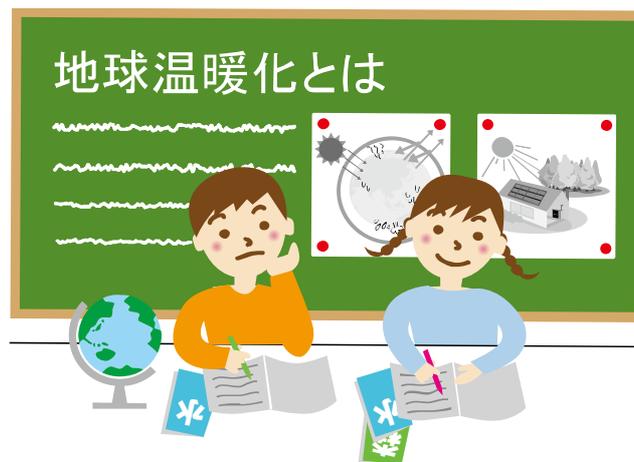
図 3-10 学校の延床面積の構成比

出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

表 3-2 学校の種類

区立学校	保育所、幼稚園、小学校、中学校
大学	短期大学、大学
その他の学校	私立学校（幼稚園、高等学校、小学校、中学校、専修学校） 都立学校（高等学校、盲学校）

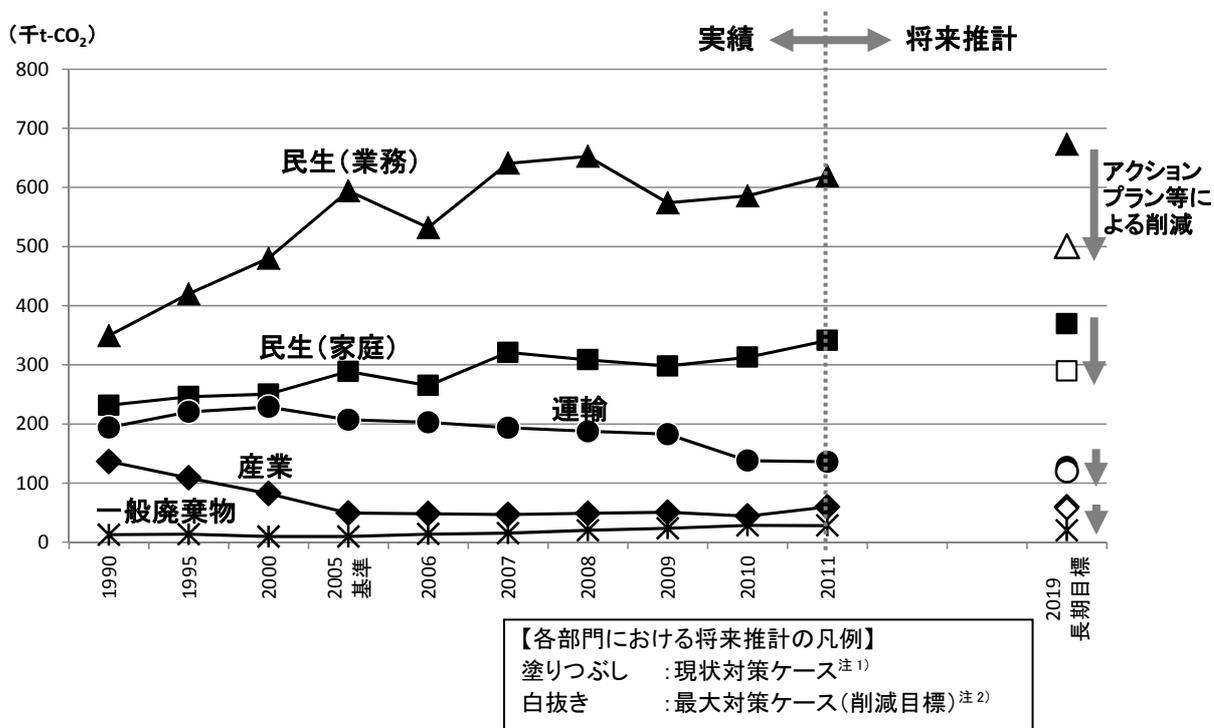
出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成



4 二酸化炭素排出量の実績と将来推計

文京区では、2011（平成 23）年度における民生（業務）部門の二酸化炭素排出量が、区全体の約半分に当たる 52.3%を占めており、さらに、近年の増加も著しいことから、最も努力して対策を講じなければならない部門となっています。また、民生（家庭）部門は、全体の約 4 分の 1 に当たる 28.8%を占めており、民生（業務）部門同様、全体に与える影響が大きい部門です。

なお、現状の対策から推計した将来の二酸化炭素排出量は、世帯数の増加等の影響を受け、次のとおり大幅な増加が見込まれます。



将来推計にあたっての考え方・条件

- ・将来推計にあたってのエネルギー源別の二酸化炭素排出係数は、最新の 2011(平成 23)年度の値で全て固定している。
- ・中期目標年度である 2014(平成 26)年度は、本計画見直し時点であるため、将来推計は 2019(平成 31)年度のみを対象とする。

図 3-11 文京区の二酸化炭素排出量の部門別実績及び将来推計結果

注 1) 現状対策ケース : 現状 (2011 年度) において実施されている全ての取組が継続され、また同じ水準のエネルギー効率の機器が普及した場合

注 2) 最大対策ケース : 「2013 年以降の対策・施策に関する報告書 (環境省) などの国の対策」、「東京都環境確保条例による削減義務」、「区民・団体、事業者及び区が実施する対策 (アクションプラン)」を達成した場合

表 3-3 将来推計における各ケースの二酸化炭素排出量と伸び率

(単位：1000t-CO₂)

	実績		現状対策 ケース ^{注)}	最大対策 ケース ^{注)}
	2005 (H17)	2011 (H23)	2019 (H31)	2019 (H31)
産業部門	49	60	60	57
民生（家庭）部門	289	341	369	290
民生（業務）部門	594	619	673	501
運輸部門	207	136	127	120
一般廃棄物部門	10	28	20	同左
合計	1,149	1,185	1,249	987
2005年度比伸び率	—	3.1%	8.7%	▲14.1%

注) 図 3-11 の注) 参照。



第4章 計画の理念・目標

地球温暖化防止に向けて、地域が一体となって取り組んでいくために目標を設定します。

1 理念

- 一. 目標を区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で共有し、一体となって進めていきます。
- 一. 良好な地球環境を将来世代に引き継いでいくために、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- 一. 文京区の特성에合わせて着実に進めていきます。

2 削減目標の設定の考え方

2005（平成17）年度を基準年度^{※9}とし、中期と長期の2つの期間について、総量と部門別の目標を設定し取り組んできました。

本計画策定以降、東日本大震災の発生、エネルギー政策の大きな転換、京都議定書第一約束期間の終了や新たな温室効果ガス排出量削減目標（暫定）の設定、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の施行などの地球温暖化に関する大きな動向の変化とともに、中期目標終了年度（2014（平成26）年度）の中間評価を踏まえ、新たな長期目標を設定しました。

削減目標は、現状の対策から推計する将来の二酸化炭素排出量を積算した上で、想定されるあらゆる削減量を積み上げ、これを差し引いた数値を削減目標値とします。また、全体に占める割合が多く、増加率も高い民生（家庭）及び民生（業務）部門については、部門別の目標を設けます。

基準年度	2005（平成17）年度
目標の期間	【中期目標】 2014（平成26）年度まで ※終了 【長期目標】 2019（平成31）年度まで
目標の種類	【総量目標】 文京区全体の二酸化炭素排出量について設定 【部門別目標】 民生（家庭）部門 世帯あたりで設定 民生（業務）部門 床面積100m ² あたりで設定

※9 国際的な削減目標の基準年度には、EU等が推奨する1990（平成2）年があるが、文京区においては、1990年と現在では区を取り巻く社会情勢や人口動態の特徴などに大きな違いがあるため、今後の取組を進める上での出発点として、直近で統計データの充実している2005年度を採用。

3 削減目標

総量目標

2005年度比 削減率 ▲ 14%

部門別目標

民生（家庭）部門^{※10}：1世帯当たり ▲ 612 kg-CO₂（削減率▲21%）

民生（業務）部門：床面積 100m²当たり ▲2,985 kg-CO₂（削減率▲28%）

注)部門別目標が総量目標と比較して削減率が大きくなるのは、区内の世帯数や延床面積が今後も増加すると見込んでいる影響が大きいためである。



民生（家庭）部門の長期目標は、2005（平成 17）年度の二酸化炭素排出量と比べ、マイナス 21%＝約 5 分の 1 を削減するという目標です。これは、現在の生活を続けた場合、5 日に 1 回程度の割合で、一日中全く何のエネルギーも使用しない状態で過ごすことと同じ意味になります。

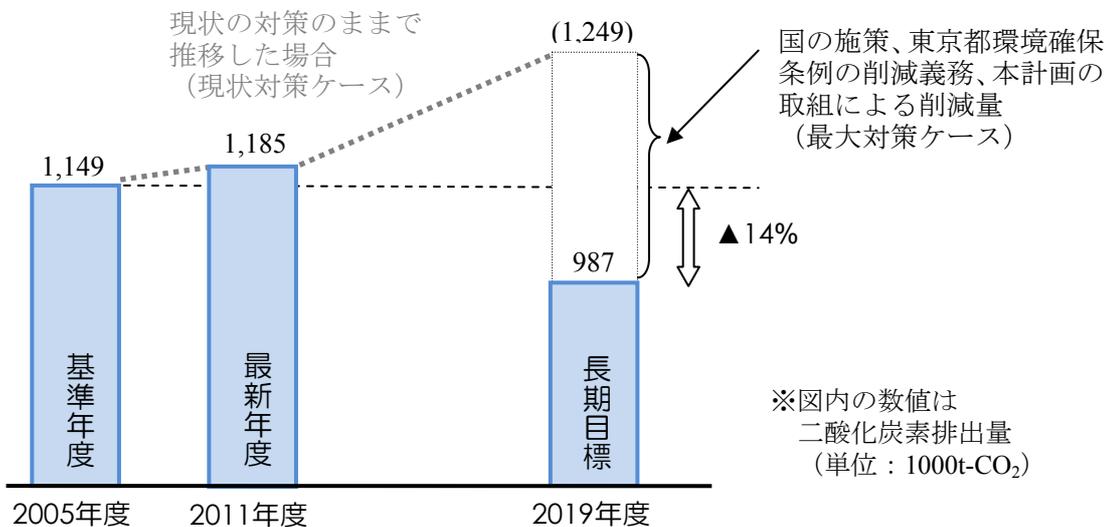


図 4-1 削減目標

※10 2019年度で1.6人と想定（「文京区人口推計調査報告書（平成21年3月）」より推計）。

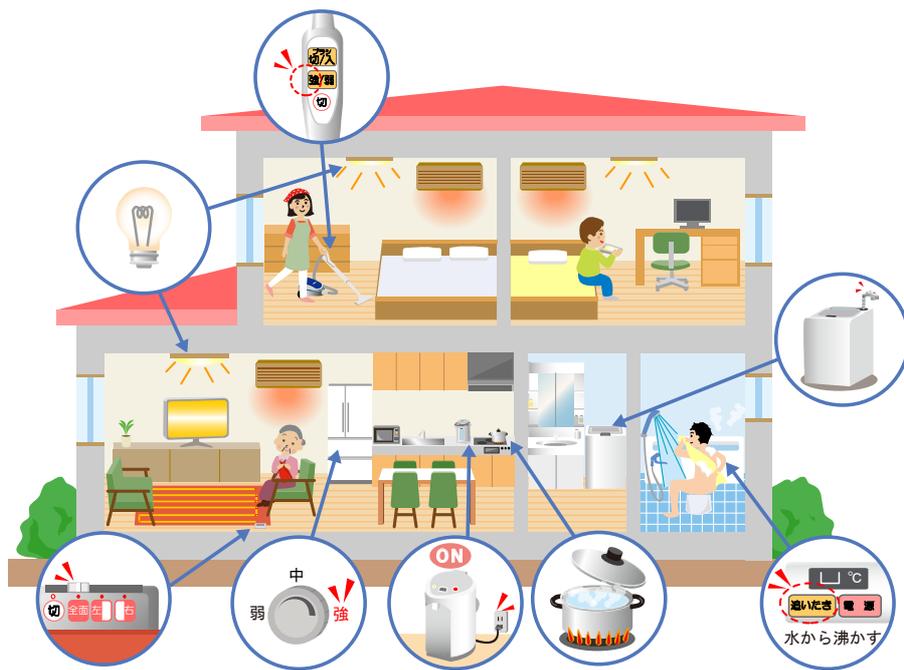
コラム3 家庭における削減モデルケース

～区全体の削減目標である二酸化炭素排出量「14%減」～

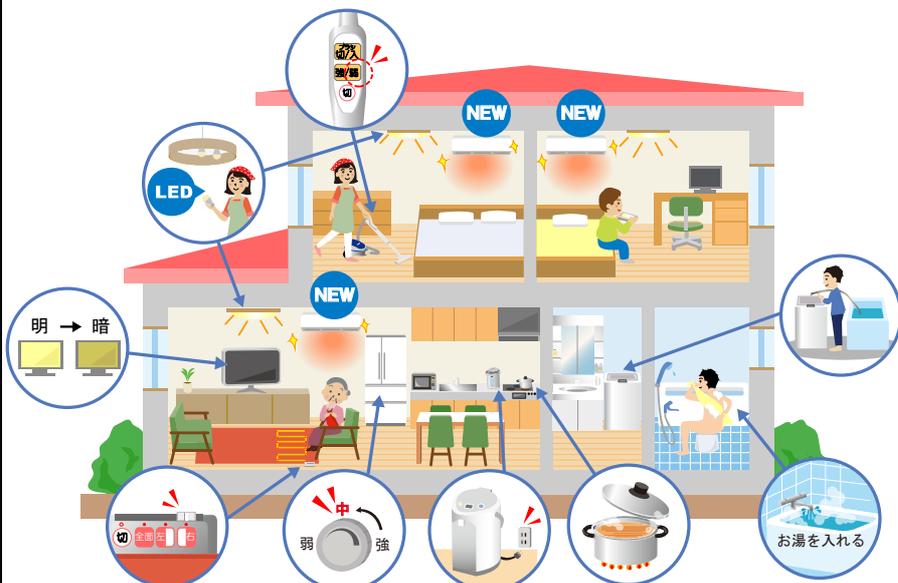
区全体の削減目標である二酸化炭素排出量「14%減」を一般的な家庭に当てはめてみると、以下に示すような生活のイメージとなります。

このモデルケースはあくまでも一例ですが、みなさんもできることから始めましょう！

あまり対策を実施していない家庭（イメージ）（2005年度）



二酸化炭素排出量 14%減を達成している家庭（イメージ）（2019年度）



その他の取組として

- ・ 冷蔵庫の買替え
 - ・ 電気カーペットの設定温度調整
 - ・ 電気便座のフタを忘れずに閉じる
- などを実行すると、部門別（家庭）削減目標である「21%減」を達成することができます。



第5章

文京区における地球温暖化対策 (アクションプラン)

1 アクションプランの考え方

地球温暖化の影響は多岐多様に渡り、わたしたちの日常生活にも影響を与える可能性があるため、全ての人の共通の問題として、あらゆる主体が一体となってアクションプランに取り組む必要があります。

また、アクションプランの実践は、地球にやさしいだけでなく、光熱水費が削減されるなど、みなさんの家計や経営にもやさしいものであります。これまで築き上げてきた区の歴史・文化などを将来の世代に引き継ぐとともに、より豊かで安心して暮らせるように地域一丸となってアクションプランを実行し、「低炭素のまちぶんきょう」を実現しましょう。

アクションプランの基本指針

～未来へつなぐ 低炭素のまち ぶんきょう (文の京)～



I 区民・団体が進める取組

- 区民
- ①地球温暖化に関する意識の向上
 - ②再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの実践
 - ③自動車から排出されるCO₂の削減
 - ④緑化への取組
 - ⑤3R（ごみの発生抑制、再使用、リサイクル）の実践
- 団体
- ①地球温暖化対策の普及啓発活動
 - ②ネットワークづくり

II 事業者が進める取組

- ①地球温暖化対策の普及啓発活動・意識の向上
- ②再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの実践
- ③自動車から排出されるCO₂の削減
- ④緑化への取組
- ⑤3R（ごみの発生抑制、再使用、リサイクル）の実践

III 区が進める取組

- ①地球温暖化対策の普及啓発・推進
- ②区民・団体、事業者への取組支援
 - 各主体との連携・協力の推進
 - 再生可能エネルギー・省エネルギー対策
 - 自動車から排出されるCO₂の削減の推進
 - 緑化対策・ヒートアイランド対策
 - 3R（ごみの発生抑制、再使用、リサイクル）の推進
 - まちづくり
- ③率先行動
- ④地球温暖化への適応策の推進
- ⑤計画等の着実な推進



アクションプランを全て実施して初めて
削減目標を達成できます！！

2 区民・団体のアクションプラン

(1) 区民のアクションプラン

① 地球温暖化に関する意識の向上

他の主体（団体、事業者、区）が開催するイベントや講習などに積極的に参加して、現在のライフスタイルを見直しましょう。また、見直す際には、さまざまな手法を使って、電気、ガスの消費量を「見える化」し、自分が取り組んだ効果を確認することが鍵となります。

■ 家庭でのエネルギー消費量を把握

【例】エネルギー消費量や二酸化炭素排出量などが表示される省エネナビ^{※11}や簡易型電力量表示器（エコワット）などで見える化を実践する。

【例】環境家計簿を活用する。

■ 家の大きさや世帯構成が似た世帯と自分のエネルギー消費量を比較

【例】自分のエネルギー消費実態が他の家庭と比べてどのような位置にあるかを確認する。また、その結果を受けて、エネルギー消費量の違いについて考え、取組を実践する。

■ 家族で地球温暖化問題について話し合い、ルールを決めて行動

■ 毎月7日をクールアース・デーとして、「我が家の省エネルギー」を実践

■ 環境に配慮した製品の購入

【例】「リサイクル製品などの環境に配慮した製品」「近郊で栽培された野菜などの旬な食材」などを購入する。

コラム4 意識を根付かせることが重要です！

地球温暖化を抑制するためには、区民・団体、事業者、区のあらゆる主体が積極的に取り組むことが必要となることから、一人ひとりの意識を高めることが重要となります。

こうした意識を高めるためには、特に子どものときからの環境教育などが重要であるといわれているため、区では、区立中学生を対象として「環境保全ポスターコンクール」を毎年開催し、意識を根付かせるための取組を行っています。



環境保全ポスターコンクールの
金賞作品（平成26年度）

※11 家庭における電気使用量や二酸化炭素排出量などを表示する機器。

コラム5 環境家計簿を活用しよう！

環境家計簿とは、毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うものです。

環境家計簿をつけることで、環境についての意識が高まり、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができる普及啓発ツールとして利用されています。

以下に紹介するものの他にも、便利なツールはたくさんありますので、自分に合ったものを選び、活用しましょう！

■でんき家計簿（東京電力株式会社）

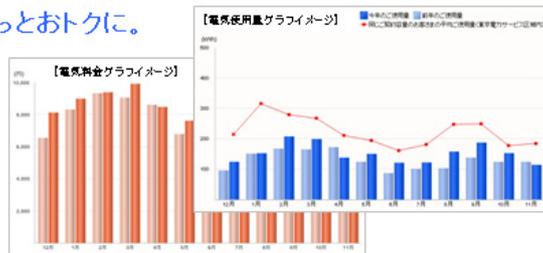
インターネットで毎月の電気の使用量と料金をはじめ、ライフスタイルに合った省エネアドバイスやよく似たご家庭との使用量の比較が確認できるサービスです。

でんき家計簿(会員登録無料)

電気の使い方を把握して、わが家の電気をもっとおトクに。

使用量と料金をグラフで見る

当月分はもちろん、最大で過去24ヶ月分の実績を確認。データのダウンロードもできます。



ライフスタイルに合わせた省エネ術を知る

一日の電気の使い方の特徴や省エネ術を確認。さらに、家電などを買い替えた場合の光熱費も試算できます。

よく似たご家庭と使用量を比較

世帯人数や使っている家電など、ご自宅とよく似たご家庭と電気のご使用量をグラフで比較できます。

※（参照）URL <http://www.tepco.co.jp/kakeibo/index-j.html>

■myTokyoGas（東京ガス株式会社）

インターネットで毎月のガスの使用量と料金を確認できるサービスです。（登録無料）



ガス使用量、ガス料金をグラフで確認できます



■ガス料金明細一覧ページ

検計年月日、ガス使用量、ガス料金、お支払い状況を照会できます

検計年月日	ガス使用量 (m³)	使用日数	ガス料金 (円)	その他料金 (円)	請求額 (円)	お支払い状況	明細表示
2015/04/11	74	30	11,394	97	11,491	入金済	明細
2015/03/12	80	27	11,357	---	11,357	入金済	明細
2011/07/12	43	29	6,555	---	6,555	入金済	明細
2011/06/13	66	31	9,373	---	9,373	入金済	明細

過去2年間分のうち、ご希望の期間を指定してデータをダウンロードすることができます (PDF/CSV)

※（参照）URL <http://home.tokyo-gas.co.jp/mytokyogas/>

② 再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの実践

再生可能エネルギー・省エネルギー設備を導入するとともに、毎日の暮らしの中で省エネルギー行動を実践します。

■ 再生可能エネルギー設備の導入

【例】太陽熱温水器・ソーラーシステムを設置する。

【例】太陽光発電システムを設置し、家庭で使用する電力の一部として使用するとともに、余剰電力は蓄電・売電により地域にクリーンなエネルギーとして供給する。

■ 省エネルギー機器や設備の導入

【例】トップランナー基準^{※12}を達成した機器を導入する。

【例】高効率給湯器（ヒートポンプ式給湯器、潜熱回収型給湯器、燃料電池など）へ買替える。

【例】高効率な照明（LED など）に切り替える。

■ 住宅の断熱化による省エネルギー化

【例】戸建住宅の新築・改築の際には、「次世代省エネルギー基準」を満たしたものとする。

■ 日常的に個人レベルでの省エネルギーを実践

【例】家庭のエアコンなどの設定温度を夏は28℃に、冬は20℃にする。

【例】見ていないテレビやいない部屋の照明はこまめに消す。

【例】使用していない製品のプラグを抜く。

【例】電気ポットの長時間の保温はやめる。

【例】お風呂は間隔をあけずに続けて入る。

コラム6 究極の地球温暖化対策

江戸時代は、究極のエコな時代といわれています。なぜ、エコと言われているのでしょうか？

例えば、親の世代に仕立てた和服を、好みや体型に合わせて仕立て直し、子や孫の世代に大切に引き継がれることがあります。その後、ついに衣類としての使用に耐え得なくなった生地は、子どもの人形や財布などの小物といった身の回りのものに再利用され、絹という貴重な生物由来の資源は最後まで余すところなく使われます。

このような着物の再利用は、江戸時代においては当然のように行われていたとされています。非常に高価であった着物を、どうにかして長く着続けようとするのは、モノが持つ本来の値打ちや役割を最後まで使い切ろうとする精神の表れであると考えられます。

究極の対策は、このような江戸時代の暮らしに立ち返ることですが、今の便利さを手放すことはなかなか難しいのが現状です。まずは、「新しい商品が出ただけで、次々に買い換える」などを止め、物を大切にしようということから考えてみませんか？

出典）環境省「平成23年版環境白書」より作成



※12 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）で指定された特定機器に設けられた省エネルギー性能の向上を促すための目標基準。

③ 自動車から排出される CO₂ の削減

自動車などの使用を、徒歩や自転車などの使用、環境負荷の小さい公共交通機関（電車、バス）などに切り替えます。

■ 「徒歩での移動」または「自転車の利用」の実践

【例】近所のスーパーに買い物に行く際は、歩いて行く。個人でできる「マイカー規制」のルールを作って実践する。

【例】自転車を有効活用する。

■ 公共交通機関の利用

【例】移動・旅行は、自家用車ではなくコミュニティバス「Bーぐる」や電車などを利用する。

■ 環境にやさしい運転

【例】急発進をやめる、アイドリングストップを実施するなど、エコドライブを実践する。

■ 自動車の定期点検

【例】燃費向上のために、タイヤの空気圧をチェックするなど点検を定期的に行う。

■ 次世代自動車等への買替え

【例】買替え時など購入が必要な際は、低燃費車や次世代自動車等を導入する。

コラム 1 エコドライブ

エコドライブは、地球温暖化対策というだけではなく、安全運転にとっても重要なことです。自動車を運転するときには、エコドライブを心がけましょう。

- ・ふんわりアクセル「e スタート」
- ・車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ・減速時は早めにアクセルを離そう
- ・エアコンの使用は適切に
- ・ムダなアイドリングストップはやめよう
- ・渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ・タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ・不要な荷物はおろそう
- ・走行を妨げとなる駐車はやめよう
- ・自分の燃費を把握しよう



出典) エコドライブ普及連絡会ホームページより作成

④ 緑化への取組

既にある「みどり」を大切にしながら、生垣や屋上緑化などにより身近な緑化を推進します。

■ 住宅の敷地内の緑化

【例】“緑のカーテン”を作る。

【例】生垣やガーデニングなどにより、敷地内にみどりを増やす。

コラム8 みどりの増やし方 — “緑のカーテン”の作成方法—

ここでは、家庭でもできる緑化の取組として“緑のカーテン”を紹介します。緑のカーテンは、アサガオやヘチマのようなツル性植物で作る、自然のカーテンです。日射を遮るだけでなく、温度の上昇を抑える効果もあります。また、キュウリやニガウリ（ゴーヤ）を使えば、“収穫”という副次的な効果もあります。詳しくは、「ゴーヤの楽しい作り方（オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化プロジェクト）」のホームページを参考にしてください。

（参照）URL <http://all62.jp/jigyo/pdf/120229goya.pdf>

ゴーヤの楽しい作り方

種をまく時期
4月～6月が最適です。

用意する物
炭酸土、プランター、ネット

1、種とプランターの準備

ゴーヤの皮は硬くて水を吸いにくいため、種の尖っている部分を切り、水につけて2～3日吸水させます。30～40リットルの容量のプランターを用意しましょう。

2、種え付け

種は白い腹を下向きにして、土を5mmくらいおんわりとがけしてください。まき終わったら水をあげます。2～3週間して芽が出たら又さぞうな芽を殖して間引きします。

3、水やり

水は土の表面が乾かない程度に朝夕2回与えます。苗が小さいうちは化学肥料を与えると、茎ばかり伸びて葉が繁らなくなるのでご注意ください。

4、ネットの張り方

ツルが伸び始める前に支柱やネットを立てて誘引します。ネットは、風にあおられないようにピンと張った状態が大切です。東や西向きの場合は垂直に南向きの場合は日陰が多くなるように斜めに設置します。ネットは幅10cmくらいの網を用意します。

5、追肥とツルの誘引

一番花に実がつき始めたら追肥を始めます。ツルはネットの3分の1くらいになったら、ツルをネットに巻き付け軽く散力止めします。

6、完成

見た目も涼しげな緑っぱいのグリーンカーテンが完成します。花を楽しんだ後は実を取置する楽しみが待っています。




出典）オール東京 62 市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト web 情報より作成

⑤ 3R（ごみの発生抑制、再使用、リサイクル）の実践

3Rとは、「Reduce（リデュース）ごみの発生抑制」、「Reuse（リユース）再使用」、「Recycle（リサイクル）再資源化」の3つのRをとったものです。3R活動を推進し、ごみの減量を図ります。

■ ごみを抑制する行動の実践

- 【例】マイバッグを持ち歩き、レジ袋はもらわない。
- 【例】過剰包装を断り、余分なものは買わない。
- 【例】資源を生かしてそのまま使うか修理して繰り返し使う。
- 【例】リフォームしたり他の人に譲ったりして再利用を心がける。
- 【例】生ごみを出す際は、生ごみの水分を絞って出す。
- 【例】食品を無駄にせず、できるだけ使い切る。

コラム9 ルールを守ってリサイクル

3Rのうち、最も重要なのが「Reduce（発生抑制）」で、ごみを出さないようにすることがまず第一です。次に、まだ使えるものの「再使用」を、最終的にごみが出てしまったら、分別をして「リサイクル」しましょう。

まずは、Reduce（リデュース）ごみになるものを減らすこと

余計なものを買わないようよく考えて買い物をしよう



無駄なものを買わないで、本当に必要なものかどうかを考えてから買うようにしましょう。

生ごみは水を切ってから捨てよう



生ごみの大半は水分とまわっています。捨てる前に、水をよく切ってから捨てるようにしましょう。

買い物には「マイバッグ」を持って行こう



マイバッグを持ち歩き、不用なレジ袋は断って、簡易包装を心がけましょう。

次に、Reuse（リユース）くりかえし何度も使うこと

何度も使えるものを使おう



使い捨てのものではなく、できるだけ長く使えるものを選びましょう。洗剤やシャンプーなどは詰め替え商品の利用を心がけましょう。

修理して大事に使おう



壊れた、と思ってもすぐに捨てるのではなく、修理可能なものは修理して、できるだけ長く使うようにしましょう。

使わなくなったものを人に譲ろう



フリーマーケットやリサイクルショップを利用しましょう。

そして、Recycle（リサイクル）もう一度資源として使うこと

正しく分別しよう



ごみの中には資源となるものがまだまだ含まれています。分別を徹底し、資源は資源として出すようにしましょう。

再生品を利用しよう



トイレトペーパーやノートなどは回収された資源から作られた再生品を利用しましょう。

出典) 文京区「文京区 ごみと資源の分け方・出し方」より作成

コラム 10 家庭でできる省エネルギー行動 一行動別の二酸化炭素削減効果一

今すぐにも実行可能な、省エネルギー行動はたくさんあります。ただし、削減されるエネルギー消費量や二酸化炭素排出量は、行動により異なります。

以下は、家庭でできる省エネルギー行動とその行動を継続した場合の二酸化炭素削減量の例です。

実施できそうな行動にチェックを入れて、どのくらいの二酸化炭素を削減できるかをチェックしてみましよう。

家庭でできる省エネルギー行動と二酸化炭素削減量（年間）

家庭の二酸化炭素削減チェックリスト		チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/>	CO ₂ 削減 (kg-CO ₂ /年)	削減料金 (円/年)
リビング	1 冷房時の室温は28℃を目安にする	<input type="checkbox"/>	14	¥725
	2 フィルターはこまめに掃除する（月2回程度）	<input type="checkbox"/>	15	¥768
	3 テレビ画面は明るすぎないように設定する	<input type="checkbox"/>	12	¥650
	4 パソコンの電源オプションの見直しをする	<input type="checkbox"/>	6	¥302
	5 暖房時の室温は20℃を目安にする	<input type="checkbox"/>	24	¥1,274
	6 白熱電球をLED電球や電球形蛍光灯に交換する	<input type="checkbox"/>	39	¥2,016
キッチン	7 冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する	<input type="checkbox"/>	21	¥1,082
	8 冷蔵庫にものを詰め込みすぎない	<input type="checkbox"/>	20	¥1,051
	9 冷蔵庫を買い替える	<input type="checkbox"/>	189	¥9,840
	10 煮物をする時は落とし蓋をする	<input type="checkbox"/>	48	¥3,298
	11 炎が鍋底からはみ出さないようにする	<input type="checkbox"/>	5	¥365
	12 食器を洗うときは低温に設定する	<input type="checkbox"/>	19	¥1,338
バス トイレ 洗面所	13 お風呂は間隔をあげずに続けて入る	<input type="checkbox"/>	29	¥2,006
	14 こまめにシャワーを止める	<input type="checkbox"/>	28	¥1,946
	15 洗顔や歯磨き中、水の流しっぱなしをやめる	<input type="checkbox"/>	8	¥562
	16 使わない時は、電気便座のフタを閉める	<input type="checkbox"/>	16	¥838
自動車	17 ふんわりアクセル「eスタート」をする	<input type="checkbox"/>	194	¥13,204
	18 アイドリングストップをする	<input type="checkbox"/>	40	¥2,738
機器	19 エアコンを買い替える	<input type="checkbox"/>	194	¥10,128
	20 太陽光発電システムを導入する	<input type="checkbox"/>	1,840	¥96,000
<input checked="" type="checkbox"/> をつけた行動を合計してください！ →→→				
ちなみに、全部実行すると・・・			2,761	¥150,131

出典）東京都「家庭の省エネハンドブック」、一般財団法人省エネルギーセンター「家庭の省エネ大事典」より作成

注）電気：24 円/kWh、ガス：152 円/m³、ガソリン：158 円/L として算出（平成 26 年 12 月時点）。数値は目安です。二酸化炭素削減量や年間節約金額は、使用方法や使用機器など条件により異なります。

削減目標の達成に向けて取り組みましよう！！

コラム 11 部門別削減目標のイメージ

計画の改定にあたり、総量目標と並んで新たに位置づけ直した部門別の二酸化炭素排出削減目標ですが、これは現在の私たちの生活、事業活動をイメージするとどのようなことになるのでしょうか？

実は、以下に示すような生活、事業活動と同じ意味となります。

部門	削減目標	現在の生活、事業活におけるイメージ
民生(家庭)	612kg-CO ₂ /世帯	ほぼ5日に1回(1年間の1/5)は、電気や都市ガスなどを何も使わず生活すること
民生(業務)	2,985kg-CO ₂ /100m ²	ほぼ4日に1回(1年間の1/4)は、電気や都市ガスなどを何も使わずに事業活動を行うこと

このような不便な生活や事業活動を制限しなくても、本計画に基づくアクションプランをみんなで実行すれば、削減目標を達成できます。



(2) 団体のアクションプラン

① 地球温暖化対策の普及啓発活動

イベントや講習などを開催し、ライフスタイルや事業活動を見直す機会を提供します。

■ 各種イベントの活用

【例】“お祭り”などの地域に根ざした行事の際に、身近な省エネルギーの取組などについて普及啓発を行う。

■ 環境学習やイベントの開催

【例】地域での活動等を通じて“具体的に何をすればよいか”を伝える。

【例】地区、商店街単位での環境学習・啓発イベントを実施し、地域で活動する人材を育成する。

■ 省エネルギー化へのアドバイスの実施

【例】「環境家計簿」などを活用して、アドバイスを行う。

■ 地域独自のエコポイントの導入など、各主体が連携した取組の実践

■ 3R（ごみの発生抑制、再使用、リサイクルの実践）の実践

【例】“ごみを再使用または再利用する工夫”をイベントなどで実践し、周知する。

■ 地域における緑化推進活動

【例】「グリーンデー」を設けて、家庭でできるみどりの作り方を周知する。

② ネットワークづくり

地球温暖化対策におけるリーダー的役割を担い、各主体への情報提供などを積極的に行い、「環境」をキーワードに面的広がりを構築します。

■ 各主体の連携のきっかけ作り

【例】地域活動により得たネットワークを活用して、単身世帯を巻き込むイベントを実施する。

■ 活動の情報発信

【例】自らの活動による成果を具体的にまとめて公表する。

3

事業者のアクションプラン

～オフィス、学校、ホテル、病院、飲食店、小売業、大型小売業などにおける取組～

① 地球温暖化対策の普及啓発活動・意識の向上

社内・校内で地球温暖化対策に関する検討組織を設け、組織的に取り組みます。また、内外を問わず、イベントや講座への参加や開催をすることにより、ライフスタイルや互いの事業活動を見直すきっかけ作りをします。

■ 省エネルギーや二酸化炭素排出量の削減についての具体的な目標設定と取組の実践**■ イベントや講座への積極的参加**

【例】 イベントスタッフや出展者として地域との連携を図る。

【例】 他の主体が開催する講座に参加し、知識を高める。

■ イベントや講座の開催

【例】 事業所内で“省エネルギーコンテスト”を実施する。

【例】 社内教育のほか、小学校等へ出向き、「地球温暖化」をテーマとしたワークショップを開催する。

■ 地域との連携

【例】 地球温暖化対策に関する情報を共有する。

■ 環境に配慮した製品の購入

【例】 「リサイクル製品などの環境に配慮した製品」「近隣で栽培された野菜などの旬な食材」などを購入する。

■ エネルギー消費量について、同業種の他企業との情報交換

【例】 イベントなどを通じて得たネットワークなどから、同じ業種のエネルギー消費実態が自分と比べてどのような状況にあるかを確認する。これを受けて、違いについて探ってみる。

コラム 12 大規模事業所セミナー開催による情報交換

区では、区内の大規模事業所による情報提供、情報交換の機会として「文京区地球温暖化対策地域推進分科会」を毎年開催しています。

平成26年度では、大規模事業所と地域による協働の取組の可能性、今後の会のあり方などについて、ワークショップ形式で意見交換を行いました。

主な意見を以下に示します。

大規模事業所、地域での協働の取組の可能性についてのご意見

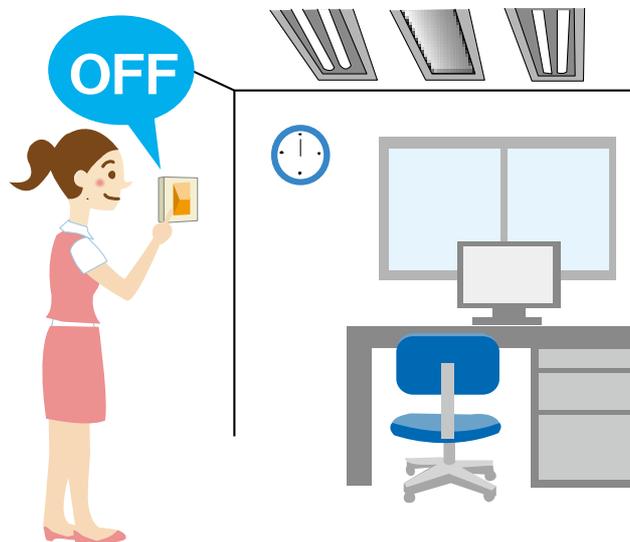
- ・区の節電ポスターを掲出し、省エネ対策への協力を呼びかけている。今後も活用していきたい。
- ・自家用発電機を所有しているが、現状で他の事業者に供給する予定はない。ただし、周辺に大規模事業所が多数所在することから、地域におけるエネルギー融通について、自家用発電機の更新とあわせて、今後検討していく予定である。
- ・地域熱供給をはじめとした地域でのエネルギー確保は、地域での再開発などがなければ新規に実施することは難しい。そのため、現状では民間同士による事業が多いが、今後は行政にも仕組みづくりや補助金支援などで関わっていただきたい。

など

今後の会のあり方についてのご意見

- ・業務ビルの用途別（事務所ビル、テナントビル、教育施設、宿泊施設等）の特徴に合わせた省エネ対策について、区からの情報提供を期待する。
- ・区の特徴などを出しながら、今後も事業所間で情報交換ができる場を提供してほしい。

など



② 再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの実践

再生可能エネルギー・省エネルギー設備を導入するとともに、日々の事業活動の中で省エネルギー行動を実践します。

■ 再生可能エネルギー設備の導入

【例】太陽熱温水器・ソーラーシステムを設置する。

【例】太陽光発電システムを設置し、事業所で使用する電力の一部として使用するとともに、売電により地域にクリーンなエネルギーを供給する。

■ 省エネルギー機器や設備への切り替え

【例】設備更新・導入の際に、効率のよい省エネルギータイプの空調機や、高効率の給湯設備、ボイラー等を導入する。

【例】事業所や店舗などで白熱球を LED や電球型蛍光灯へ切り替える。

■ 「地球温暖化対策報告書制度（東京都）」への参加

■ エコオフィス^{※13}による活動などの組織的な取組の実践

【例】オフィスにおけるエコロジー活動や省エネルギー活動を行う。

■ 職場で個人レベルでの省エネルギーを実践

【例】不要な照明を消す。

【例】使用していないときはパソコンの電源を切る。

【例】OA 機器を省エネモードに設定する。

【例】階段の 2 アップ 3 ダウン^{※14}を心がける。

■ 毎月 7 日をクールアース・デーとして、「我が社の省エネルギー」を実施

【例】残業をせずに、照明の使用によるエネルギー消費を減らす。

■ 省エネルギー診断の利用^{※15}や ESCO 事業の導入

■ 建物の断熱化

■ 事業所におけるエネルギー管理の実践

【例】BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）の導入や毎月の省エネルギーの取組を記録することなどにより、エネルギー使用状況を管理する。

■ CO₂の見える化

【例】LCCO₂^{※16}により、製造工程などで排出している二酸化炭素の数値について“見える化”を行う。

■ 外注先や関連企業などに対し、省エネルギー行動実践の要請

※13 オフィスにおける省エネルギー活動等の取組。または、省エネルギー活動に積極的なオフィスのこと。

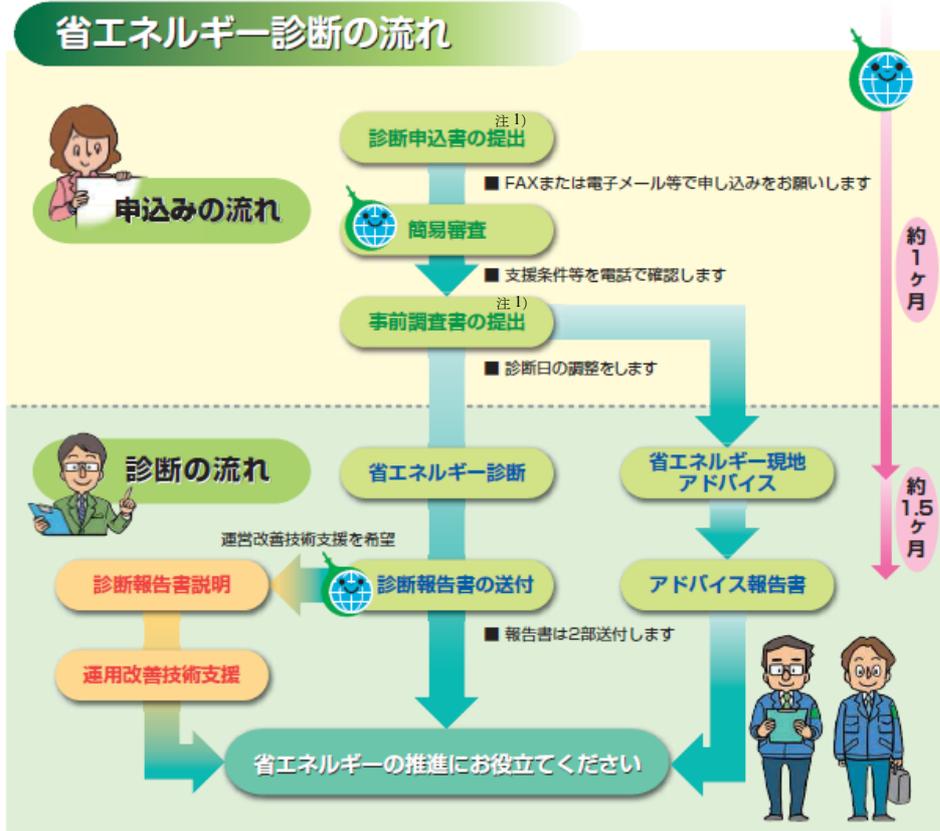
※14 建物内を 2 階上がったたり、3 階下りたりする程度は、エレベーターではなく階段を利用すること。

※15 37 頁コラム 13 参照。

※16 Life Cycle CO₂ の頭文字をとったもの。製造時、運用時及び廃棄時などのすべての段階における二酸化炭素排出量を算出し、廃棄に至るまでの二酸化炭素排出量を評価する手法。

コラム13 省エネルギーは省コスト…！！ ー省エネルギー診断の利用ー

東京都では、中小規模事業所に対し、技術専門員が直接お伺いしてエネルギーの使用状況を診断し、省エネに関する提案や技術的なアドバイスを行う「省エネルギー診断」を実施しています。



出典) 東京都地球温暖化防止活動推進センター^{注2)} web 情報より作成

注1) 診断申込書や事前調査書等の提出窓口は、東京都地球温暖化防止活動推進センターとなる。

注2) 「東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）」は、東京における地球温暖化対策の拠点として、東京都や区市町村等と連携・協力しながら、中小企業向けの無料省エネ診断や省エネ研修会、家庭向けの省エネ、節電に役立つ機器の購入に対する補助など、都内の企業や都民によるCO₂排出量削減の取組を支援している。

過去に省エネルギー診断を受診した事業所では、光熱水費の削減に一定の効果が出ています。ご自身の事業所で取り組める行動や、具体的な光熱水費の削減効果を知りたい場合は、ぜひ活用してみてください。

省エネルギー診断を実施した事業所のエネルギー削減効果（平成20～24年度）

エネルギーの種類	平均削減率
電気	17.1%
ガス	26.2%
水道	16.0%

出典) 東京都地球温暖化防止活動推進センターweb 情報より作成

③ 自動車から排出される CO₂ の削減

自動車の使用から、自転車や環境負荷の小さい公共交通機関（電車、バス）などの使用に切り替えます。

■ 「徒歩での移動」または「自転車の利用」の実践

【例】近所への外出の際は、歩いて行く。

【例】徒歩 15 分以内は自動車に乗らない等の「マイカー規制」のルールを作って実践する。

【例】自転車・レンタサイクルを有効活用する。

■ 駐輪場の確保

【例】自転車での通勤や移動を促すため、駐輪場の確保に努める。

■ 環境にやさしい運転

【例】急発進をやめる、アイドリングストップを実施するなど、エコドライブを実践する。

■ 自動車の定期点検

【例】燃費向上のために、タイヤの空気圧をチェックするなど点検を定期的に行う。

■ 次世代自動車等への買替え

【例】買替え時など購入が必要な際は、低燃費車や次世代自動車等を導入する。



コラム 14 区内事業所での取組事例

区内の代表的な業種である大学やホテル、テナントビル、印刷業などの事業所を対象として、実施している取組などを把握するためのヒアリングを実施しました。

以下に主な取組を紹介します。

大学	<ul style="list-style-type: none"> ・BEMS 導入によるエネルギーの見える化を行っている。 ・総長直轄のプロジェクト室を設置し、低炭素キャンパス化を最優先に地球温暖化対策を進めている。 ・国内クレジットを活用し、大企業と連携した CO₂ 削減を実施している。 ・区と人材育成、地域連携等の相互協力に関する協定を結んでいる。 <p style="text-align: right;">など</p>
ホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・BEMS 導入によるエネルギーの見える化を行っている。 ・ソフト対策は、業務に影響を及ぼすことのない範囲で可能なものを実施している。 ・他の企業と、同じホテル客室冷暖フリーシステムに更新したことをきっかけとして、情報交換を不定期に実施している。 <p style="text-align: right;">など</p>
テナントビル	<ul style="list-style-type: none"> ・BEMS 導入によるエネルギーの見える化を行っている。 ・照明(LED 等)、空調設備の更新を行っている。 ・LOW-E ガラスを導入している。 ・空調温度調節を実施している。 ・「省エネルギー管理向上ビル^{※17}」に認定されている。 ・「中小低炭素モデルビル^{※18}」に認定されている。 ・オーナーの考えで快適と省エネ(省コスト)の両立を実現することにより、テナントの満足度を向上しようとしている。 <p style="text-align: right;">など</p>
印刷	<ul style="list-style-type: none"> ・照明(LED 等)、空調設備の更新を行っている。 ・空調温度調節を実施している。 ・「印刷産業環境優良工場奨励賞^{※19}」を受賞している。 <p style="text-align: right;">など</p>
医療機器製造・販売	<ul style="list-style-type: none"> ・照明(LED 等)、空調設備の更新を行っている。 ・空調温度調節を実施している。 <p style="text-align: right;">など</p>

※17 一般社団法人日本ビルエネルギー総合管理技術協会が、省エネ度を評価する「ビルエネルギー管理・評価システム (BAMS)」の普及を推進するために開始した「ビルの省エネルギー推進表彰制度」における賞の名称の一つ。

※18 東京都が CO₂ 排出量の少ない低炭素なビルを7つの区分で評価する「低炭素ビルの評価指標 (低炭素ビルベンチマーク)」において、低炭素ビルベンチマークが4番目に高い A1 以上と認定された積極的に省エネに取り組む中小テナントビルの名称。

※19 一般社団法人日本印刷産業連合会が、印刷産業界における各企業の環境問題に対する取組を促進するために実施している印刷産業環境優良工場の表彰制度における賞の名称の一つ。

④ 緑化への取組

既にある“みどり”を大切にしながら、生垣や屋上緑化などにより身近な緑化を推進します。

■ 事務所内の緑化

【例】事務所や店舗などの屋上・壁面を緑化する。

【例】敷地にみどりを植えたり、事務所に観葉植物などを置いたり、みどりを増やす。

コラム 15 屋上緑化・壁面緑化

郊外に比べて都心部ほど気温が高いという現象をヒートアイランド現象といいます。等温線が島のような形になることから、その名前がついています。

緑化に取り組むことは、ヒートアイランド現象の緩和に非常に有効な手段ですが、なかなか緑化できる空き地やスペースがないのが現状です。

そこで、屋上緑化や壁面緑化が注目されています。



屋上緑化や壁面緑化には、ビルの外壁における断熱効果やビルの空調等の省エネルギーなどが期待できます。

また、屋上緑化や壁面緑化によって、今以上に緑を増やすことにより、都市景観の向上、日常的な緑とのふれあい、鳥や昆虫を呼び戻すことなど、心にやすらぎを与えるという効果もあります。

出典) 東京都「あなたの屋上も緑化できます」より作成

⑤ 3R（ごみの発生抑制、再使用、リサイクル）の実践

3Rとは、「Reduce（リデュース）ごみの発生抑制」、「Reuse（リユース）再使用」、「Recycle（リサイクル）再資源化」の3つのRをとったものです。3R活動を推進し、ごみの減量を図ります。

■ ごみを抑制する行動の実践

【例】マイバッグの利用を促す。

【例】過剰包装をしない。

■ 事業活動における取組の実践

【例】イベント等においてリターナブルカップ^{※20}を利用する。

■ 環境配慮設計及びその周知の徹底

【例】商品を開発する際は、リサイクルしやすい設計などに努め、販売する際は、その周知に努める。

【例】修繕・修築やリフォームの施工の際には、環境に配慮する。



※20 紙コップなどのように使い捨てではなく、繰り返し使用できるカップのこと。

コラム 16 事業者における省エネルギー対策のメリット

省エネルギー対策は、地球温暖化の防止だけではなく、エネルギーコストの削減につながります。

東京都の「中小低炭素モデルビル」に認定されている文京区内のビルでは、2013 年度に 2003 年度と比較して約 50%の CO₂ 排出削減とともに大幅なコスト削減を達成しているそうです。

区内事業者のみなさんもこのようなモデルケースを参考に、できることからはじめてみてはいかがでしょうか？

事業所における取組例

空調

- ◇オフィス空間の室温を把握・管理しましょう。
温度を1℃緩和すると消費電力が約 10%削減
- ◇快適性を維持しながら空調負荷を低減する工夫を取り入れましょう。



照明

- ◇不要な照明は、确实・こまめに消しましょう。
- ◇照明は間引き点灯しましょう。
- ◇蛍光灯は定期的に清掃しましょう。
- ◇照明設備（ランプ）の更新を検討しましょう。
白熱電球を LED などにかえると消費電力が約 1/4~1/6



事務機器・電気機器

- ◇省エネルギー型の機器を選択しましょう。
- ◇ディスプレイの明るさ（輝度）を最適なレベルに調整しましょう。
明るさを 40% 下げると消費電力が 12~30%削減
- ◇長時間の不使用・離席時の待機電力をカットしましょう。



エネルギー等使用状況の把握

- ◇毎月の光熱水費に加えてエネルギー使用量を把握しましょう。
- ◇データを整理して課題発見や効果検証に活用しましょう。



職員研修

- ◇省エネルギーなどに関する職員研修を実施しましょう。



自動車

- ◇社用車を使用する際に、アイドリングストップを心がけましょう。
- ◇社用車には、低燃費車や低公害車を購入使用しましょう。



※上記の効果は「中小規模事業所の省エネルギー対策テキスト（東京都環境局）」を参照しています。効果あくまでも目安ですので、施設規模や設備の稼働状況などの条件により異なります。

出典）東京都環境局「中小規模事業所の省エネルギー対策テキスト」より作成

4 区のアクションプラン

① 地球温暖化対策の普及啓発・推進

地球温暖化対策として、区民・団体、事業者がそれぞれどのようなことを取り組むべきか、省エネルギーや地球温暖化に関する学習の推進などの普及啓発や情報発信を行います。

■ 区報・ホームページ・情報誌など様々な媒体による情報発信

- 区報・ホームページ・CATVによる“適切な”地球温暖化対策の情報発信
- 文京区地域公益活動情報サイト（こらびっと文京）による情報発信
- 国・東京都・関係機関等の関連情報提供
- 計画概要版の区有施設への配置、「Bーぐる」車内への掲載などによる情報発信

■ イベントの開催／学習の推進

- 地球温暖化対策に関する各種イベント（省エネ探検ツアー、省 CO₂大賞など）の開催
- 次世代を担う子どもたちへの環境教育の推進
- 親子環境教室の実施
- 環境保全ポスター図案コンクールの実施
- 環境ライフ講座の実施
- 地域における学習会への職員等の派遣（文京お届け講座）
- 国・東京都・関係機関等による各種イベントの情報提供

■ 「文京版クールアース・デー」の実施

- クールアース・フェアの開催
- 区報・ホームページでの「文京版クールアース・デー」による身近な取組の情報発信

コラム 17 毎月7日は・・・、文京版「クールアース・デー」

2008（平成20）年7月7日の七夕の日にG8サミット（洞爺湖サミット）が開催されたことをきっかけに、天の川をみながら、地球環境の大切さを国民全体で再認識し、年に一度、低炭素社会への歩みを実感するとともに、家庭や職場における取組を推進するための日として、クールアース・デーが7月7日（七夕の日）に設置されました。

文京版「クールアース・デー」は7月だけでなく、毎月7日に各家庭、事業者で省エネルギーや地球温暖化対策に取り組もうというものです。文京区全体で一丸となって取り組んでいきましょう！



「文京版クールアース・デー」の啓発イベントの様子（平成26年度）

② 区民・団体、事業者への取組支援

区民・団体、事業者などの各主体による地球温暖化対策を推進するため、様々な施策を実施し、それぞれの取組を支援していきます。

<各主体との連携・協力の推進>

■ 協働・協治の推進／NPO 等への参加・活動支援

- 環境関連施策における協働の推進
- 区民・団体等によるイベントへの支援、協力
- 提案公募型制度の充実
- NPO 法人やボランティア団体等の紹介
- 各主体の相互交流や情報交換ができる機会の設定
- 大学・企業等との協働の推進

<再生可能エネルギー・省エネルギー対策>

■ 再生可能エネルギー機器や設備の普及啓発・導入支援

- 再生可能エネルギー機器設置助成

■ 省エネルギー機器や設備の普及啓発・導入支援

- 省エネルギー機器（高効率給湯器、蓄電池など）設置助成
- 中小企業向け融資あっせんの実施
- 中小企業向け省エネルギー研修
- 公衆浴場クリーンエネルギー化等事業補助
- 低炭素建築物の認定

■ 省エネナビやエコワット、環境家計簿の普及啓発

■ 事業活動における環境マネジメントシステム^{※21}の普及促進

■ 省エネ診断の普及啓発

■ 省エネビルの普及促進

■ 環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）行動の普及促進

■ 各種啓発事業による間接的な省エネルギー行動の推進

- 家庭の日啓発事業の実施／家族がリビングで団欒することが省エネルギーに繋がる。
- シニア入浴事業の実施／公衆浴場を利用することが省エネルギーに繋がる。

コラム 18 まずは知ることから始めよう！

自分が、いつもどれくらいのエネルギー（電気・ガスなど）を消費して生活しているのかご存知ですか？

再生可能エネルギーの導入や省エネルギーのために、機器や設備を新たに購入したり、買い換えたりするにはお金がかかります。

それはちょっと・・・という方は、まずはご自身の毎月のエネルギー消費量を把握して、生活の中でどんな無駄があるかを考えてみましょう！



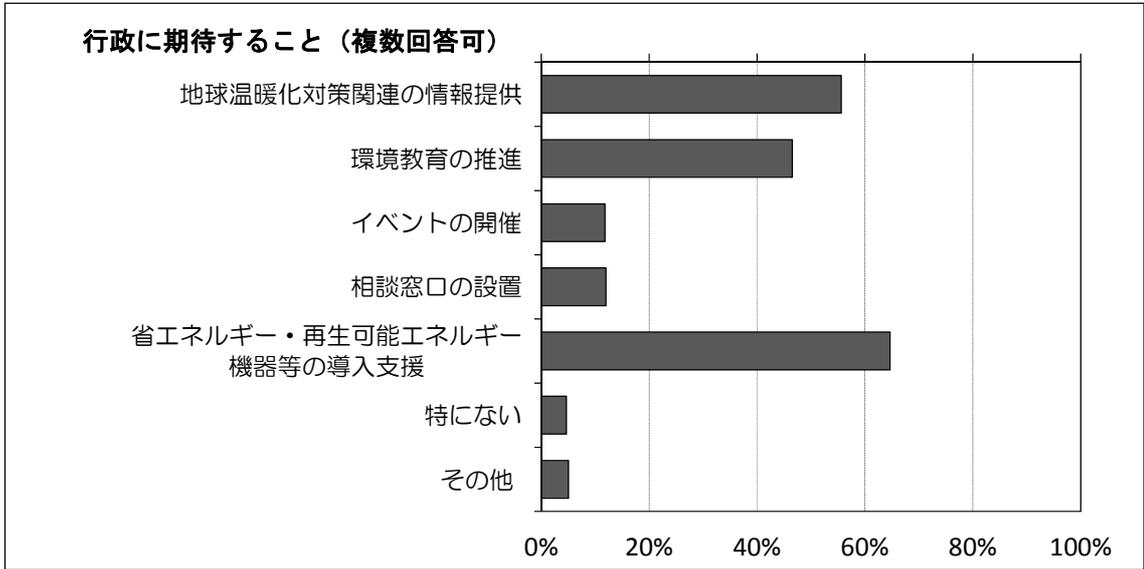
※21 事業活動に伴う環境負荷を、組織的かつ継続的に削減するための管理システム（ISO14001 やエコアクション 21 など）。

コラム 19 耳を澄ませば・・・、「地域の声」

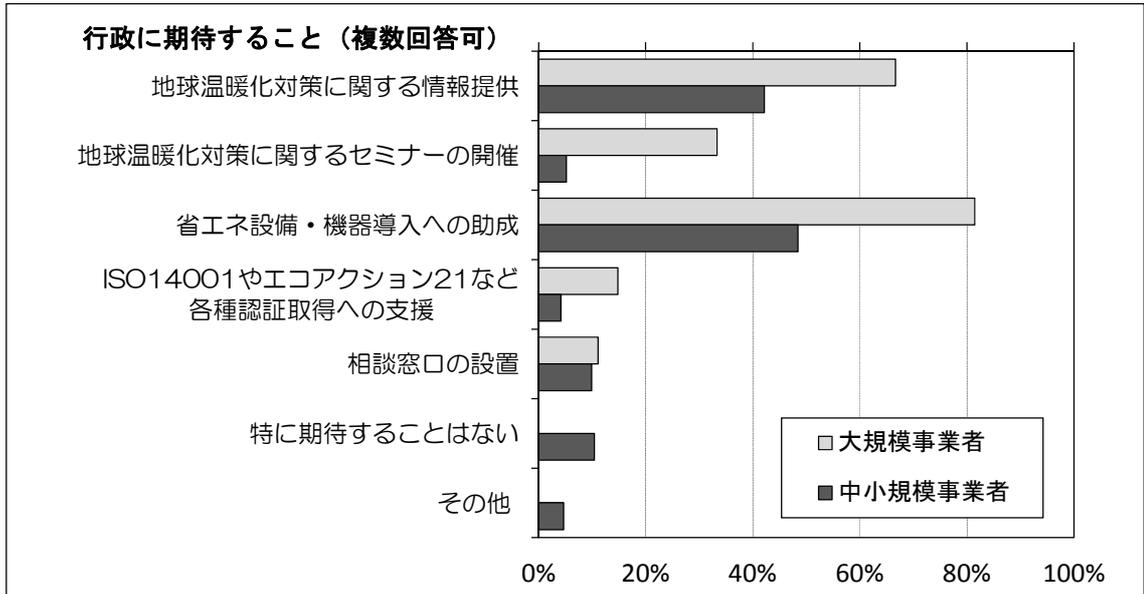
地球温暖化対策は、私たちが直面する共通の課題です。また、その手立てや方法には、実に様々なものがあり、「どこから??」「何を??」「どのように??」始めるかを決めるのは、簡単なことではありません。

計画の見直しにあたって区のアクションプランは、区民や区内事業者へのアンケートやワークショップなどの機会を設け、さまざまなご意見を参考にしながら、強化・拡充を図りました。

【区民アンケート】



【区内事業者アンケート】



<自動車から排出されるCO₂の削減の推進>

■ 移動手段の見直しに関する意識啓発

- エネルギーを使用しない「徒歩」のほか、「公共交通機関」などへの切り替え効果の周知

■ 公共交通機関の利用促進

- コミュニティバス「Bーぐる」の利用促進

■ 総合的自転車対策の実践

- 関係機関等との連携による安全な自転車利用の促進
- レンタサイクルの有効活用
- 自転車レーンの整備に向けた関係機関との調整

■ エコドライブの普及促進

■ カーシェアリングの普及啓発

■ 次世代自動車等の普及啓発

<緑化対策・ヒートアイランド対策>

■ みどりの保護・育成の促進

- 「文京区みどりの保護条例」に基づく緑化指導
- 保護樹木・樹林の制度による樹木の維持管理支援
- 生垣造成補助、屋上等緑化補助

■ みどりの保全

- 街路樹・植樹帯の保全

■ 環境改善舗装の実施

- 透水性・遮熱性舗装、保水性舗装の実施

■ 雨水利用の推進

- 打ち水用品の貸出

<3R（ごみの発生抑制、再使用、リサイクル）の推進>

■ 区民一人一日当たりのごみ量の削減のための啓発

- 「Bunkyo ごみダイエット通信」の発行

■ 区内リサイクル率の向上

- 集団回収への支援

■ リサイクルに関するイベントの開催／学習の推進

<まちづくり>

■ 低炭素に向けたまちづくり

- 再開発等にあわせた効率的なエネルギー利用（スマートコミュニティ等）の検討
- 低炭素建築物の認定

③ 率先行動

文京区も区内事業者の1つです。文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づき、文京区の各施設の省エネルギー対策や地球温暖化防止の観点に立ち、行動することにより、率先して地球温暖化対策に努めます。

■ 施設の省エネルギー化・再生可能エネルギーの導入

- 新築、改築、改修工事の際の断熱化・設備の高効率化
- 管理運営を委託する指定管理者の評価に環境配慮項目を導入
- 新築・改築する区施設における太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギー利用
- 街路灯・保安灯のLED化

■ 環境に配慮した物品・資材等の活用

- グリーン購入及び環境配慮契約法の推進
- 区施設への環境に配慮した資材等の活用

■ 職員への意識啓発

- 「地球温暖化」に関する職員研修の実施
- 「明日通信（文京区地球温暖化対策ニュース）」^{アースニュース}の発行
- 不要な照明の消灯
- 使用していないときはパソコンの電源をオフ
- 階段の2アップ3ダウンの実施
- クールビズ、ウォームビズの実施
- ノー残業デー・月間の実施

■ 省エネルギー行動の実践、省エネルギー行動の導入

- 省エネルギー型OA機器の導入
- 次世代自動車等の導入
- 省エネルギー型照明（LED等）への切り替え

■ 3R（ごみの発生抑制、再使用、リサイクル）の実践

④ 地球温暖化への適応策の推進

これまでの地球温暖化を緩和するための対策を推進するとともに、地球温暖化による影響に備えるための対策（適応策）を図ります。

■ 熱中症予防等の推進

- 区報・ホームページによる情報発信
- 高齢者への普及啓発
- 各種イベント時における情報提供

■ 感染症予防等の推進

- 区報・ホームページによる情報発信
- 予防接種事業の実施

■ 集中豪雨等による都市型水害に強いまちづくり

- 避難所運営協議会の運営支援
- ハザードマップの作成・公表
- ホームページ等による神田川の水位・区内の雨量情報の発信
- 雨水流出抑制施設の設置に関する指導
- 雨水浸透ます設置工事及び清掃
- 雨水貯留槽設置等の検討
- 水害用土のうの堆積及び配付
- 急傾斜地崩壊危険個所等の経過観察及び巡回

⑤ 計画等の着実な推進

地球温暖化対策を総合的に推進するため、関係部署との連携を図りつつ、効果的に関連施策を推進します。

■ 庁内推進体制の整備／地球温暖化対策実行計画の再構築による対策強化

■ 様々な二酸化炭素排出量削減の方策の検討

■ 地球温暖化対策に関連する各種計画の着実な推進

（文京区都市マスタープラン、モノ・プラン文京 など）

■ 国や東京都、他自治体等との連携・情報交換

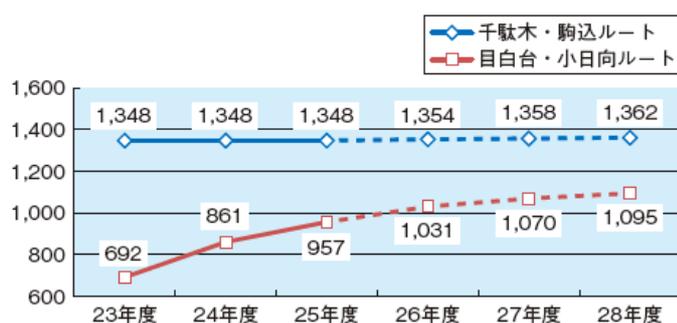
コラム 20 エコな移動手段を選ぼう！

皆さんは、普段どのような移動手段を利用していますか？

文京区では、コミュニティバス「Bーぐる」を運行しており、区内を巡る人々の足として多くの方に利用されています。

エコの視点からも、公共交通機関を選択するように心がけていきましょう。

コミュニティバスの一日常たり利用者数（人）



出典) 文京区「基本構想実施計画 平成26年度～平成28年度」より作成

コラム 21 地球温暖化への適応策の重要性

これまでの地球温暖化を緩和するための対策だけでなく、起こりうる地球温暖化の影響に備える「適応策」にも近年関心が高まっています。

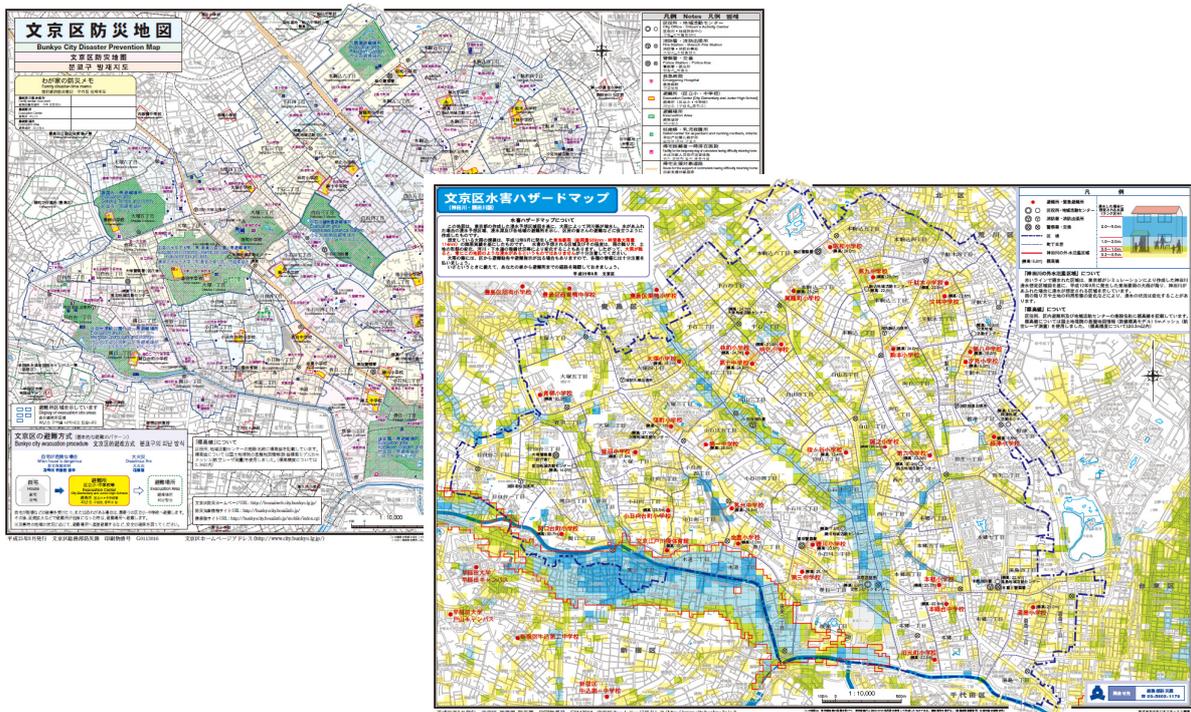
私たちの身のまわりでも、気温上昇による熱中症の増加や大雨などによる都市水害などが起こりうる可能性があるため、熱中症予防や災害時の避難所・避難場所の確認など、日頃から意識できる取組を行いましょう。



地球温暖化による身の回りに起こりうる影響の例

出典）全国地球温暖化防止活動推進センターweb 情報より作成

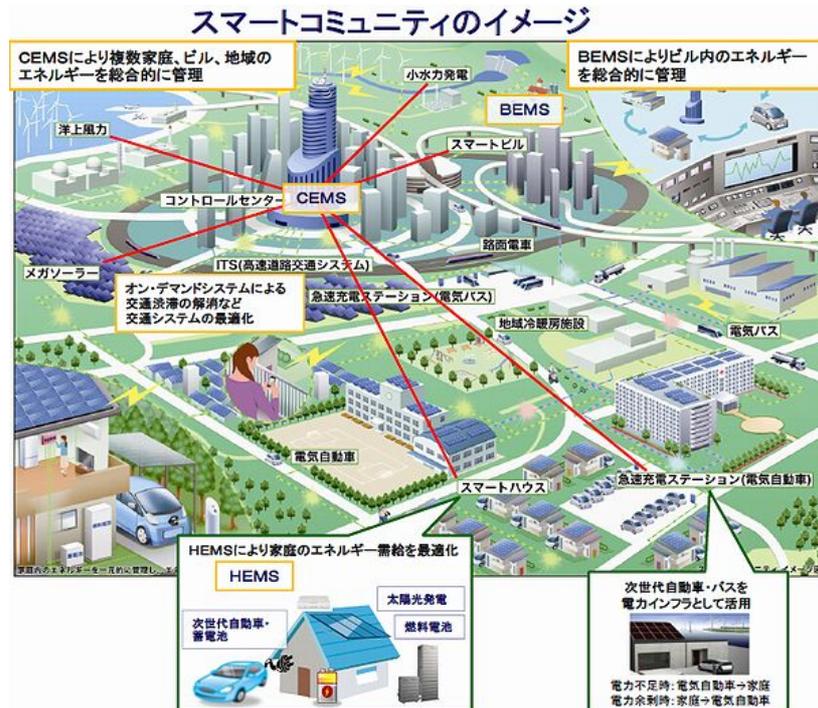
区では、適応策の一環として「文京区防災地図」や「文京区水害ハザードマップ」を作成し、ホームページ等で公表するなどの取組を行っていますので、みなさんも関連する情報を入手するように心がけましょう。



コラム 22 スマートコミュニティとは

「スマートコミュニティ」とは、生活の質を高めながらも、環境負荷を抑えつつ健全な経済活動を促すことで、さらなる成長を続けられる新しい都市の姿です。

経済産業省では、横浜市、豊田市、けいはんな学研都市（京都府）、北九州市の4地域において大規模な社会実証を平成22～平成26年度に実施しています。



出典) 経済産業省 web 情報より作成

また、現在、国では「電気事業法」の改正に向けて、「広域系統運用の拡大」、「小売及び発電の全面自由化」、「法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保」の電力システム改革の3本柱の議論が進められています。

なお、平成28年度を目指して議論が進められている「小売及び発電の全面自由化」が実現した場合、私たちはより環境にやさしい電気や安い電気などを自由に選択する時代に突入することになります。

	実施時期	法案提出時期
【第1段階】 広域的運営推進機関の設立	平成27年(2015年)を目途に設立	平成25年(2013年)11月13日成立 (※第2段階、第3段階の実施時期・法案提出時期、留意事項を規定)
【第2段階】 電気の売業への参入の全面自由化	平成28年(2016年)を目途に実施	平成26年(2014年)通常国会に法案提出
【第3段階】 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の売料金の全面自由化	平成30年から平成32年まで(2018年から2020年まで)を目途に実施	平成27年(2015年)通常国会に法案提出することを目指すものとする

出典) 経済産業省「電気事業法等の一部を改正する法律について」より作成



第6章 計画の進行管理

本計画で掲げた目標を達成するためには、区民・団体、事業者、区など、それぞれの主体が、この計画を共有するとともに、日々の行動やライフスタイルを見直し、さらには、これらを継続・発展させていかなければなりません。

それには、この計画で掲げたアクションプランの一つひとつについて、それぞれの役割に応じ、着実に行動していくことが重要です。そして、この大きな課題に対しては、各主体が地球温暖化対策に関する情報を共有し、理解を深め、それぞれが連携して取り組むことで、より大きな成果が期待できます。

1 推進体制

区民・団体、事業者、区などそれぞれの主体で構成する「文京区地球温暖化対策地域推進協議会」を中心として、引き続き本計画を総合的、かつ、計画的に進めていきます。

この協議会は、次の役割を担っていきます。

(1) 計画の進行管理

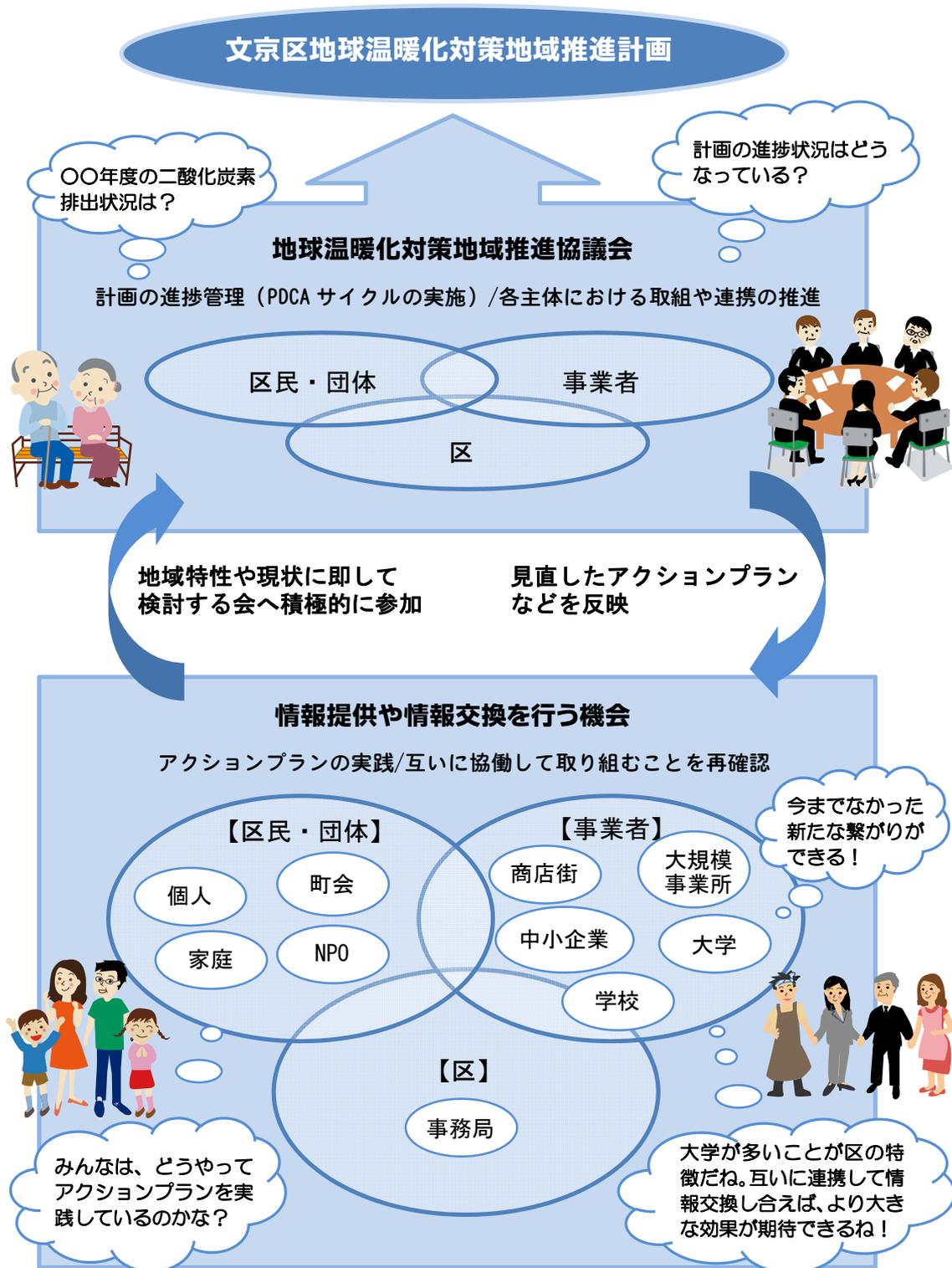
文京区における二酸化炭素排出量や各主体が実施する取組状況（＝アクションプランの実践状況）を定期的に点検・検証し、これらの評価を踏まえて、必要な見直しを行うことで、目標達成に向けた継続的な改善を図っていきます。

(2) 各主体における取組や連携の推進

区民・団体、事業者、区などの各主体の連携を深めるとともに、具体的な取組（＝アクションプラン）を促すため、地域においてアクションプランを実践する人や実践したいと考えている人などからなる「文京区地球温暖化対策地域推進分科会」を設置・拡大することで、有効な情報提供や情報交換ができる環境を引き続き強化していきます。

コラム 23 推進体制のイメージ図

下の図は、削減目標の着実な達成に向けた推進体制をイメージしたものです。みんなで力を合わせて推進していきましょう！



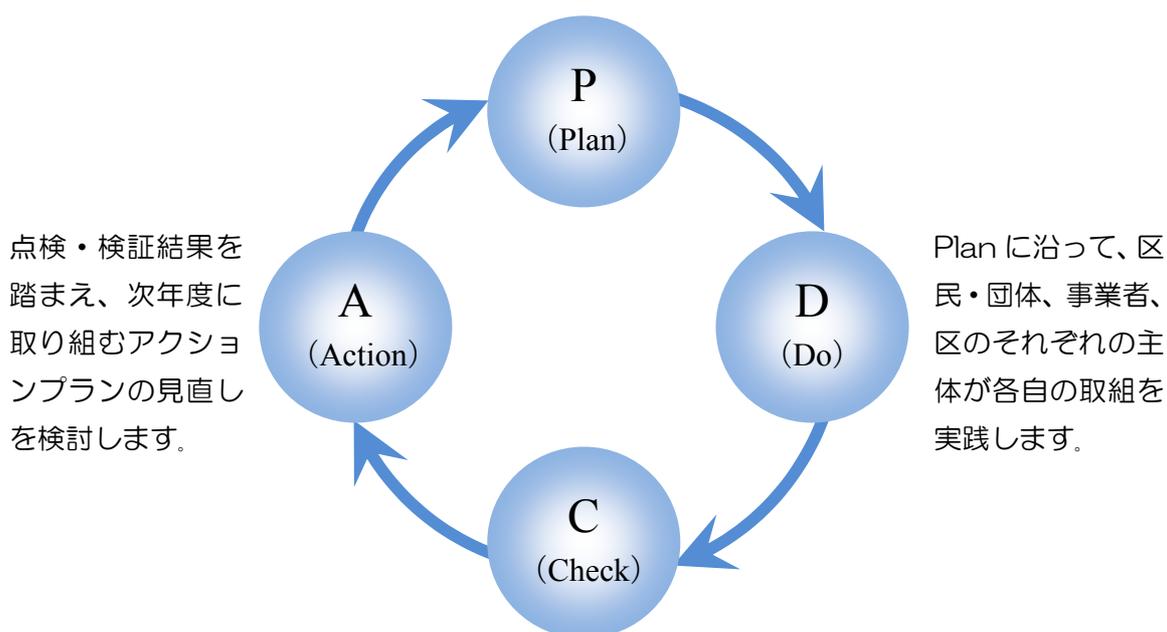
2 進行管理 ～PDCA サイクルによる推進～

(1) 進行管理の基本的な考え方

本計画で掲げた目標を達成するためには、区民・団体、事業者、区のそれぞれが協働してアクションプランを実施していかなければなりません。PDCA サイクル（図 6-1 参照）により、アクションプランの実施状況を客観的に把握し、必要に応じて見直しを行うなど目標達成に向けた進行管理をしていきます。

また、各主体が自らの取組について、個々に PDCA サイクルを実践し、地球温暖化対策を継続・発展させていくことも重要です。

地球温暖化対策地域推進協議会が中心となり、重点的に取り組むべき課題と目標を設定します。



各主体における取組状況や対策の効果を点検・検証するとともに、二酸化炭素排出量等を確認し、計画の進捗状況を把握します。

図 6-1 PDCA サイクルによる進行管理

(2) 代表指標の設定

計画の進行管理にあたっては、目標としている二酸化炭素排出量（全排出量、世帯あたり排出量・延床面積あたり排出量）などのほか、二酸化炭素排出量に関連する主要なエネルギー消費量（電気、都市ガス）、各主体が取り組んでいるアクションプランの実践状況を定量的に評価するため、「代表指標」を新たに設定します。

今後の電気事業法の改正（小売全面自由化など）をはじめとした法制度や社会・経済状況、気候などの要因により、増減に影響を及ぼす可能性が想定されますが、一つの指標として推移を把握・評価していきます。

代表指標（エネルギー消費量）

分類	指標	現状 (2013年度)	将来の目安 (2019年度)
エネルギー	電力消費量（億 kWh）	16.8	14.0
消費量 ^{注1)}	都市ガス消費量（1000万 m ³ ）	7.9	7.2

注1) 主要なエネルギーとして電力消費量、都市ガス消費量を代表指標に設定しているが、**灯油やガソリン等も含む全てのエネルギー消費量を削減することが重要**となる。

代表指標（アクションプラン実施状況）

主体	指標	現状 (2013年度)	将来の目安 (2019年度)
区民・団体	地球温暖化に対する意識向上率（%）	—	100
	区内再生可能エネルギー設備導入量（kW） ^{注1)}	2,641	3,500
	一人一日あたり家庭ごみ排出量（g/人・日） ^{注2)}	405	345
事業者	地球温暖化に対する意識向上率（%）	—	100
	「地球温暖化対策報告書制度」の提出件数（件） ^{注3)}	580	700
区	庁内 CO ₂ 排出量（t-CO ₂ ） ^{注4)}	18,402	—
	街路灯・保安灯の LED 導入灯数（灯）	2,022	2,572
	環境ライフサポーター登録数（人）	—	90

注1) 平成26年5月時点。

注2) 現行の文京区一般廃棄物処理基本計画「モノ・プラン文京」に基づいて、2019年度の目安を設定しているが、計画改定にあわせて変更される可能性がある。

注3) 平成26年10月時点。

注4) 文京区役所地球温暖化対策実行計画の改定にあわせて、2019年度の目安を設定する。

資料編

資料編では、“文京区における二酸化炭素排出量の現況及び将来推計”や、“本計画の見直しにあたり実施したアンケート結果”について掲載しています。本編を読む際の参考にしてください。

また、“参考情報”と“出典一覧”は、興味をもった分野や言葉について調べる際に活用してください。

資料 1 文京区における二酸化炭素排出量の現況（実績値）

実績値の算定には、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」により開発された「温室効果ガス排出量算定手法の標準化」を使用しました。

(1) 実績値の算定方法

二酸化炭素排出量の算定における部門分類と算定方法は、それぞれ資一表 1 と次頁の資一表 2 のとおりです。

資一表 1 二酸化炭素排出量算定にあたっての部門分類

部門		説明
産業	農業	農業の「法人または個人による農地などでの農業活動」に伴うエネルギー消費量が対象。
	建設業	建設業の「法人または個人による建設現場などでの建設活動」に伴うエネルギー消費量が対象。
	製造業	製造業に属する「法人または個人による工場・事業所内での産業活動」に伴うエネルギー消費量が対象。 注) 印刷・同関連業は、製造業に含まれる。
民生	家庭	住宅内で消費したエネルギー消費量が対象。 注) 自家用車や公共交通機関の利用など人や物の移動に利用したエネルギー源の消費はすべて運輸部門に該当する。
	業務	第三次産業 ^{※22} が事業所内で消費したエネルギー消費量や他のいずれの部門にも帰属しない最終エネルギー消費が対象。 ただし、第一次産業 ^{※23} ・第二次産業 ^{※24} であっても、その間接的な部門（本社事務所、研究所など）であって、オフィスビルに入居するなど工場から独立した事業所でエネルギー消費を行う場合も対象となる。 注) 業務部門に属する業種でも、事業所の外部で人や物の移動輸送に利用したエネルギー消費は運輸部門に該当する。
運輸	自動車	自動車による公道などにおける人・物の輸送・運搬に消費したエネルギー消費量が対象。
	鉄道	鉄道による人・物の輸送・運搬に消費したエネルギー消費量が対象。
一般廃棄物		一般廃棄物中のプラスチック・合成繊維の燃焼に伴う二酸化炭素排出量が対象。

出典) 独立行政法人 経済産業研究所「総合エネルギー統計の解説」より作成

※22 産業分類で、サービス産業の部門が分類される。商業、情報通信業、金融・保険業、公務、サービス業、電気・ガス・水道業等。

※23 食糧など最も基礎的な生産物の生産にかかわる産業。農業、林業、水産業。

※24 産業分類で、製造・加工業の部門が分類される。製造業、建築業、鉱工業。

資一表 2 二酸化炭素排出量の算定方法（部門別）

部門		電力・都市ガス	電力・都市ガス以外
産業	農業	東京都の燃料消費原単位に活動量（農家数）を乗じた。	
	建設業	東京都の建設業燃料消費量を建築着工床面積で案分した。	
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> ■電力：右に同じ。 ■都市ガス：工業用供給量を計上した。 	都内製造業の業種別製造品出荷額当たり燃料消費量に文京区の業種別製造品出荷額を乗じることにより算定した。
民生	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ■電力：従量電灯、時間帯別電灯、深夜電力を推計し積算した。 ■都市ガス：家庭用都市ガス供給量を計上した。 	灯油について、世帯当たり支出（単身世帯、二人以上世帯を考慮）に、単価、世帯数を乗じ計上した。また、算定手法に従い、LPG 使用世帯はゼロと算定した。
	業務	<ul style="list-style-type: none"> ■電力：文京区内供給量のうち他の部門以外を計上した。 ■都市ガス：商業用、公務用、医療用を計上した。 	東京都の建物用途別の床面積当たり燃料消費量に文京区内の延床面積を乗じることにより算定した。 延床面積は、東京都の統計書等を基に固定資産の統計、都有財産、国有財産から推計した。
運輸	自動車	—	東京都の自動車関連のエネルギー消費量から、走行量当たりのエネルギー消費原単位を計算し、文京区内走行量を乗じることにより推計した。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別燃料消費原単位を計算し、文京区内乗降車人員数を乗じることにより推計した。	2011 年度現在、区内にディーゼル機関がないため軽油使用量はゼロとしている。
その他	一般廃棄物	—	廃棄物発生量のうちプラスチックと合成繊維の焼却に伴う二酸化炭素排出量を算定した。

注) 上記は主にエネルギー消費量の算定方法であり、エネルギー源別エネルギー消費量に二酸化炭素排出係数を乗じることにより二酸化炭素排出量を算定している。

(2) 文京区全体の二酸化炭素排出量

① 二酸化炭素排出量の総量

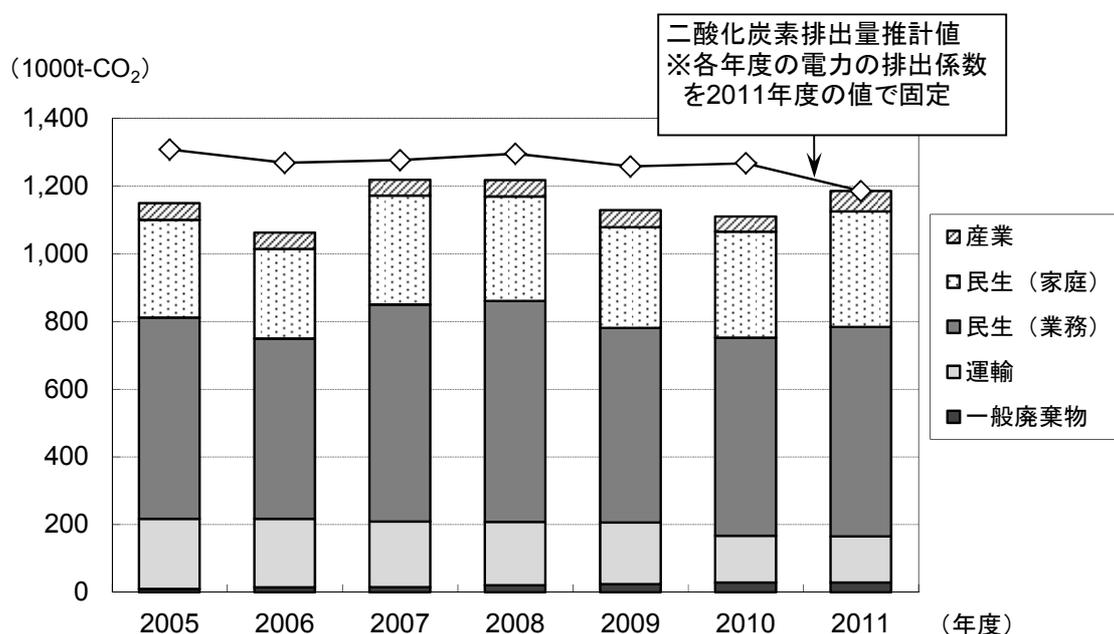
文京区における二酸化炭素排出量は、2011（平成23）年度において、119万t排出されています。この排出量は、東京都全体の1.9%、23区の2.5%に当たり、東京ドーム約487個分の容量に相当します。

文京区の二酸化炭素排出量は、2007（平成19）年度及び2008（平成20）年度をピークに減少するものの、2011（平成23）年度は再び増加に転じています。

資一表3 文京区の二酸化炭素排出量

	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)
二酸化炭素排出量 (1000 t-CO ₂)	1,149	1,062	1,218	1,218	1,129	1,110	1,185
2005(平成17)年度比 増加率(%)	—	▲7.6	6.0	6.0	▲1.8	▲3.4	3.1

出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成



資一図1 部門別二酸化炭素排出量の推移

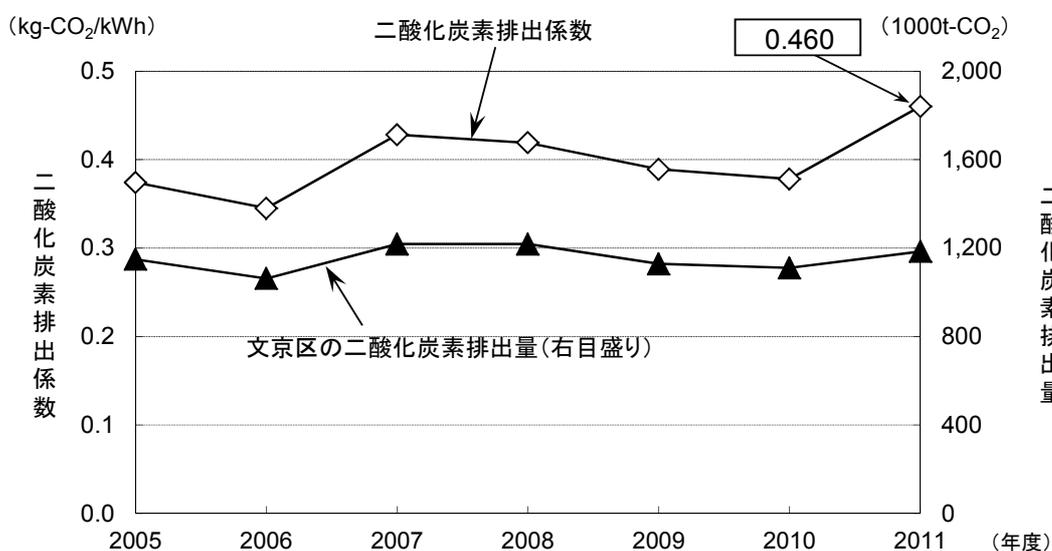
出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

前頁の資一図1において2011(平成23)年度の二酸化炭素排出量が増加したのは、電力の二酸化炭素排出係数が大きかったことが影響しています。

エネルギー消費量を二酸化炭素排出量に換算する「二酸化炭素排出係数」は、電力や都市ガスなど、エネルギーの種類により、年度で異なります。特に、電力では、原子力発電所の稼働率によって発電電力量構成比(火力、原子力、水力など)が変化するため、二酸化炭素排出係数が変動しやすくなっています(例えば、原子力発電所の稼働率が高いと、二酸化炭素排出係数は改善され、係数は小さくなります)。

資一図2は、電力の二酸化炭素排出係数と文京区の二酸化炭素排出量の推移を比較したものであり、いずれも2011(平成23)が突出しています。これは、2011(平成23)年度において、東日本大震災を契機とした原子力発電の稼働停止により、発電電力量構成比が大きく変化したことによるものです。

なお、前頁の資一図1の推計値(◇)は、電力の二酸化炭素排出係数の変動による影響を除くため、直近のデータである2011(平成23)年度の二酸化炭素排出係数で固定して算定^{※25}したものです。以下同様です。



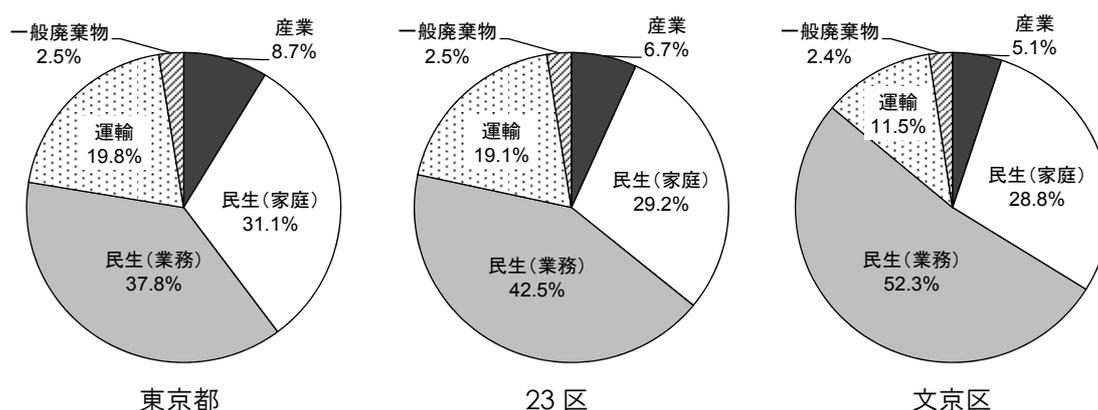
資一図2 電力の二酸化炭素排出係数と二酸化炭素排出量の推移の比較

出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

※25 68 頁 資一図 12 参照。

② 二酸化炭素排出量の部門別内訳

資一図 3 は、部門別二酸化炭素排出量構成比について、文京区と東京都や 23 区を比較したものです。文京区の特徴は、民生（業務）部門の割合が高く、全体の約 2 分の 1 を占めていることです。また、民生（家庭）部門は、全体の約 4 分の 1 となっています。



資一図 3 部門別二酸化炭素排出量構成比 (2011 度)

出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成
東京都「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査 (2011 年度実績)」、
平成 26 年 3 月

資一表 4 部門別二酸化炭素排出量と構成比

(単位：1000 t-CO₂)

	2005 (H17)		2011 (H23)		2005 年度比
	二酸化炭素 排出量	構成比	二酸化炭素 排出量	構成比	
産業部門	49	4.3%	60	5.1%	21.4%
民生(家庭)部門	289	25.1%	341	28.8%	18.2%
民生(業務)部門	594	51.7%	619	52.3%	4.2%
運輸部門	207	18.0%	136	11.5%	▲34.4%
一般廃棄物部門	10	0.8%	28	2.4%	193.6%
合計	1,149	100.0%	1,185	100.0%	3.1%

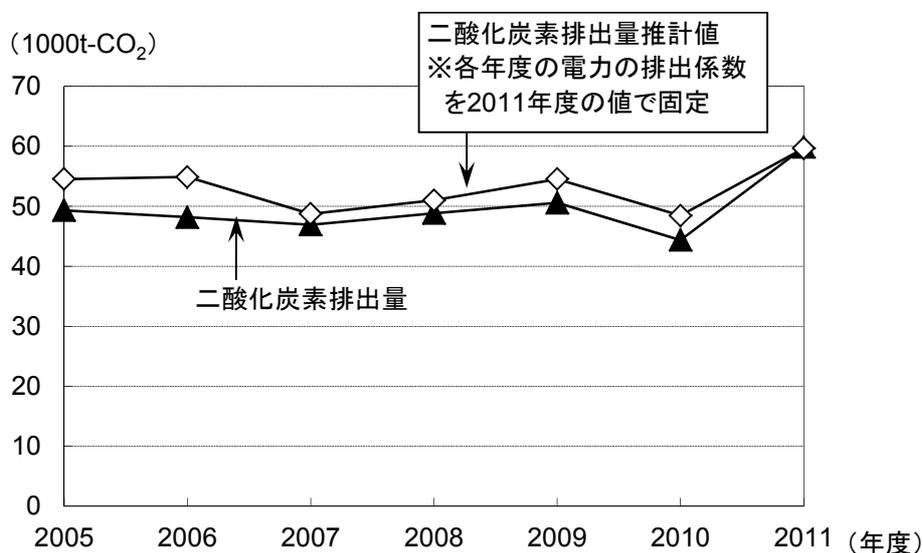
出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

(3) 文京区における各部門の二酸化炭素排出量

① 産業部門

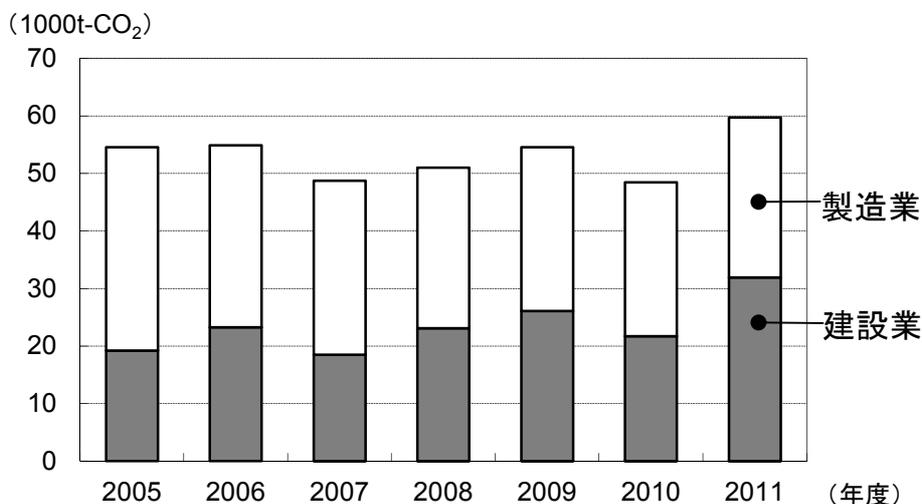
文京区における産業部門には、農業、建設業及び製造業があります。これらの業種別二酸化炭素排出量の推移は、資一図5のとおりであり、製造業における二酸化炭素排出量が減少傾向にある一方で、建設業における二酸化炭素排出量は増加傾向にあります。この結果、資一図4のとおり産業部門全体の二酸化炭素排出量は、基準年度と比較して増加しています。

なお、2011（平成23）年度の農業は、文京区内に1戸のみであり、資一図5のグラフ上に現れないほど小さな割合です。



資一図4 産業部門の二酸化炭素排出量の推移

出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成



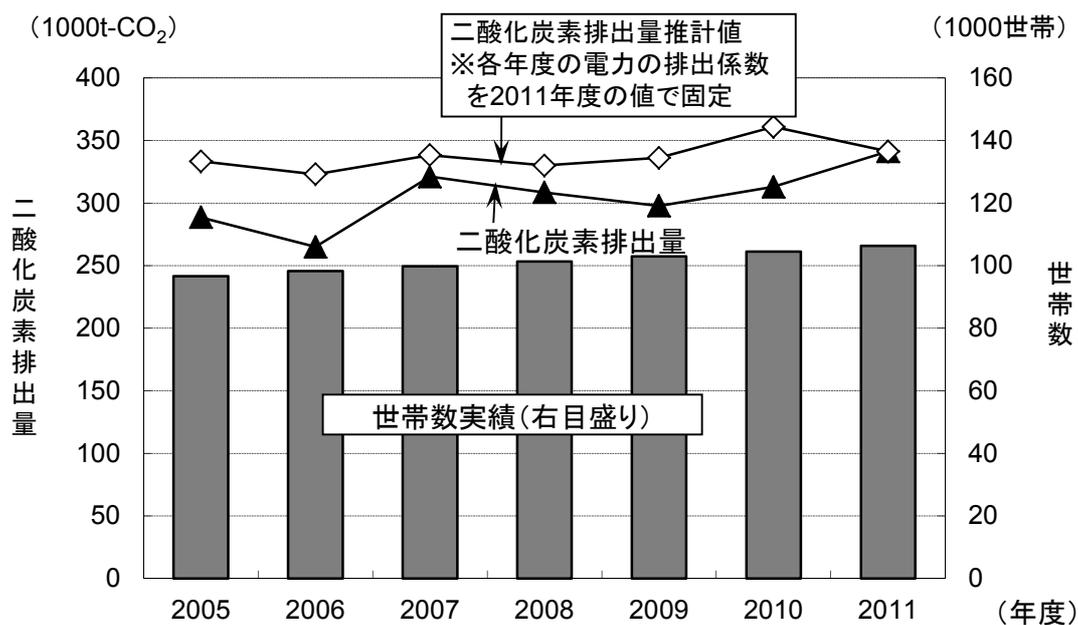
資一図5 産業部門の業種別二酸化炭素排出量の推移

出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

② 民生（家庭）部門

【世帯数による影響】

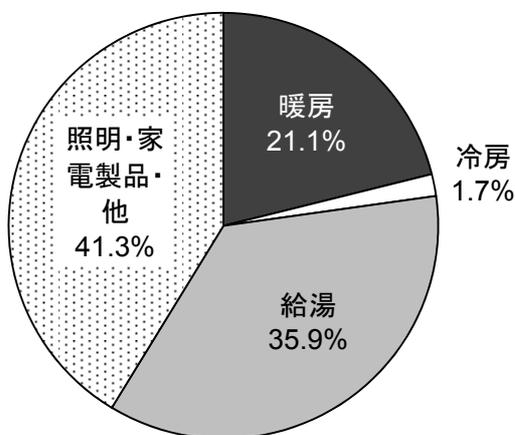
民生（家庭）部門の二酸化炭素排出量は、世帯数の増加に伴って増加しています。民生（家庭）部門は、文京区の排出量の約4分の1を占めているため、全体に与える影響が大きい部門です。



資一図6 民生（家庭）部門の二酸化炭素排出量と世帯数の推移

出典）オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

民生（家庭）部門におけるエネルギー消費量の用途別の割合は、冷暖房が約5分の1、給湯が約3分の1を占めています。



資一図7 民生（家庭）部門の用途別エネルギー消費量の構成比

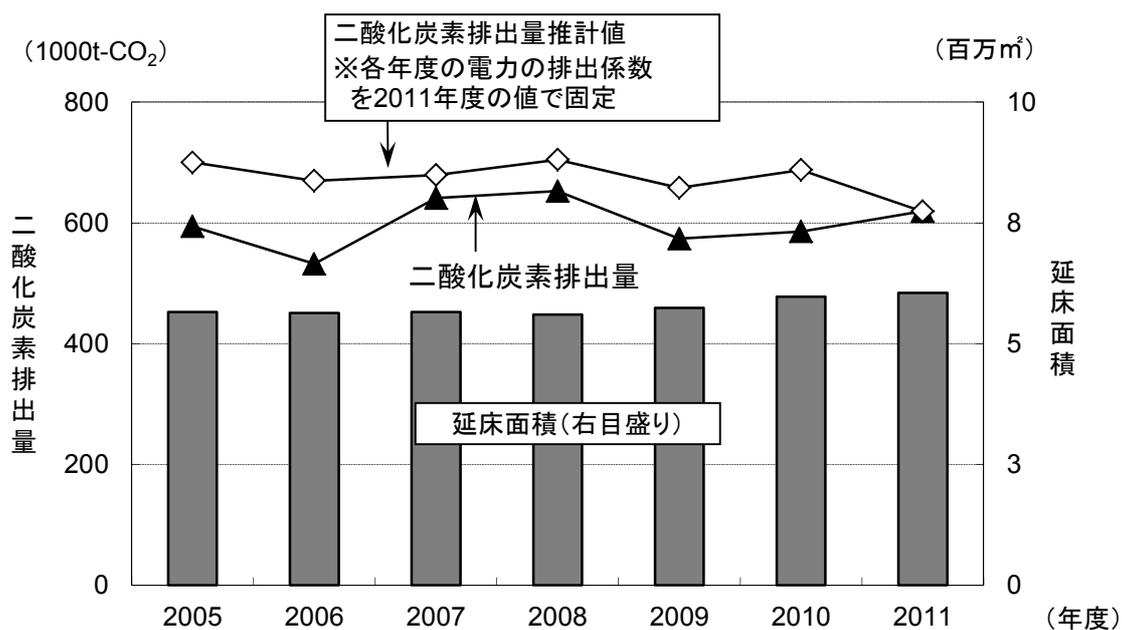
出典）オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

③ 民生（業務）部門

【延床面積による影響】

民生（業務）部門の二酸化炭素排出量は、資一図 8 のとおり、建物の延床面積の増大とあわせ、増加傾向を示しています。

民生（業務）部門は、文京区の排出量に占める割合が大きいこと、さらに、近年再び増加傾向にあることから、対策を講じなければならない部門です。



資一図 8 民生（業務）部門の二酸化炭素排出量と延床面積の推移

出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

【参考データ 大規模事業所における二酸化炭素排出量】

文京区内にある大規模事業所^{※26}の二酸化炭素排出量は、資一表 5 のとおりです。

資一表 5 文京区における大規模事業所の二酸化炭素排出量

部門	事業所名	種類	床面積 (㎡)	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)		原単位 ^{※27} kg-CO ₂ /㎡
				基準排出量	2012 年度	
産業	共同印刷株式会社 本社事業所	製造業	59,485	15,498	4,608	77
民生 (業務)	国立大学法人 東京大学 (本郷地区キャンパス)	学校	897,590	95,964	98,230	109
	株式会社 東京ドーム	その他のサービス業	437,042	48,475	39,966	91
	国立大学法人 東京医科歯科大学	病院	265,397	36,634	26,692	101
	T・BI ビル	事務所ビル	16,092	25,739	20,859	1,296
	順天堂大学、順天堂医院	病院	142,710	20,097	17,838	125
	ホテル椿山荘東京	ホテル	95,488	15,584	12,001	126
	東京都立駒込病院	病院	75,386	14,100	9,574	127
	日本医科大学付属病院	病院	61,957	11,953	9,355	151
	文京グリーンコート	事務所ビル	141,109	12,480	9,272	66
	住友不動産飯田橋ファーストビル	事務所ビル	54,299	9,257	6,434	118
	中央大学後楽園キャンパス	学校	81,031	5,997	5,402	67
	東京都水道局 本郷給水所	その他のサービス業	19,979	5,843	5,255	263
	株式会社 講談社	事務所ビル	62,359	6,096	5,033	81
	学校法人東洋大学 東洋大学白山校舎	学校	110,276	5,535	4,774	43
	文京シビックセンター	事務所ビル	80,622	5,660	4,743	59
	後楽森ビル・東京都下水道局後楽ポンプ所	事務所ビル	45,148	4,626	4,011	89
	トッパン小石川ビル	事務所ビル	55,632	5,140	4,008	72
	国立大学法人 お茶の水女子大学	学校	82,569	3,692	3,513	43
	東京下水道エネルギー株式会社後楽事業所	その他のサービス業	242,384	3,969	3,357	14
	日本医科大学大学院	学校	14,429	3,102	3,041	211
	学校法人日本女子大学	学校	76,931	3,941	3,027	39
	日本私立学校振興・共済事業団 湯島会館	ホテル	25,857	3,888	2,822	109
	住友不動産飯田橋ファーストタワー	事務所ビル	54,188	—	2,807	52
	日土地原町ビル	事務所ビル	31,994	4,229	2,606	81
	本駒込 2 丁目地区熱供給センター	その他のサービス業	184,946	2,987	2,516	14
	東京都下水道局 湯島ポンプ所	その他のサービス業	2,779	2,735	2,223	800
日中友好会館(後楽国際ビルディング)	事務所ビル	30,991	2,584	1,765	57	

注) 上記は、部門別に 2012 (平成 24) 年度における排出量の多い順に並べている。

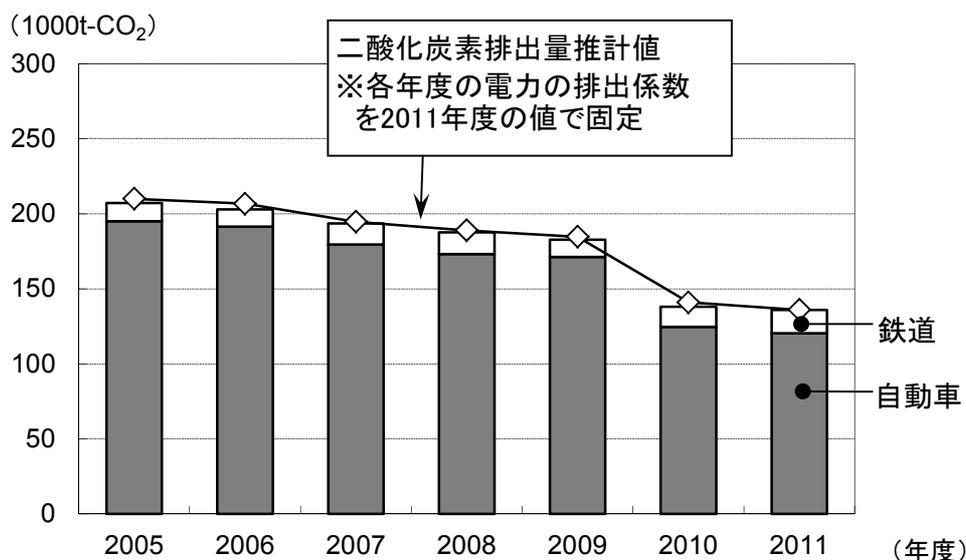
出典) 東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」より作成

※26 大規模事業所とは、燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1,500 kℓ以上の事業所。

※27 「原単位」とは、2012 年度における床面積当たりの二酸化炭素排出量のこと。

④ 運輸部門

運輸部門の二酸化炭素排出量は、減少傾向で推移しています。運輸部門は、自動車と鉄道に分けられます。二酸化炭素排出量の9割以上は自動車による排出のため、自動車の燃費改善などにより、運輸部門全体が減少傾向で推移しています。

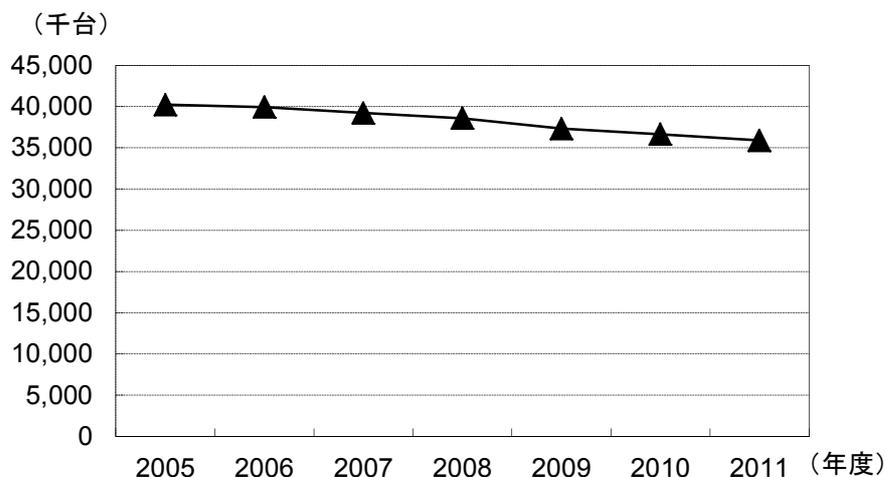


資一図9 運輸部門の二酸化炭素排出量の推移

出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

注) グラフ上において、二酸化炭素排出量の実績値(棒グラフ)と推定値(◇)の値がほぼ重なっている。これは、電力の消費が主に「鉄道」に限定されること、また、運輸部門全体では、主たる燃料をガソリンとする「自動車」の割合が高いことから、電力の二酸化炭素排出係数の変動による影響をほとんど受けていないことを示している。

登録自動車保有台数は、ほぼ一貫した緩やかな減少傾向を示しています。



資一図10 自動車の保有台数及び車種別走行量の推移

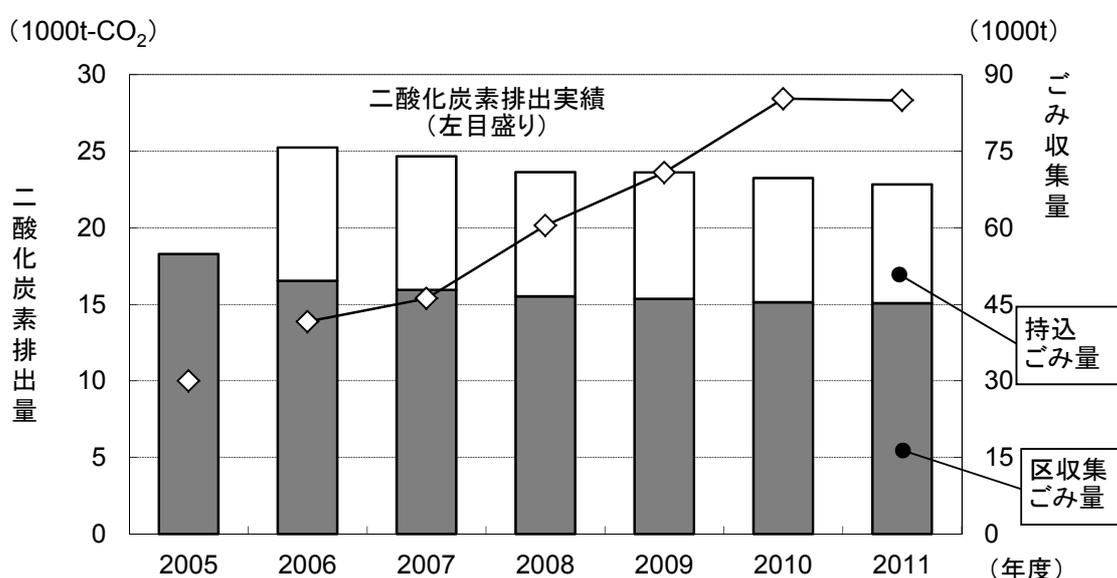
出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

⑤ 一般廃棄物部門

近年、文京区内では、世帯数及び人口は増加しているのに対し、ごみ量は年々減少しており、ごみの減量化対策の効果が発揮されています。

なお、2005（平成17）年度から2006（平成18）年度にかけての増加は、統計上の持込ごみの集計方法が、より実態に即したものに変更したことが原因であり、文京区内で発生したごみの量が増加したわけではありません。

このため、資一図11の折れ線グラフにおいて、2005年度と2006年度の間が不連続となっています。



資一図11 一般廃棄物部門の二酸化炭素排出量とごみ収集量の推移

出典) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成
 注) 一般廃棄物部門のグラフに「電力の二酸化炭素排出係数を2011年度で固定した場合の推計値」を掲載していないのは、ごみの焼却による二酸化炭素排出に電力消費量が関与していないためである。

一般廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、「温室効果ガス排出量算定手法の標準化」と同様にバイオマス^{※28}起源の二酸化炭素は計上していません。廃棄物の中で、二酸化炭素排出量の対象としているものは、プラスチックと合成繊維（天然繊維は対象外）です。

なお、これは国際的なルールでもあり、国においても同様です。

※28 バイオマスとは、生ごみ、紙、木などが該当し、これらの燃焼による二酸化炭素排出量は、算定の対象外。

資料 2

二酸化炭素排出量の将来推計

<2012～2019（平成24～31）年度までの二酸化炭素排出量を推計>

(1) 算定方法の考え方

文京区の将来の二酸化炭素排出量は、基本的に「温室効果ガス排出量算定手法の標準化（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）」による各種データや手法を参考に推計しています。また、本区の現状に即した推計を行うため、区民及び区内事業者を対象に実施した地球温暖化に関するアンケートの結果^{※29}を使用しています。

なお、エネルギー消費量を二酸化炭素排出量に換算する「二酸化炭素排出係数」は、2011（平成23）年度の係数を用い、一定としました^{※30}。

① ケース設定

資一表 6 にある「現状対策ケース」と「最大対策ケース」の2種類を設定し、部門ごとに推計しました。

なお、「最大対策ケース」が本計画における2019（平成31）年度の削減目標となります。

資一表 6 各ケースの説明

	概要
現状対策ケース	国の対策（既に実施されており、削減効果が表れている対策）及び「文京区一般廃棄物処理基本計画」（平成23年3月策定）における「文京区のごみの削減に関する目標の達成」を前提としたケース。 ただし、機器の省エネルギー効率は、2011年度と同じ水準としているが、普及率は高まると想定している。
最大対策ケース	「現状対策ケース」から、次の①～③による削減量を見込んだ最大限に努力して削減するケース。 ①本計画に掲げる各種アクションプラン（具体的な行動計画） ②東京都環境確保条例による大規模事業所の削減義務 ③国の対策（今後実施され、削減効果が見込まれる対策）

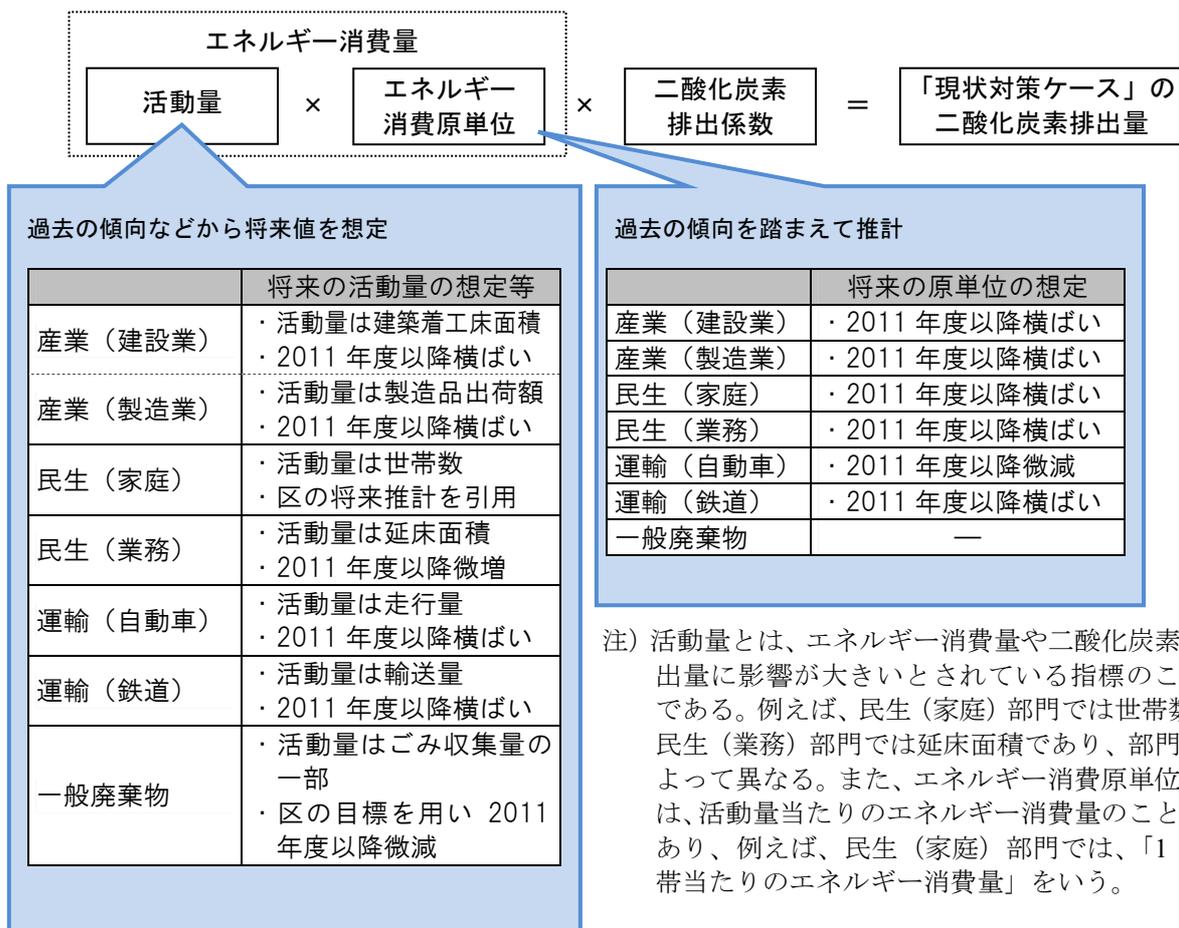
※29 84頁「区民版アンケート結果の概要」及び94頁「大規模事業者版アンケート結果の概要」105頁「中小規模事業者版アンケート結果の概要」参照。

※30 二酸化炭素排出係数は、電力や都市ガスなど、エネルギーの種類により、年度で異なることがあり、これらの変動による影響を取り除くために一定とした。

② 算定方法

「現状対策ケース」の二酸化炭素排出量

部門ごとに「活動量」や「エネルギー消費原単位」を算定して推計しました。



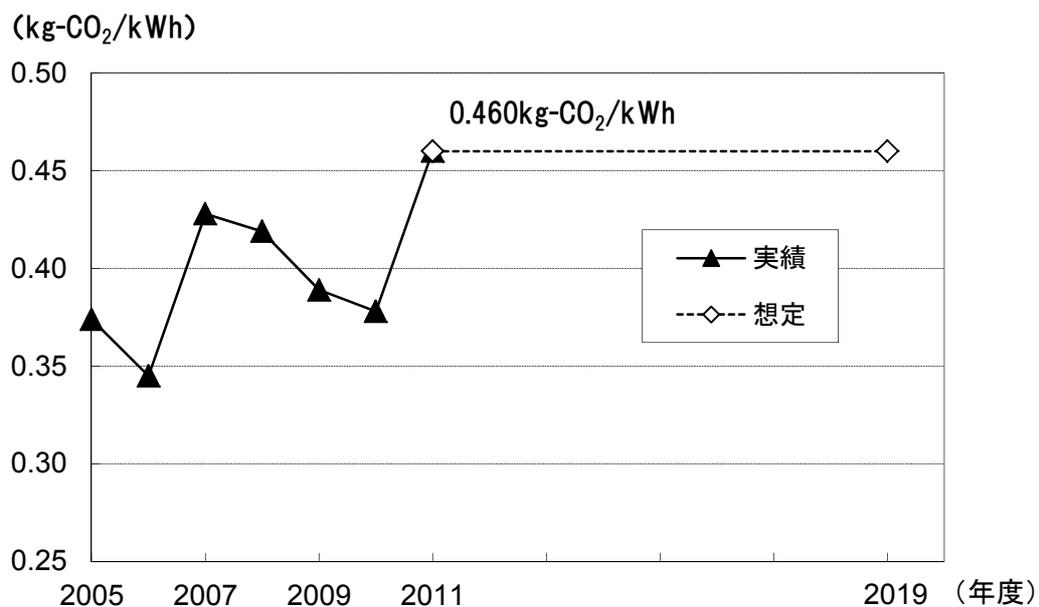
「最大対策ケース」の二酸化炭素排出量

「現状対策ケース」で推計した二酸化炭素排出量から、本計画に掲げる各種アクションプランなどのあらゆる削減効果を差し引くことにより算定しました。

$$\boxed{\text{「現状対策ケース」の二酸化炭素排出量}} - \boxed{\text{アクションプラン、東京都環境確保条例及び国の対策による削減量}} = \boxed{\text{「最大対策ケース」の二酸化炭素排出量}}$$

③ 電気の二酸化炭素排出係数の想定

将来推計に使用した数値は、資一図 12 に示した 2011（平成 23）年度の数値（ $0.460\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ ）です。



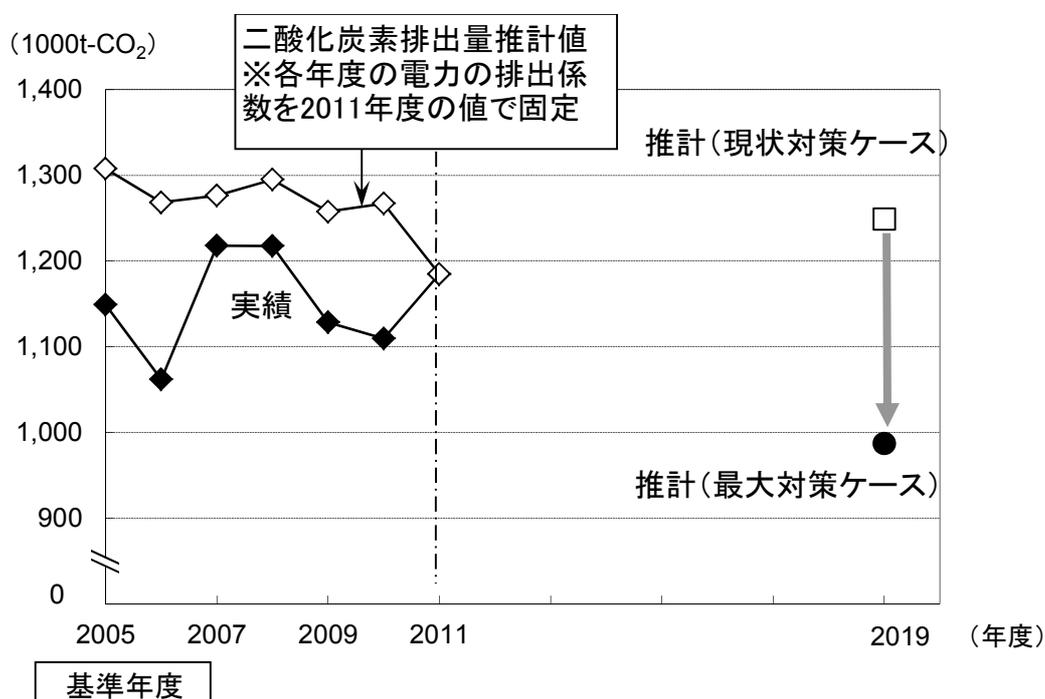
資一図 12 電力の二酸化炭素排出係数の実績と想定

将来推計における基準年度は、2005（平成 17）年度です。

(2) 将来推計結果

① 総排出量

現状対策ケース…世帯数や事務所ビル等の延床面積の増加などの影響により増加
 最大対策ケース…アクションプランや東京都環境確保条例の削減義務の達成などにより大幅な減少



資一図 13 二酸化炭素排出量の将来推計結果

注) 資一図 13 の推計値 (◇) は、電力の二酸化炭素排出係数の変動による影響を除くため、2011 (平成 23) 年度の二酸化炭素排出係数で固定して算定^{※31}したもの。以下同様である。

資一表 7 全体における各ケースの将来推計

	実績		現状対策ケース	最大対策ケース
	2005 (H17)	2011 (H23)	2019 (H31)	2019 (H31)
二酸化炭素排出量 (1000t-CO ₂)	1,149	1,185	1,249	987
2005 年度比	—	3.1%	8.7%	▲14.1%

※31 68 頁 資一図 12 参照。

■ 現状対策ケース

現状として、既に行われている対策や行動などの継続による削減効果はあるものの、これを上回る排出が見込まれます。

主な要因は、民生（家庭）部門における世帯数の増加や、民生（業務）部門における事業所ビル等の延床面積の増加です。

■ 最大対策ケース

「現状対策ケース」に加え、さらに、省エネルギー行動などの本計画に掲げる各種アクションプランを実行したり、東京都環境確保条例による大規模事業所への削減義務を達成したりすることなどにより、民生（家庭）部門、民生（業務）部門を中心に二酸化炭素排出量を削減することができ、2019（平成31）年度では、2005（平成17）年度比で約14%の削減を達成する見込みです。

【参考データ 現行計画における最大対策ケース（削減目標）との比較】

今回の中間見直しにおける新たな最大対策ケース（削減目標）は、現行計画（平成22年3月）における最大対策ケース（削減目標）と比較して約2%の上乗せとなり、より積極的な削減目標となっています。

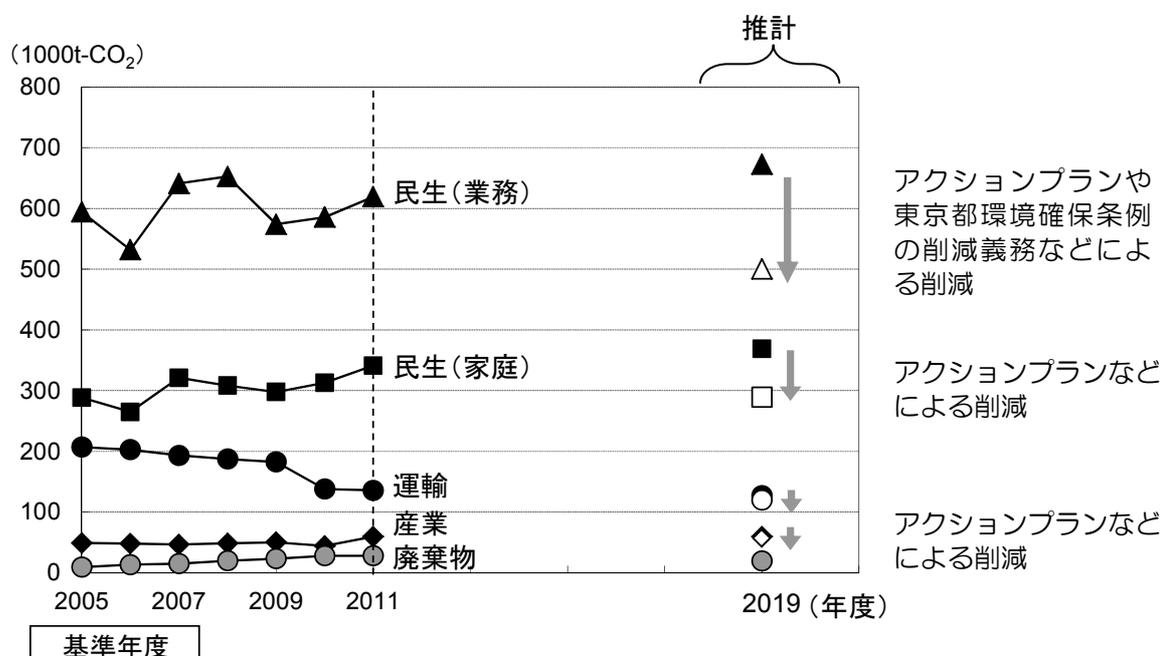
資一表 8 最大対策ケース（削減目標）の新旧比較

	基準年度	新最大対策ケース (平成27年3月策定)	旧最大対策ケース (平成22年3月策定)
	2005 (H17)	2019 (H31)	2019 (H31)
二酸化炭素排出量 (1000t-CO ₂)	1,149	987	1,014
2005年度比	—	▲14.1%	▲11.8%

注) 現状対策ケース設定のための将来推計を最新年度の状況を踏まえて再推計するとともに、最大対策ケース設定のための対策効果の考え方を更新するなど、同一条件下の比較ではないため、参考扱いとする。

② 部門別内訳

5つの部門の将来推計結果をまとめると、以下のとおりとなります。



資一図 14 文京区の二酸化炭素排出量の部門別将来推計結果

資一表 9 将来推計における各ケースの削減率（2005（平成17）年度比）

	現状対策ケース	最大対策ケース
	2019 (H31)	2019 (H31)
産業部門	21.4%	16.0%
民生（家庭）部門	27.9%	0.3%
民生（業務）部門	13.2%	▲15.7%
運輸部門	▲38.7%	▲42.1%
一般廃棄物部門	107.1%	107.1%
合計	8.7%	▲14.1%

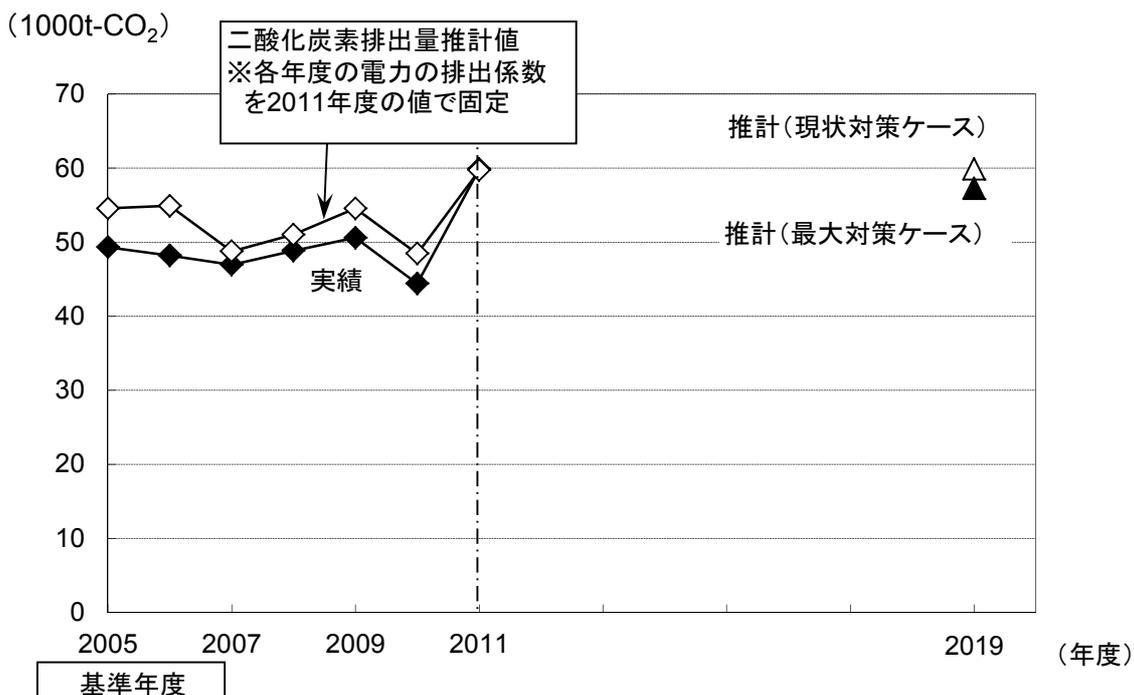
資一表 10 将来推計における各ケースの二酸化炭素排出量

（単位：1000t-CO₂）

	実績	現状対策ケース	最大対策ケース
	2005 (H17)	2019 (H31)	2019 (H31)
産業部門	49	60	57
民生（家庭）部門	289	369	290
民生（業務）部門	594	673	501
運輸部門	207	127	120
一般廃棄物部門	10	20	同左
合計	1,149	1,249	987

③ 産業部門

現状対策ケース…横ばいで推移
 最大対策ケース…東京都環境確保条例の影響によりわずかに減少



資一図 15 産業部門における二酸化炭素排出量の将来推計結果

資一表 11 産業部門における各ケースの将来推計

	実績		現状対策ケース	最大対策ケース
	2005 (H17)	2011 (H23)	2019 (H31)	2019 (H31)
二酸化炭素排出量 (1000t-CO ₂)	49	60	60	57
2005年度比	—	21.4%	21.4%	16.0%

■ 現状対策ケース

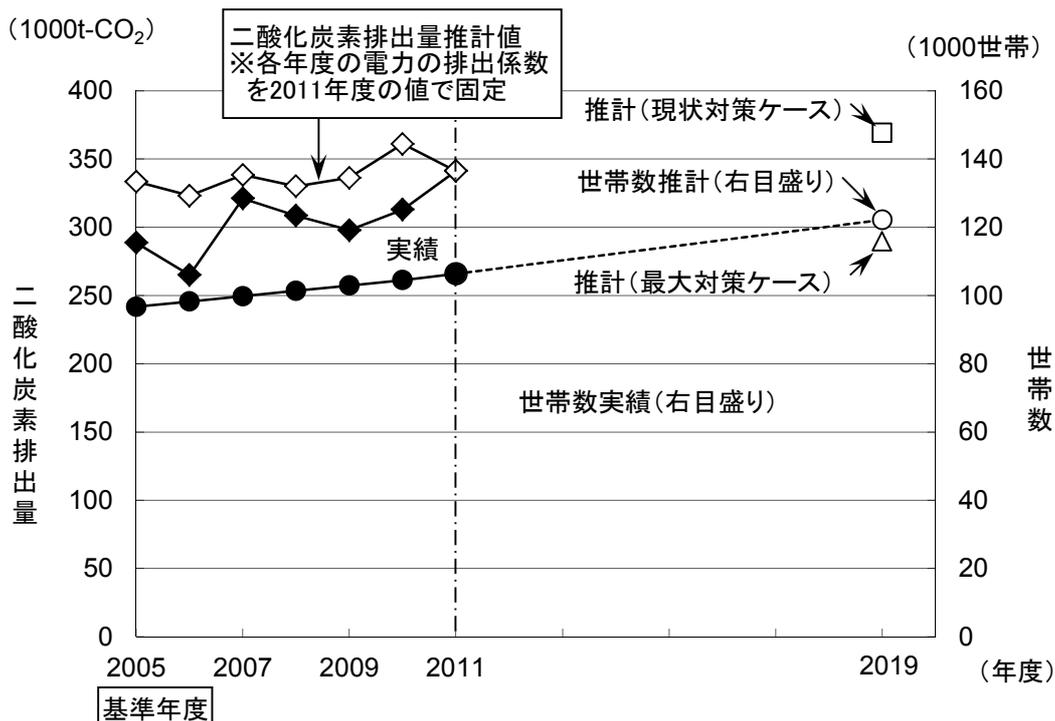
文京区における主な産業部門には、「製造業」と「建設業」があります。二酸化炭素排出量と関係の深い指標として、製造業における“製造品出荷額”及び建設業における“建築着工床面積”がありますが、これらの動向は不確定要素が多く、年度における変化が大きいため、2011（平成 23）年度以降、製造品出荷額と建築着工床面積を一定とし、将来推計を行いました。そのため、二酸化炭素排出量の推計値は、横ばいになっています。

■ 最大対策ケース

「現状対策ケース」に加え、さらに、東京都環境確保条例による大規模事業所の削減義務が達成されることを想定しています。産業部門における大規模事業所数は1事業所であり、その結果、わずかな減少傾向を示しています。

④ 民生（家庭）部門

現状対策ケース…世帯数の増加などの影響が、個々の世帯での削減効果を上回ることにより増加
 最大対策ケース…アクションプランなど、新たに追加した各種対策の効果により、世帯数の影響による増加を抑制



資一図 16 民生（家庭）部門における世帯数と二酸化炭素排出量の将来推計結果

現状対策ケースの主な増加要因は、世帯数の増加です。資一図 16 では、世帯数と現状対策ケースの推計値が似通った増加傾向を示しており、因果関係が分ります。

資一表 12 民生（家庭）部門における各ケースの将来推計

	実績		現状対策ケース	最大対策ケース
	2005 (H17)	2011 (H23)	2019 (H31)	2019 (H31)
二酸化炭素排出量 (1000t-CO ₂)	289	341	369	290
2005 年度比	—	18.2%	27.9%	0.3%

■ 現状対策ケース

将来の世帯数は、文京区の「人口推計調査報告書（平成 21 年 3 月）」による推計値を採用しました。また、“2011（平成 23）年度までに効率改善された機器”が買換え等により普及していくと想定しました。

世帯数の増加及び家電の需要増^{※32}がこれまでの削減効果を上回るため、二酸化炭素排出量は増加傾向を示しています。

■ 最大対策ケース

「現状対策ケース」に加え、さらに、省エネルギー機器の効率改善や省エネルギー行動の推進など、本計画に掲げる各種アクションプランや国の対策の達成を想定しています。現状対策ケースにおける二酸化炭素排出量の著しい増加傾向になんとか歯止めをかけ、2005（平成 17）年度と概ね同程度まで抑える結果となりました。

【人口と世帯数】

文京区の「人口推計調査報告書」では、世帯数について「長期推移型」と「短期推移型」の推計を実施しており、さらにそれぞれの推移型で、線形と非線形の推計をしています。本推計では、「長期推移型－非線形」の値を参考にしています。

なお、民生（家庭）部門では、世帯数のみを推計に使用しています。人口は、一般廃棄物部門の推計に影響があります。

資一表 13 文京区の人口と世帯数の想定

（単位：人、世帯）

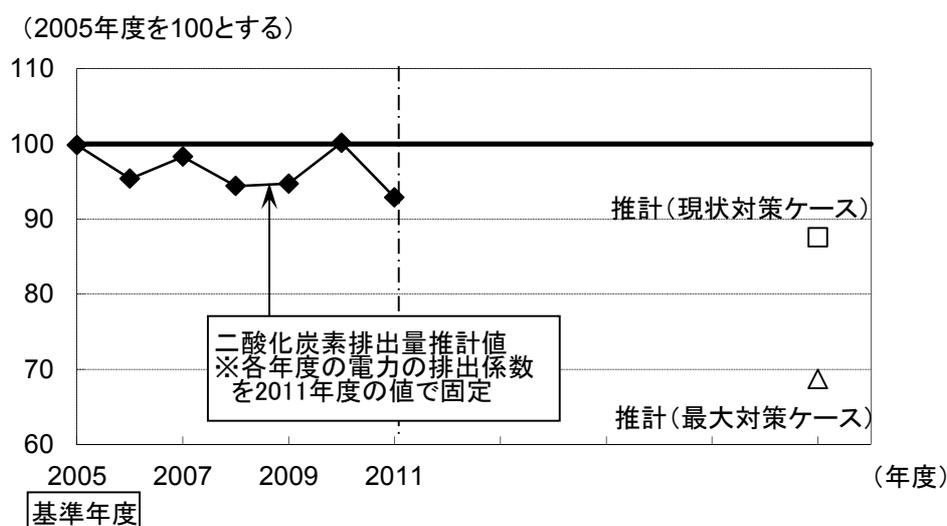
		2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (H32)
人口	長期推移型	177,843	190,186	195,869	197,395
	短期推移型	同上	同上	192,868	191,178
世帯数	長期推移型－非線形	96,674	104,498	113,811	121,325
	短期推移型－非線形	同上	同上	112,067	117,503

出典）文京区「人口推計調査報告書（平成 21 年 3 月）」より作成

※32 家電の需要増とは、現在よりも便利な生活を望むことにより、「冷暖房機器を全ての部屋に設置する」「買換え時にテレビの画面が現在よりも大きいものを購入する」「新たな家電を購入する」などにより全体量が増えること。

【1世帯当たりの二酸化炭素排出量】

1世帯当たりの二酸化炭素排出量は、「現状対策ケース」では2011（平成23）年度以降緩やかに減少しますが、「最大対策ケース」では、本計画に掲げる各種アクションプランの実行等により、2011（平成23）年度以降大きく減少していきます。この数値は、現状対策ケースではこれまでの国の対策を、最大対策ケースでは、さらなる国の対策やアクションプランを達成することを前提としており、容易に達成できる値ではありません^{※33}。

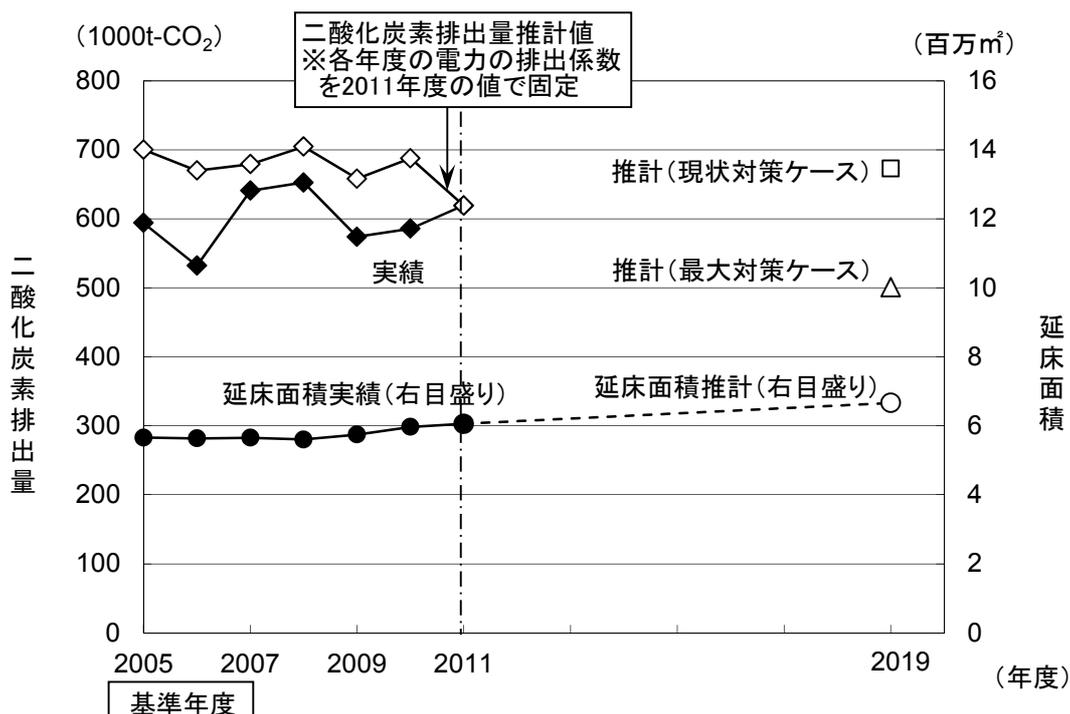


資一図 17 1世帯当たりの二酸化炭素排出量の推移

※33 32頁 コラム11 参照。

⑤ 民生（業務）部門

現状対策ケース…延床面積が増加することにより大幅な増加
 最大対策ケース…アクションプランによる削減と、大規模事業所における
 東京都環境確保条例の削減義務が達成された効果によ
 り減少



資一図 18 民生（業務）部門における二酸化炭素排出量の将来推計結果

資一図 18 において、現状対策ケースの推計が延床面積推計の増加傾向を上回っています。

資一表 14 民生（業務）部門における各ケースの将来推計

	実績		現状対策ケース	最大対策ケース
	2005 (H17)	2011 (H23)	2019 (H31)	2019 (H31)
二酸化炭素排出量 (1000t-CO ₂)	594	619	673	501
2005 年度比	—	4.2%	13.2%	▲15.7%

■ 現状対策ケース

二酸化炭素排出量の推計に用いる延床面積は、業務の分類ごとに2005（平成17）年度以降の傾向を踏まえて想定しました。

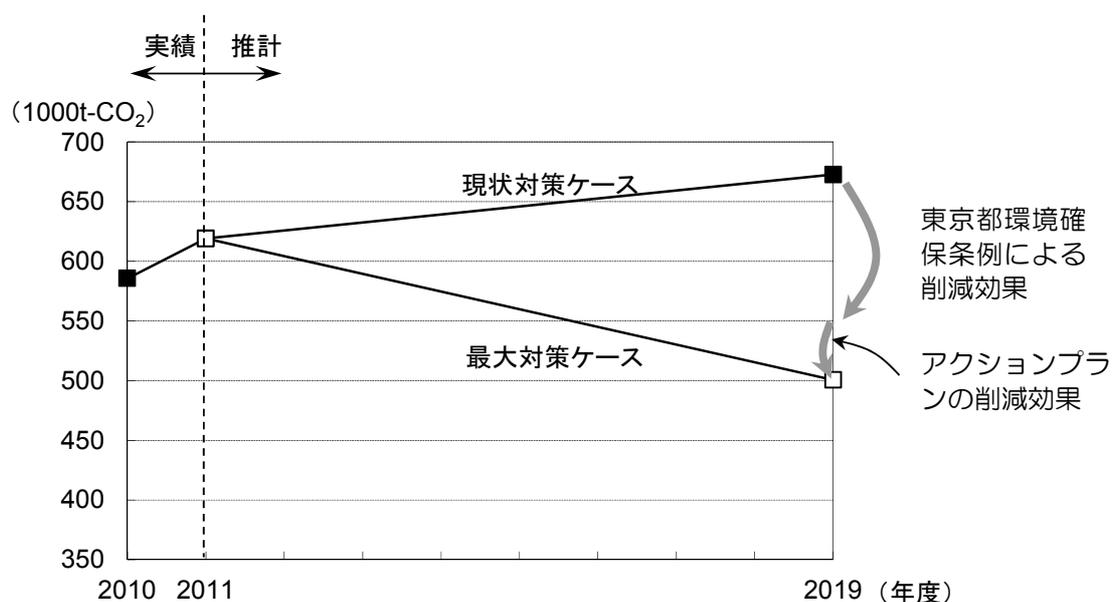
この結果、二酸化炭素排出量は、延床面積の増加の影響を受け、大きく増加します。

■ 最大対策ケース

「現状対策ケース」に加え、本計画に掲げる各種アクションプランと東京都環境確保条例の削減義務等による削減が達成された場合の削減量を差し引いて算出しました。

まず、大規模事業所については、東京都環境確保条例の削減義務を達成すると想定しました。また、中小規模事業所については、国の施策のほか、事業者による省エネルギー行動などアクションプランが達成されたものとして削減量を算出しました。

それぞれ東京都環境確保条例とアクションプランの削減効果により、資一図19のとおり増加が大幅に抑制され、減少傾向で推移します。

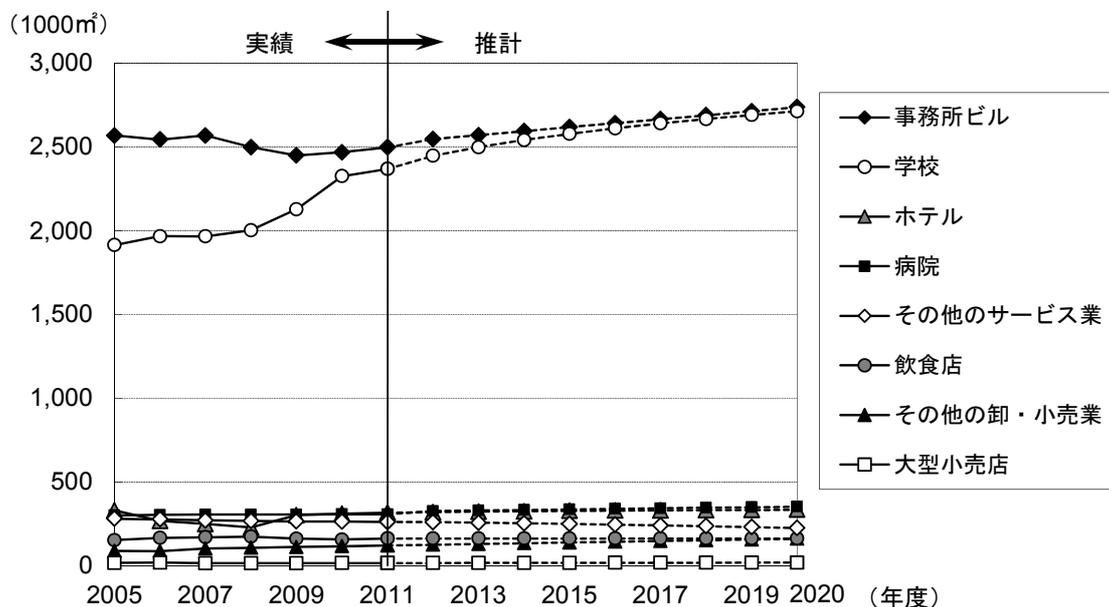


資一図 19 民生（業務）部門における二酸化炭素排出量の将来推計結果

注) 現状対策ケースにおいて、今後の活動量を想定するため、部門全体の延床面積を用いて将来推計しているため、大規模事業所及び中小規模事業所を含む部門全体の排出量となっている。

【延床面積の推計】

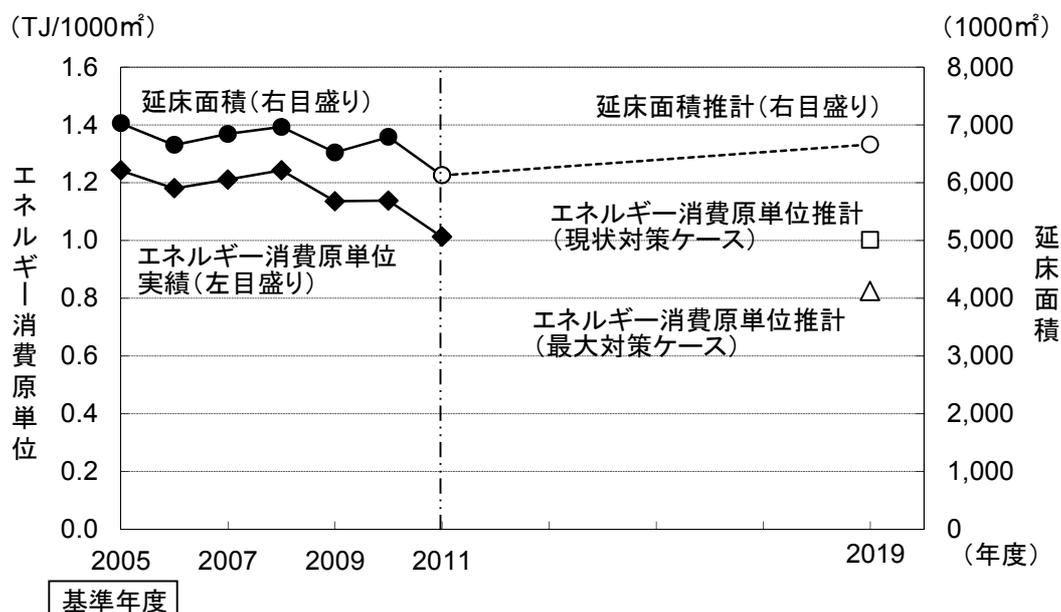
延床面積は、2005（平成17）年度以降の傾向を踏まえて推計しました。



資一図 20 文京区の延床面積の実績と想定

【エネルギー消費原単位の推移】

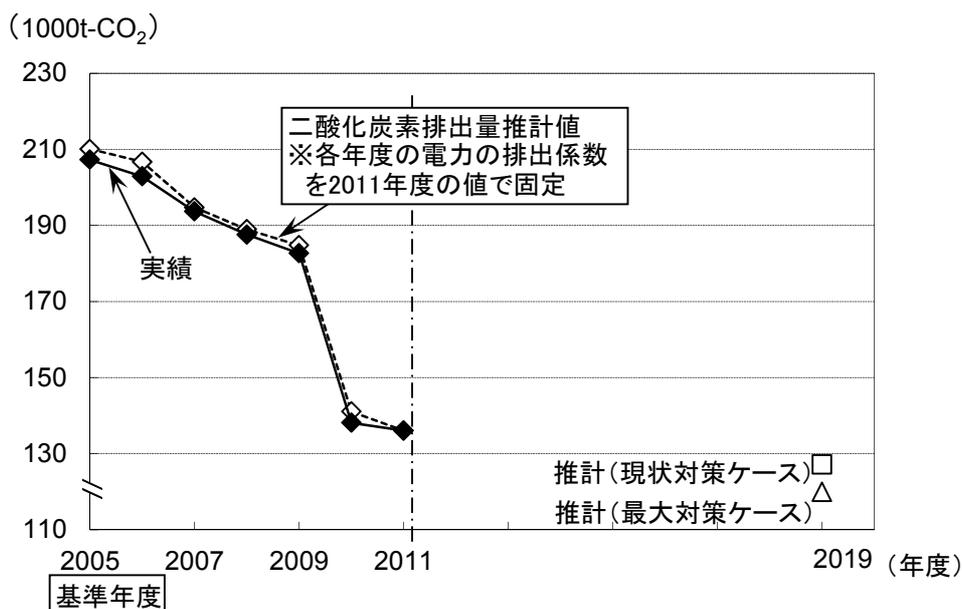
将来推計結果に基づくエネルギー消費原単位は、現状対策ケースでは 2011（平成23）年度以降ほぼ横ばいとなりますが、最大対策ケースでは減少しており、本計画におけるアクションプランの効果が反映されていることがわかります。



資一図 21 エネルギー消費原単位の推移

⑥ 運輸部門

現状対策ケース…これまでのペースで今後も燃費改善された自動車が増えることにより、緩やかな減少
 最大対策ケース…アクションプランによる削減、さらなる自動車単体対策が進むことにより減少



資一図 22 運輸部門における二酸化炭素排出量の将来推計結果

注) グラフ上において、二酸化炭素排出量の実績値 (◆) と推計値 (◇) の値がほぼ重なっている。これは、電力の消費が主に「鉄道」に限定されること、また、運輸部門全体では、主たる燃料をガソリンとする「自動車」の割合が9割以上を占めることから、電力の二酸化炭素排出係数の変動による影響をほとんど受けていないことを示している。

資一表 15 運輸部門における各ケースの将来推計

	実績		現状対策ケース	最大対策ケース
	2005 (H17)	2011 (H23)	2019 (H31)	2019 (H31)
二酸化炭素排出量 (1000t-CO ₂)	207	136	127	120
2005年度比	—	▲34.4%	▲38.7%	▲42.1%

■ 現状対策ケース

文京区における主な運輸部門には、「自動車」と「鉄道」があります。自動車については、二酸化炭素排出量の推計に用いる“走行量”を横ばいと想定し、車種別に分析した結果を積み上げました。また、鉄道については、二酸化炭素排出量の推計に用いる“乗降客数”を横ばいと想定しました。

この結果、二酸化炭素排出量は、これまでのペースで今後も燃費改善された自動車が普及することにより、緩やかに減少していきます。

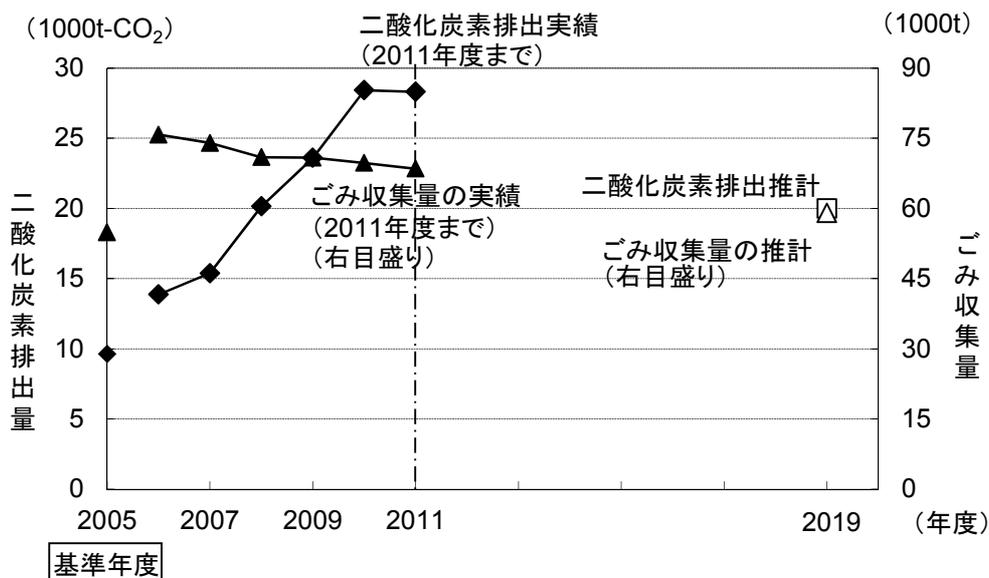
■ 最大対策ケース

「現状対策ケース」に加え、さらに、区民や事業者の自動車利用に対する行動を加味した削減量を基に算出しました。

自動車のさらなる燃費改善や、アイドリングストップなどの本計画に掲げる各種アクションプランの着実な実行により、減少傾向が継続していきます。

⑦ 一般廃棄物部門

現状対策ケース } …ごみの減量化による減少
 最大対策ケース }



資一図 23 一般廃棄物部門における二酸化炭素排出量の将来推計結果

- 注 1) 一般廃棄物部門のグラフに「電力の二酸化炭素排出係数を 2011 (平成 23) 年度で固定した場合の推計値」が掲載されていないのは、ごみの焼却による二酸化炭素排出に電力消費量が関与していないからである。
- 注 2) 2006 年度より持込ごみの集計方法が変わったため、2005～2006 (平成 17～18) 年度の間において統計上の連続性はない。

資一表 16 一般廃棄物部門における各ケースの将来推計

	実績		現状対策ケース	最大対策ケース
	2005 (H17)	2011 (H23)	2019 (H31)	2019 (H31)
二酸化炭素排出量 (1000t-CO ₂)	10	28	20	同左
2005 年度比	—	193.6%	107.1%	同左

一般廃棄物部門では、ごみの排出量について「文京区一般廃棄物処理基本計画 (平成 23 年 3 月策定)」における目標の達成を前提に算出しました。現状対策ケースの算出において、すでに文京区の対策を盛り込んでいるため、現状対策ケースと最大対策ケースは同じ値となります。

当該計画では、現状 (2009 (平成 21) 年度) から家庭ごみ及び事業系ごみともに減少すると想定しています。

資料 3 アンケート調査

(1) 目的

文京区における二酸化炭素排出量の大部分を占めている民生（家庭）部門、民生（業務）部門を対象として、現在の地球温暖化対策への区民及び事業者の取組状況を把握し、今後の対策や家庭や事業所における行動のあり方を、本計画に反映させることを目的とし、アンケート調査を行いました。

(2) 送付数・抽出方法

資－表 17 アンケートの送付数と抽出方法

対象者	送付数・抽出方法
区民	1 対象 20歳以上の住民基本台帳登録者 1,200人 2 抽出条件 文京区内の年齢別人口比率を考慮し、抽出しました。
事業者	1 対象 ・大規模事業所 28事業所 ・中小規模事業所 472事業所 計 500事業所 2 抽出条件 <大規模事業所> ・東京都地球温暖化対策計画書制度対象事業所を抽出しました。 <中小規模事業所> ・商用データベースなどを基に、「製造業」、「卸売業・小売業」、「サービス業」などの計13の業種の比率が文京区全域の比率と同等となるよう抽出しました。

(3) 回答状況

資－表 18 アンケートの実施状況

(単位：件)

	送付数	宛先不明 (未届分)	到達数 (A)	回答者数	有効回答者数 (B)	回収率 (B/A)
区民版	1,200	13	1,187	518	518	43.6%
事業者版	500	16	484	219	219	45.2%
大規模事業所	28	0	28	27	27	96.4%
中小規模事業所	472	16	456	192	192	42.1%
合計	1,700	29	1,671	737	737	44.1%

(4) アンケート結果の活用方法

アンケート結果は、将来推計における最大対策ケースの算定に活用しました。省エネルギー行動などについて、アンケート結果による実施状況から項目ごとに実施余地を想定し、二酸化炭素削減量を推計しました。また、関心度や行政へ期待することによるアンケート結果を受けて、区のアクションプランを検討^{※34}しました。

(5) アンケート結果における留意点

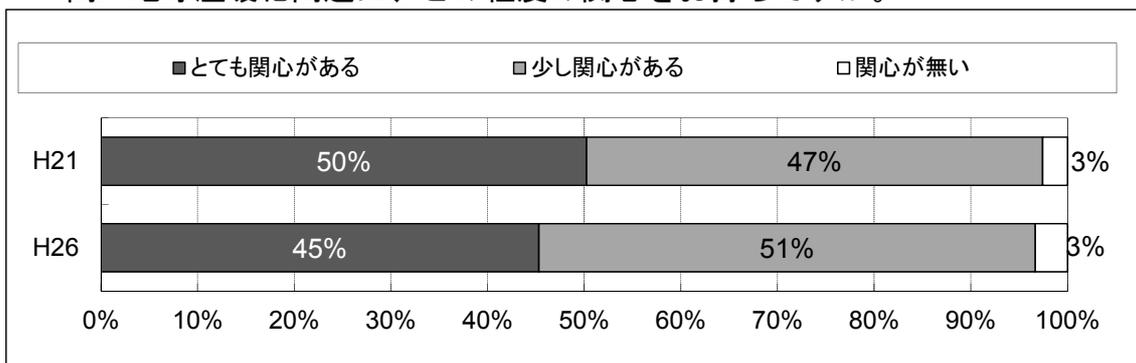
集計結果は、それぞれの質問項目の有効回答数（未回答を除いたもの）を分母にして割合を計算しています。また、複数回答可の設問は、有効回答者数を分母にして割合を計算しています。

本計画策定時点（2009（平成 21）年度）からの意向や状況等の変化を把握するため、今回（2014（平成 26）年度）と同様の内容については、結果を併記しています。ただし、サンプルや設問項目等が完全に合致しているわけではありませんので、あくまでも参考比較とします。

なお、端数処理の関係により、合計が 100%にならないことがあります。

(6) 区民版アンケート結果の概要

問. 地球温暖化問題に、どの程度の関心をお持ちですか。

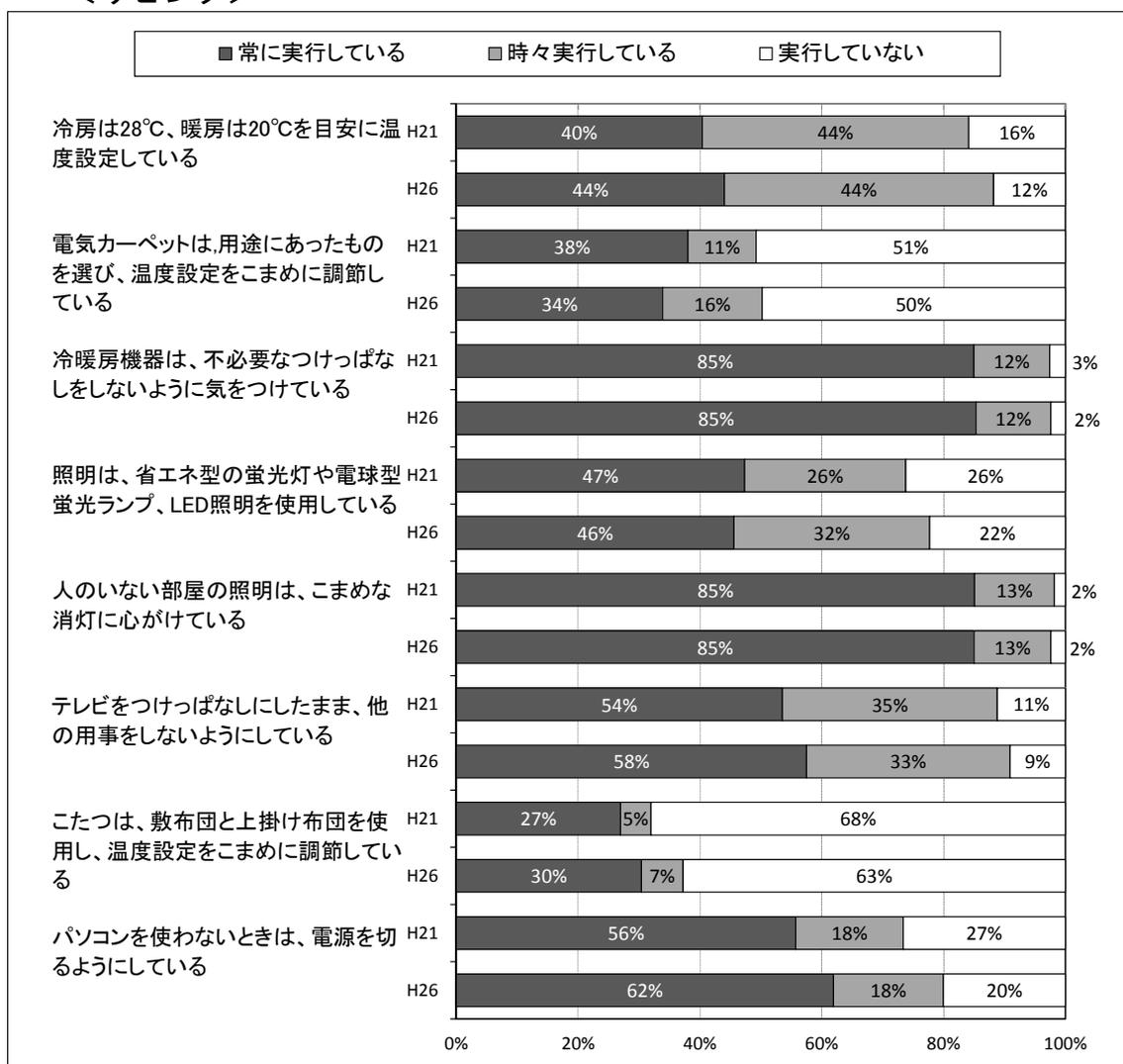


	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)	H21 結果 (%)
1. とても関心がある	232	45%	50%
2. 少し関心がある	263	51%	47%
3. 関心がない	17	3%	3%
計(無回答を除く)	512	100%	100%
無回答	6		

※34 45 頁コラム 19 参照。

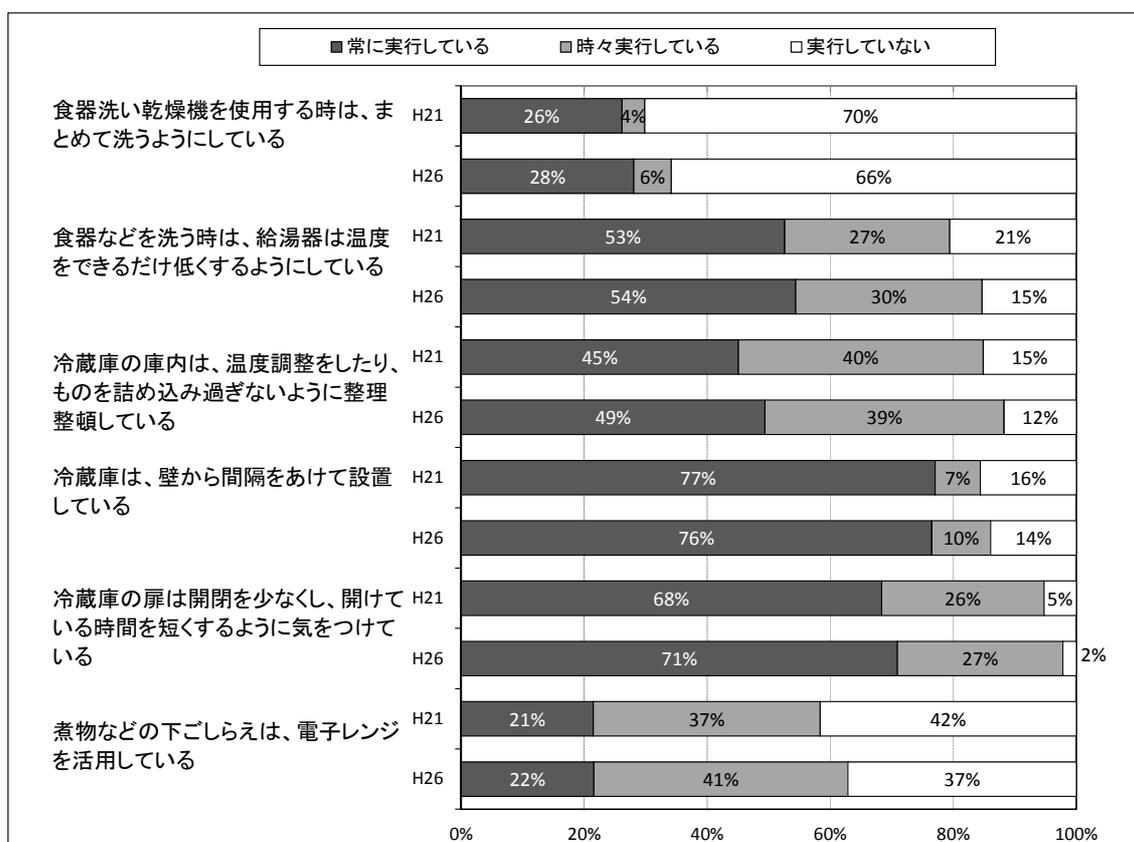
問. 地球温暖化対策の取組状況を教えてください。

<リビング>



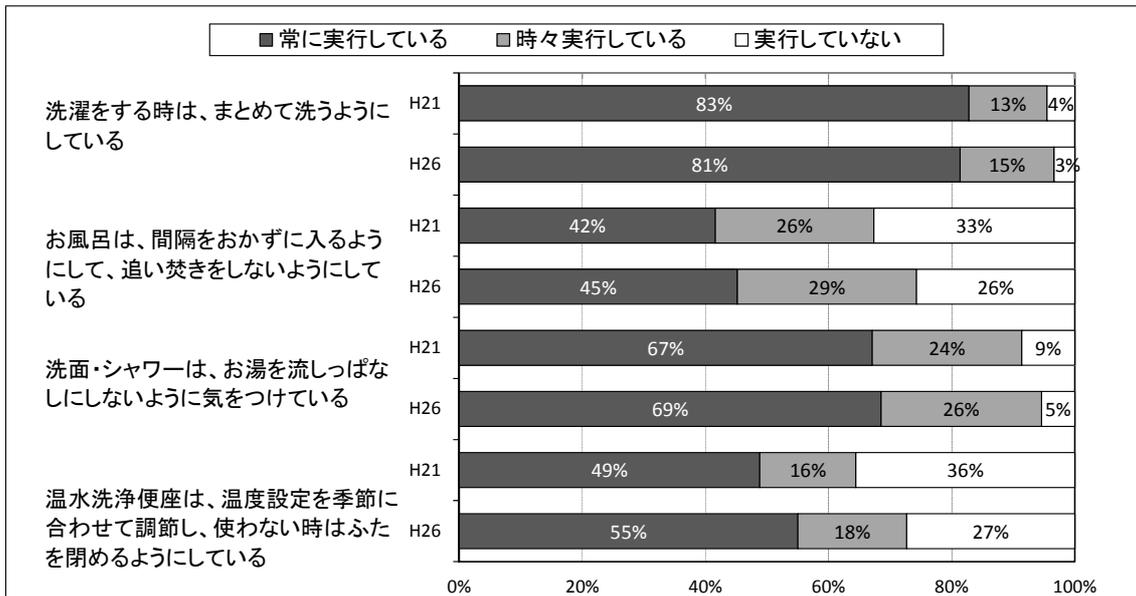
		常に実行 している	時々実行 している	実行して いない	計（無回 答を除く）
冷房は28℃、暖房は20℃を目安に温度設定している	H26	220 44%	221 44%	59 12%	500 100%
	H21	40%	44%	16%	100%
電気カーペットは、部屋の広さや用途にあったものを選び、温度設定をこまめに調節している	H26	168 34%	81 16%	247 50%	496 100%
	H21	38%	11%	51%	100%
冷暖房機器は、不必要なつけっぱなしをしないように気をつけている	H26	430 85%	62 12%	12 2%	504 100%
	H21	85%	12%	3%	100%
照明は、省エネ型の蛍光灯や電球型蛍光灯、LED照明を使用している	H26	227 46%	160 32%	111 22%	498 100%
	H21	47%	26%	26%	100%
人のいない部屋の照明は、こまめな消灯に心がけている	H26	431 85%	64 13%	12 2%	507 100%
	H21	85%	13%	2%	100%
テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしている	H26	291 58%	169 33%	46 9%	506 100%
	H21	54%	35%	11%	100%
こたつは、敷布団と上掛け布団を使用し、温度設定をこまめに調節している	H26	151 30%	34 7%	312 63%	497 100%
	H21	27%	5%	68%	100%
パソコンを使わないときは、電源を切るようにしている	H26	309 62%	90 18%	100 20%	499 100%
	H21	56%	18%	27%	100%

＜キッチン＞



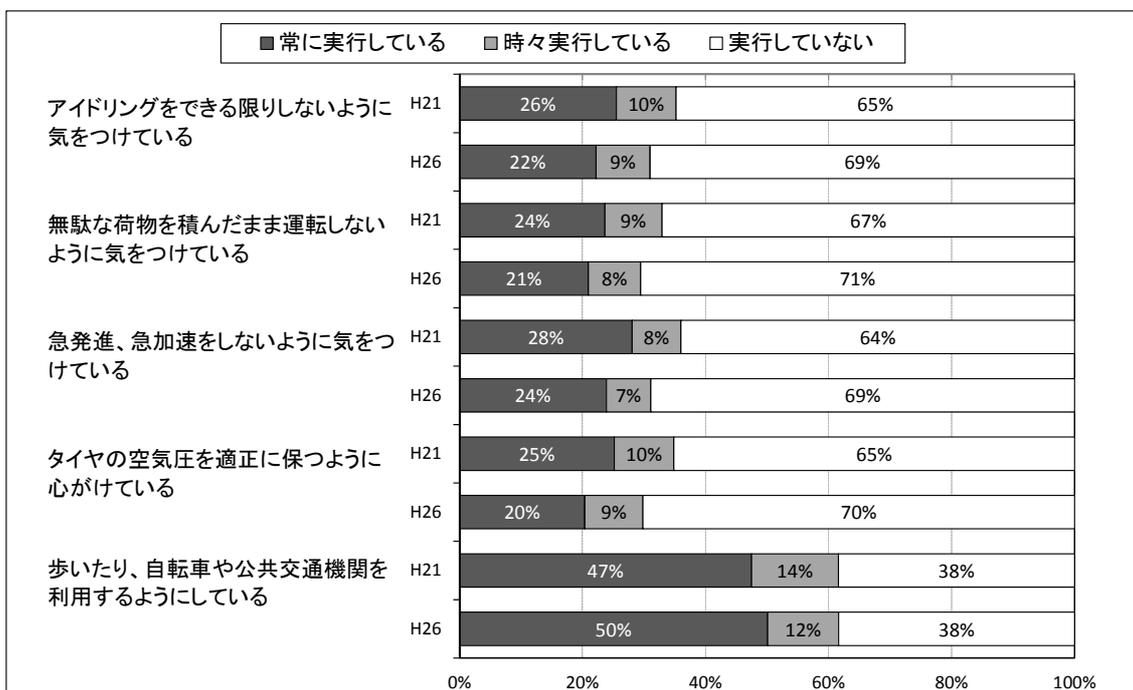
		常に実行している	時々実行している	実行していない	計（無回答を除く）
食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめて洗うようにしている	H26	138	30	324	492
		28%	6%	66%	100%
食器などを洗う時は、給湯器は温度をできるだけ低くするようにしている	H26	273	152	77	502
		54%	30%	15%	100%
冷蔵庫の庫内は、季節にあわせて温度調整をしたり、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓している	H26	248	195	59	502
		49%	39%	12%	100%
冷蔵庫は、壁から間隔をあけて設置している	H26	384	48	70	502
		76%	10%	14%	100%
冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くするように気をつけている	H26	356	135	11	502
		71%	27%	2%	100%
煮物などの下ごしらえは、電子レンジを活用している	H26	108	207	186	501
		22%	41%	37%	100%
	H21	21	37	42	100
		21%	37%	42%	100%

<浴室・洗面所>



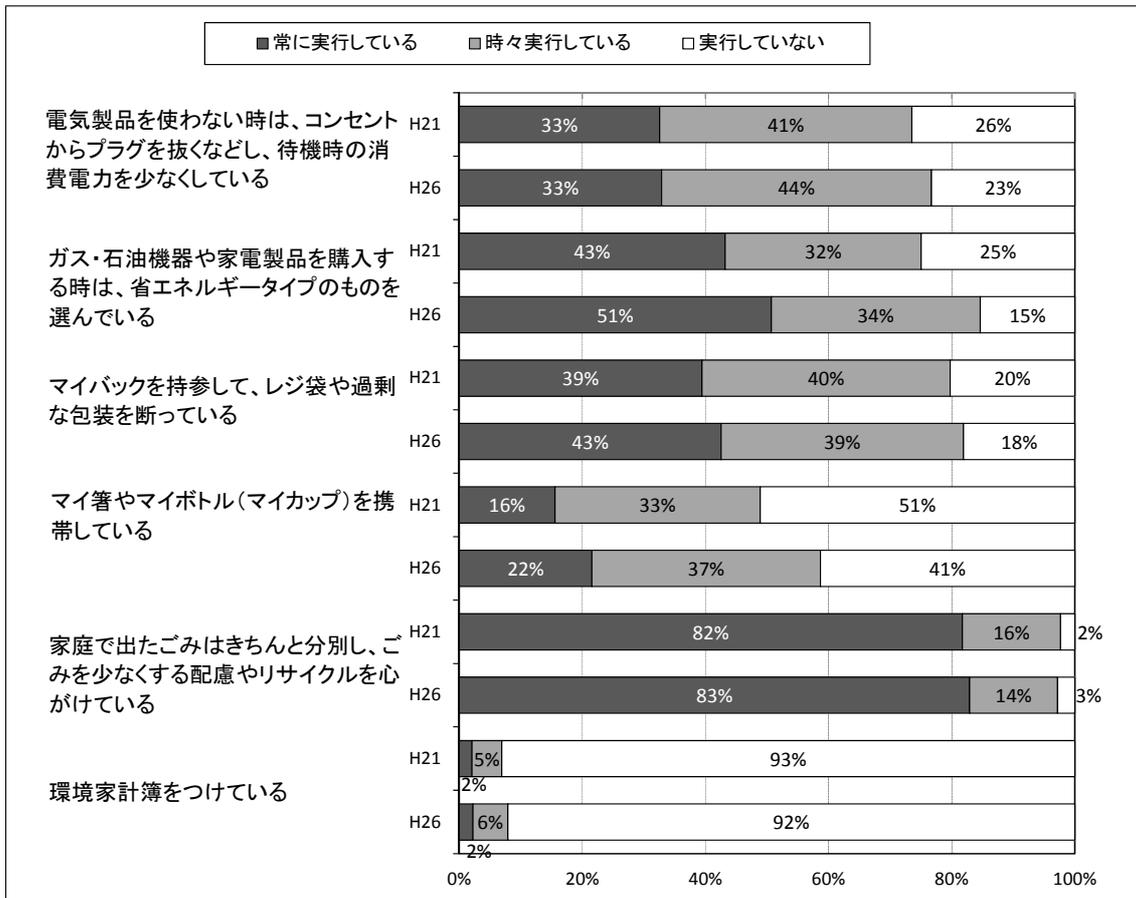
		常に実行している	時々実行している	実行していない	計(無回答を除く)
洗濯をする時は、まとめて洗うようにしている	H26	411 81%	77 15%	17 3%	505 100%
	H21	83%	13%	4%	100%
お風呂は、間隔をおかずに入るようにして、追い焚きをしないようにしている	H26	225 45%	145 29%	128 26%	498 100%
	H21	42%	26%	33%	100%
洗面・シャワーは、お湯を流しっぱなしにしないように気をつけている	H26	342 69%	130 26%	27 5%	499 100%
	H21	67%	24%	9%	100%
温水洗浄便座は、温度設定を季節に合わせて調節し、使わない時はふたを閉めるようにしている	H26	274 55%	88 18%	136 27%	498 100%
	H21	49%	16%	36%	100%

<自動車>



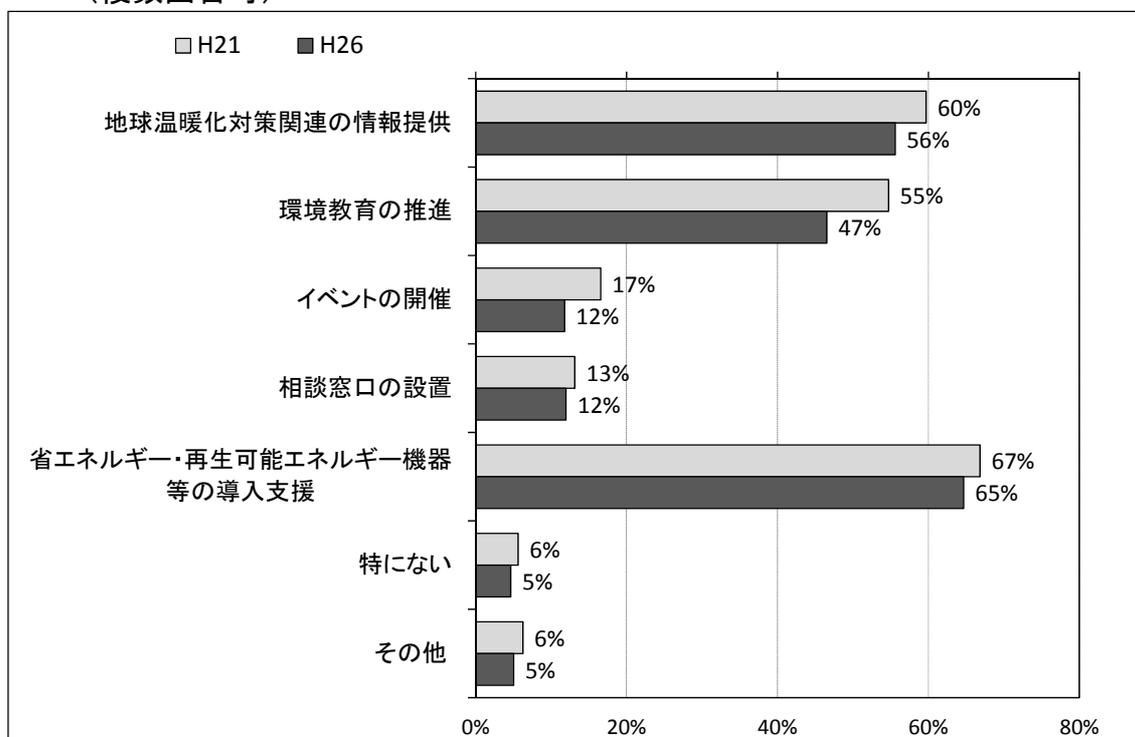
		常に実行している	時々実行している	実行していない	計(無回答を除く)
アイドリングをできる限りしないように気をつけている	H26	104	41	323	468
		22%	9%	69%	100%
H21		26%	10%	65%	100%
無駄な荷物を積んだまま運転しないように気をつけている	H26	99	40	333	472
		21%	8%	71%	100%
H21		24%	9%	67%	100%
急発進、急加速をしないように気をつけている	H26	112	34	323	469
		24%	7%	69%	100%
H21		28%	8%	64%	100%
タイヤの空気圧を適正に保つように心がけている	H26	95	44	327	466
		20%	9%	70%	100%
H21		25%	10%	65%	100%
できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関(バス・電車など)を利用するようにしている	H26	239	55	183	477
		50%	12%	38%	100%
H21		47%	14%	38%	100%

<その他>



		常に実行している	時々実行している	実行していない	計(無回答を除く)
電気製品を使わない時は、コンセントからプラグを抜くなどし、待機時の消費電力を少なくしている	H26	165	220	117	502
		33%	44%	23%	100%
ガス・石油機器や家電製品を購入する時は、省エネルギーなどを考えて省エネルギータイプのものを選んで	H26	251	168	76	495
		51%	34%	15%	100%
マイバックを持参して、レジ袋や過剰な包装を断っている	H26	214	198	91	503
		43%	39%	18%	100%
マイ箸やマイボトル(マイカップ)を携帯している	H26	107	184	205	496
		22%	37%	41%	100%
家庭で出たごみはきちんと分別し、ごみを少なくする配慮やリサイクルを心がけている	H26	417	72	14	503
		83%	14%	3%	100%
環境家計簿をつけている	H26	11	28	456	495
		2%	6%	92%	100%
	H21	2	5	93	100
		2%	5%	93%	100%

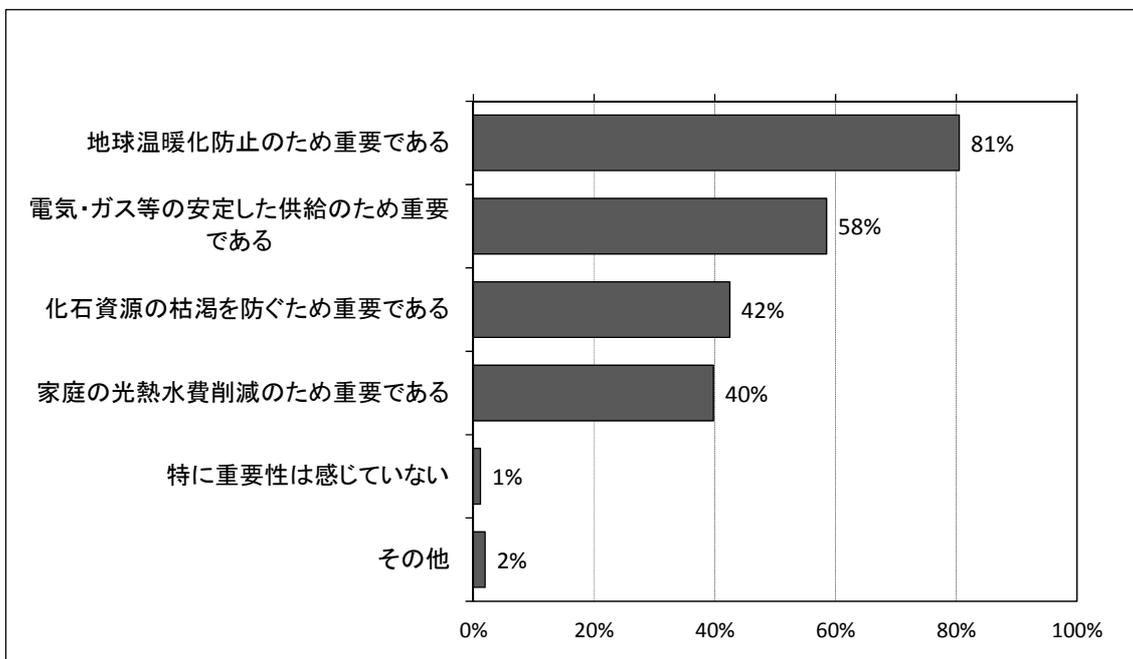
問. 家庭での地球温暖化対策を進める上で、行政に期待することは何ですか。
(複数回答可)



	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)	H21 結果 (%)
地球温暖化対策関連の情報提供	288	56%	60%
環境教育の推進	241	47%	55%
イベントの開催	61	12%	17%
相談窓口の設置	62	12%	13%
省エネルギー・再生可能エネルギー機器等の導入支援	335	65%	67%
特にない	24	5%	6%
その他	26	5%	6%

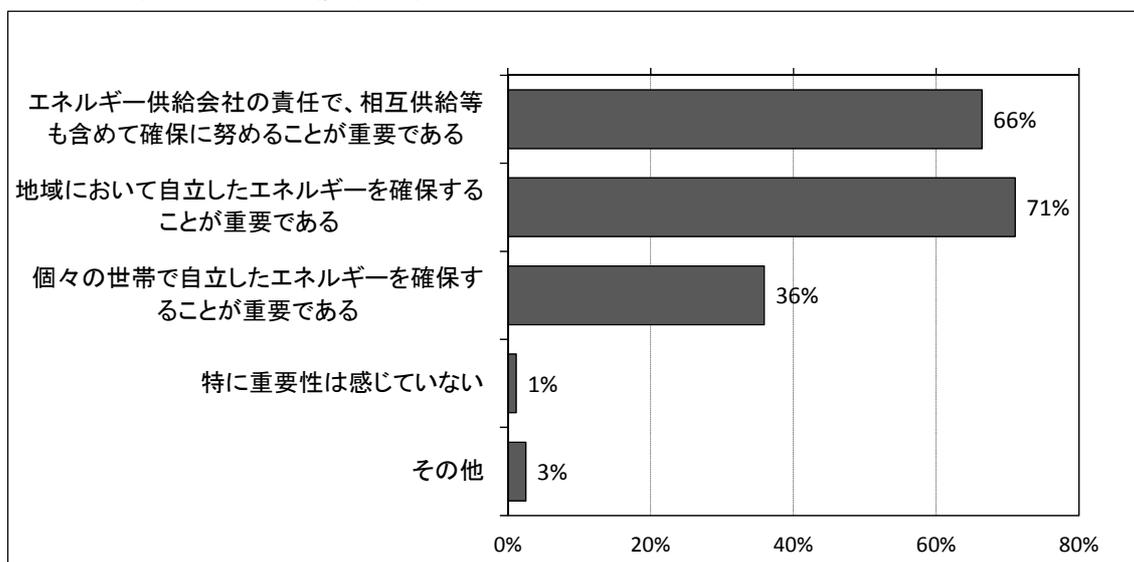
その他：「温暖化に関する研究の促進」、「LRT（新型路面電車交通システム）の導入」、「町全体のシステム構築」、「ITS（「高度道路交通システム」の略で、人と道路と自動車の間で情報の受発信を行い、事故や渋滞、環境対策など様々な課題を解決するためのシステム）の導入」、「金銭的補助」、「罰則」、「区の率先行動」、「企業への働きかけ」、「資源リサイクル」、「自転車レーン、駐輪場の整備」、「賃貸住宅オーナーへの省エネルギー製品促進、指導」、「省エネルギー行動の優位性の説明」など

問. エネルギー使用量削減の重要性について、該当することは何ですか。
 (複数回答可)



	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)
地球温暖化防止のため重要である	417	81%
電気・ガス等の安定した供給のため重要である	303	58%
化石資源の枯渇を防ぐため重要である	220	42%
家庭の光熱水費削減のため重要である	206	40%
特に重要性は感じていない	6	1%
その他	10	2%

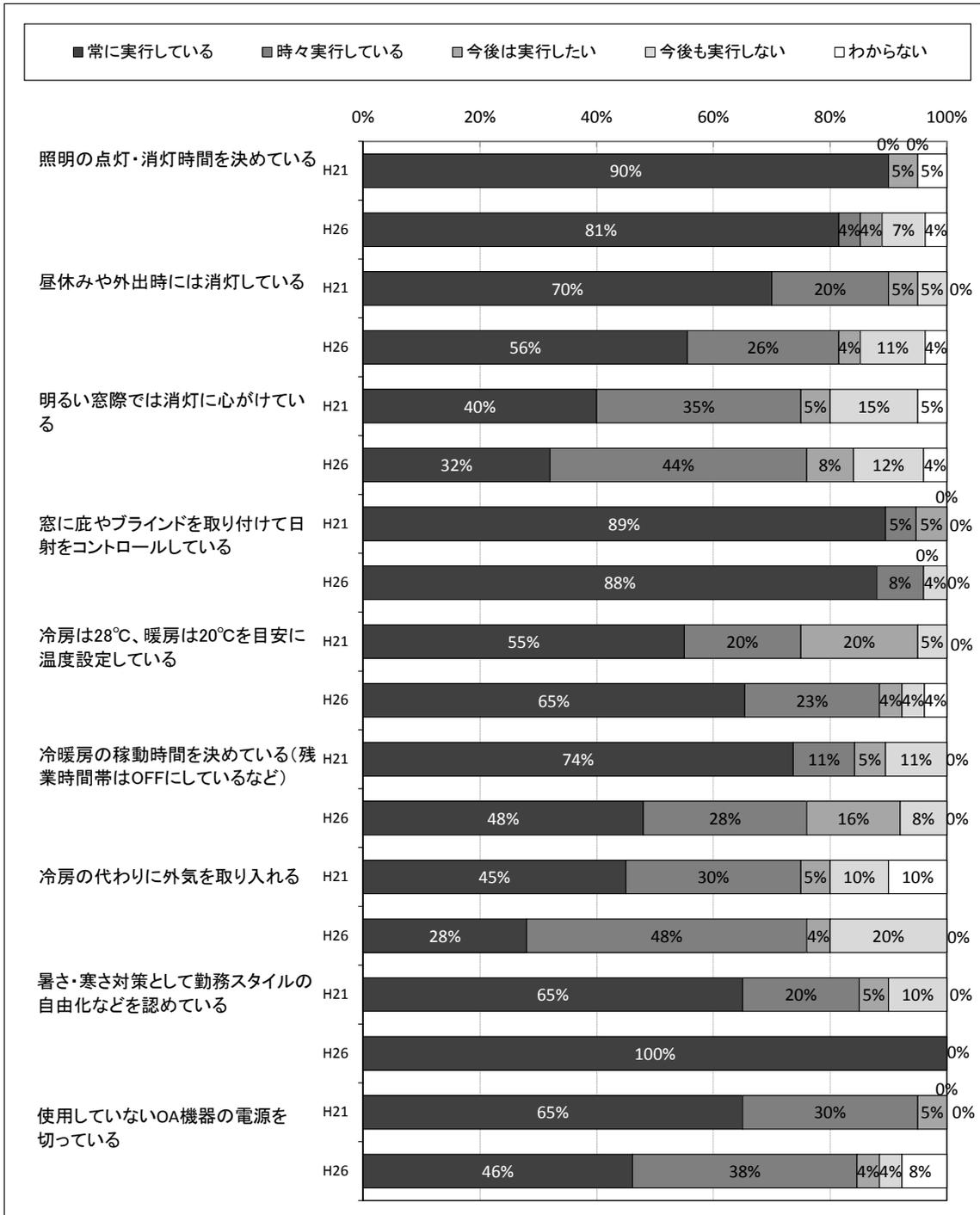
問. 大規模災害等に備えたエネルギー確保のあるべき姿について、重要だと思うことは何ですか。(複数回答可)

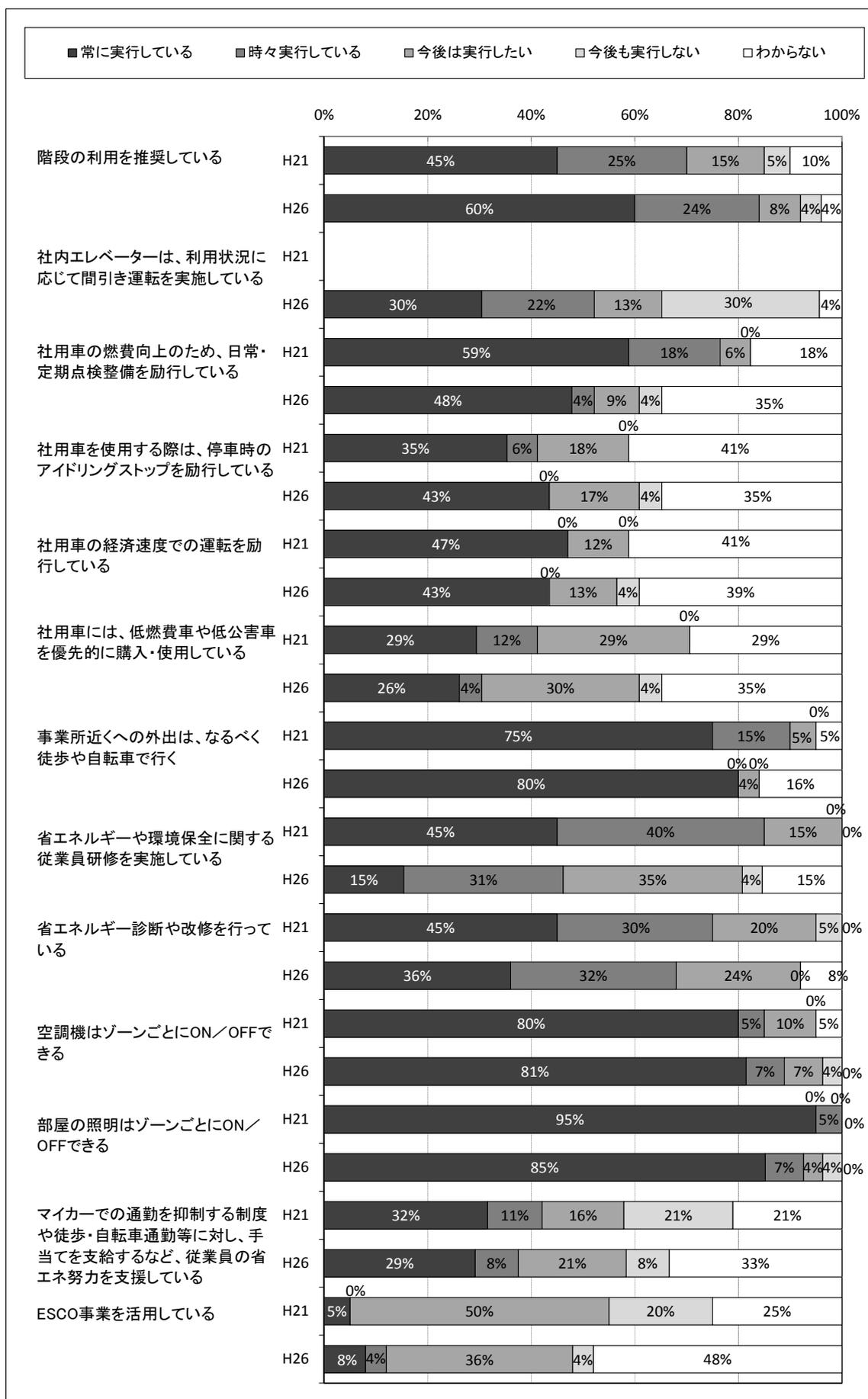


	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)
1.エネルギー供給会社の責任で、相互供給等も含めて確保に努めることが重要である	344	66%
2.地域において自立したエネルギーを確保することが重要である	368	71%
3.個々の世帯で自立したエネルギーを確保することが重要である	186	36%
4.特に重要性は感じていない	6	1%
5.その他	13	3%

(7) 大規模事業者版アンケート結果の概要

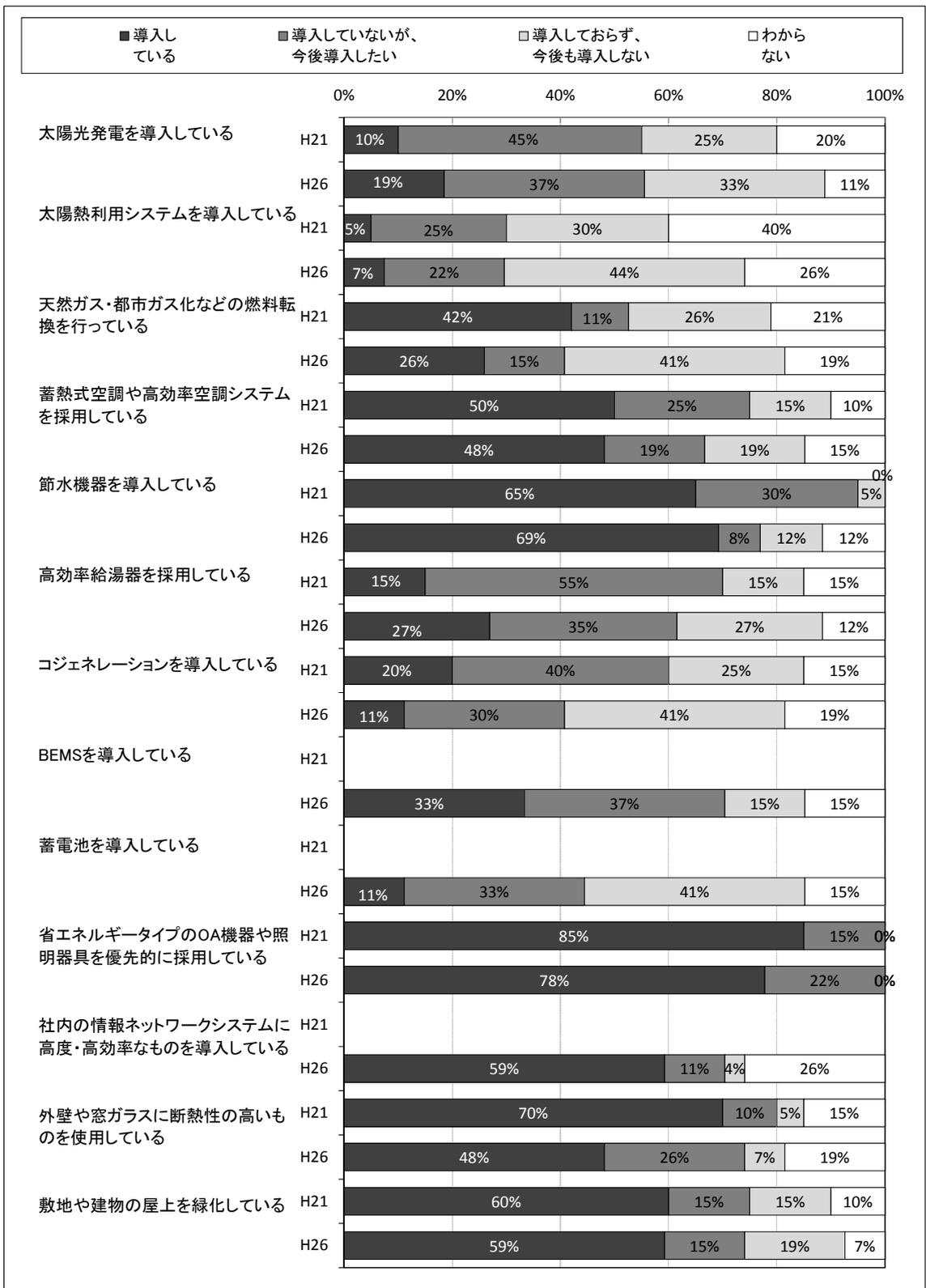
問 地球温暖化対策・省エネルギーに関する行動の実施状況について教えてください。





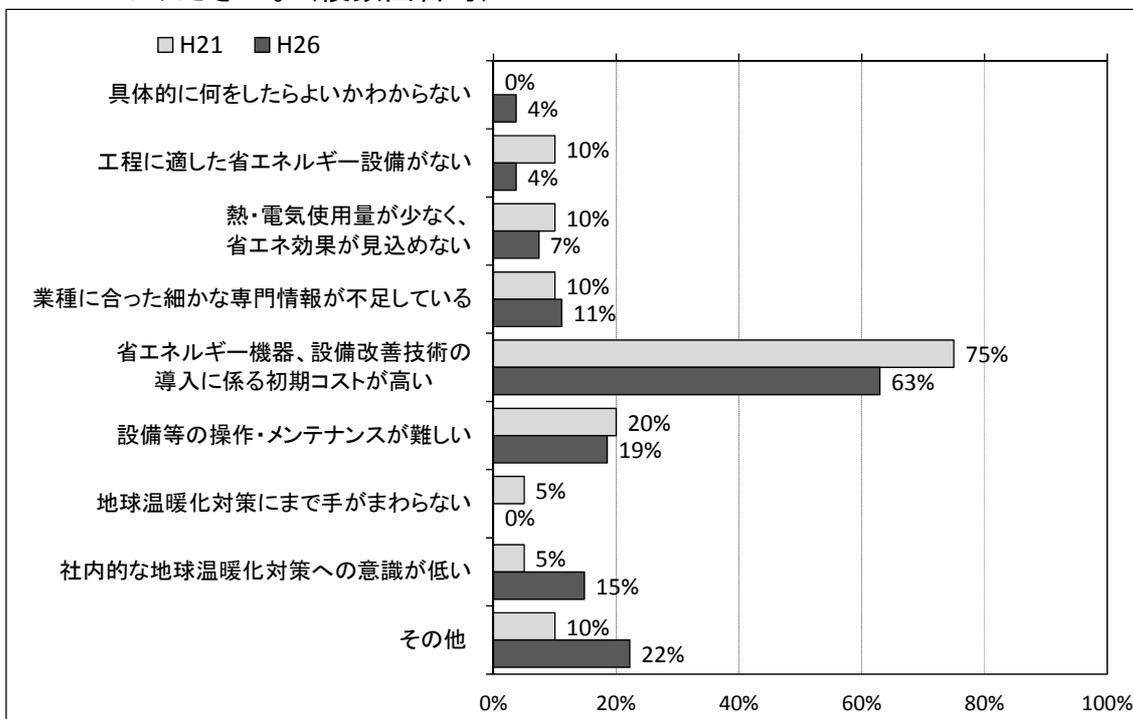
		1.常に 実行し ている	2.時々 実行し ている	3.今後 は実行 したい	4.今後 も実行 しない	5.わか らない	計(無 回答を 除く)	無回答
照明の点灯・消灯時間を 決めている	H26	22 81%	1 4%	1 4%	2 7%	1 4%	27 100%	0
	H21	90%	0%	5%	0%	5%	100%	
昼休みや外出時には消 灯している	H26	15 56%	7 26%	1 4%	3 11%	1 4%	27 100%	0
	H21	70%	20%	5%	5%	0%	100%	
明るい窓際では消灯に 心がけている	H26	8 32%	11 44%	2 8%	3 12%	1 4%	25 100%	2
	H21	40%	35%	5%	15%	5%	100%	
窓に庇やブラインドを取り 付けて日射をコント ロールしている	H26	22 88%	2 8%	0 0%	1 4%	0 0%	25 100%	2
	H21	89%	5%	5%	0%	0%	100%	
冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安に温度設定 している	H26	17 65%	6 23%	1 4%	1 4%	1 4%	26 100%	1
	H21	55%	20%	20%	5%	0%	100%	
冷暖房の稼働時間を決 めている(残業時間帯は OFF にしているなど)	H26	12 48%	7 28%	4 16%	2 8%	0 0%	25 100%	2
	H21	74%	11%	5%	11%	0%	100%	
冷房の代わりに外気を 取り入れる	H26	7 28%	12 48%	1 4%	5 20%	0 0%	25 100%	2
	H21	45%	30%	5%	10%	10%	100%	
暑さ・寒さ対策として勤 務スタイルの自由化など を認めている	H26	26 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	26 100%	1
	H21	65%	20%	5%	10%	0%	100%	
使用していない OA 機器 の電源を切っている	H26	12 46%	10 38%	1 4%	1 4%	2 8%	26 100%	1
	H21	65%	30%	5%	0%	0%	100%	
階段の利用を推奨して いる	H26	15 60%	6 24%	2 8%	1 4%	1 4%	25 100%	2
	H21	45%	25%	15%	5%	10%	100%	
社内エレベーターは、利 用状況に応じて間引き 運転を実施している	H26	7 30%	5 22%	3 13%	7 30%	1 4%	23 100%	4
	H21	-	-	-	-	-	-	
社用車の燃費向上のため、 日常・定期点検整備 を励行している	H26	11 48%	1 4%	2 9%	1 4%	8 35%	23 100%	4
	H21	59%	18%	6%	0%	18%	100%	
社用車を使用する際は、 停車時のアイドリングス トップを励行している	H26	10 43%	0 0%	4 17%	1 4%	8 35%	23 100%	4
	H21	35%	6%	18%	0%	41%	100%	
社用車の経済速度での 運転を励行している	H26	10 43%	0 0%	3 13%	1 4%	9 39%	23 100%	4
	H21	47%	0%	12%	0%	41%	100%	
社用車には、低燃費車 や低公害車を優先的に 購入・使用している	H26	6 26%	1 4%	7 30%	1 4%	8 35%	23 100%	4
	H21	29%	12%	29%	0%	29%	100%	

		1.常に 実行し ている	2.時々 実行し ている	3.今後 は実行 したい	4.今後 も実行 しない	5.わか らない	計(無 回答を 除く)	無回答
事業所近くへの外出は、 なるべく徒歩や自転車で 行く	H26	20 80%	0 0%	1 4%	0 0%	4 16%	25 100%	2
	H21	75%	15%	5%	0%	5%	100%	
省エネルギーや環境保 全に関する従業員研修 を実施している	H26	4 15%	8 31%	9 35%	1 4%	4 15%	26 100%	1
	H21	45%	40%	15%	0%	0%	100%	
省エネルギー診断や改 修を行っている	H26	9 36%	8 32%	6 24%	0 0%	2 8%	25 100%	2
	H21	45%	30%	20%	5%	0%	100%	
空調機はゾーンごと にON/OFFできる	H26	22 81%	2 7%	2 7%	1 4%	0 0%	27 100%	0
	H21	80%	5%	10%	0%	5%	100%	
部屋の照明はゾーンご とにON/OFFできる	H26	23 85%	2 7%	1 4%	1 4%	0 0%	27 100%	0
	H21	95%	5%	0%	0%	0%	100%	
マイカーでの通勤を抑制 する制度や徒歩・自転車 通勤等に対し、手当を 支給するなど、従業員の 省エネ努力を支援してい る	H26	7 29%	2 8%	5 21%	2 8%	8 33%	24 100%	3
	H21	32%	11%	16%	21%	21%	100%	
ESCO 事業を活用してい る	H26	2 8%	1 4%	9 36%	1 4%	12 48%	25 100%	2
	H21	5%	0%	50%	20%	25%	100%	



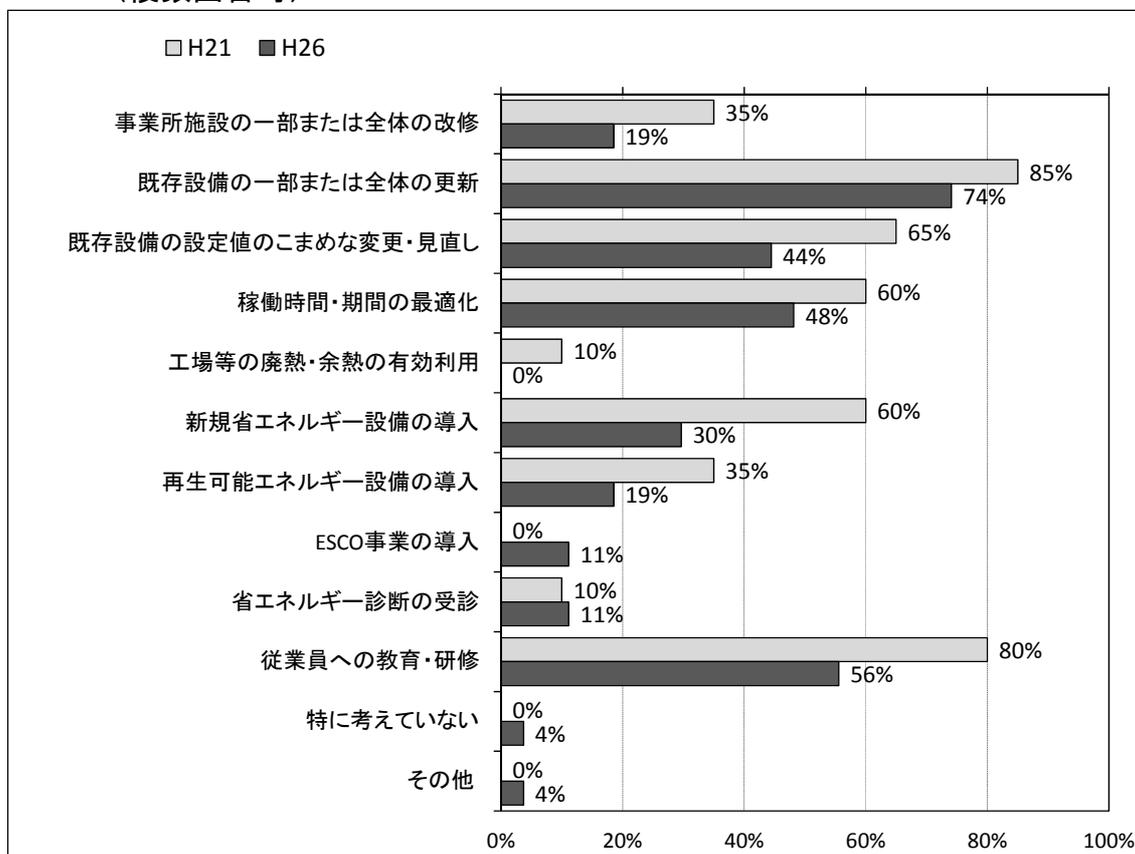
		導入している	導入していないが、今後導入したい	導入しておらず、今後も導入しない	わからない	計(無回答を除く)	無回答
太陽光発電を導入している	H26	5 19%	10 37%	9 33%	3 11%	27 100%	0
	H21	10%	45%	25%	20%	100%	
太陽熱利用システムを導入している	H26	2 7%	6 22%	12 44%	7 26%	27 100%	0
	H21	5%	25%	30%	40%	100%	
天然ガス・都市ガス化などの燃料転換を行っている	H26	7 26%	4 15%	11 41%	5 19%	27 100%	0
	H21	42%	11%	26%	21%	100%	
蓄熱式空調や高効率空調システムを採用している	H26	13 48%	5 19%	5 19%	4 15%	27 100%	0
	H21	50%	25%	15%	10%	100%	
節水機器を導入している	H26	18 69%	2 8%	3 12%	3 12%	26 100%	1
	H21	65%	30%	5%	0%	100%	
高効率給湯器を採用している	H26	7 27%	9 35%	7 27%	3 12%	26 100%	1
	H21	15%	55%	15%	15%	100%	
コージェネレーションを導入している	H26	3 11%	8 30%	11 41%	5 19%	27 100%	0
	H21	20%	40%	25%	15%	100%	
BEMSを導入している	H26	9 33%	10 37%	4 15%	4 15%	27 100%	0
	H21	-	-	-	-	-	
蓄電池を導入している	H26	3 11%	9 33%	11 41%	4 15%	27 100%	0
	H21	-	-	-	-	-	
省エネルギータイプのOA機器や照明器具を優先的に採用している	H26	21 78%	6 22%	0 0%	0 0%	27 100%	0
	H21	85%	15%	0%	0%	100%	
社内の情報ネットワークシステムに高度・高効率なものを導入している	H26	16 59%	3 11%	1 4%	7 26%	27 100%	0
	H21	-	-	-	-	-	
外壁や窓ガラスに断熱性の高いものを使用している	H26	13 48%	7 26%	2 7%	5 19%	27 100%	0
	H21	70%	10%	5%	15%	100%	
敷地や建物の屋上を緑化している	H26	16 59%	4 15%	5 19%	2 7%	27 100%	0
	H21	60%	15%	15%	10%	100%	

問. 地球温暖化対策に取り組むにあたって、障害となったことがあれば教えてください。(複数回答可)



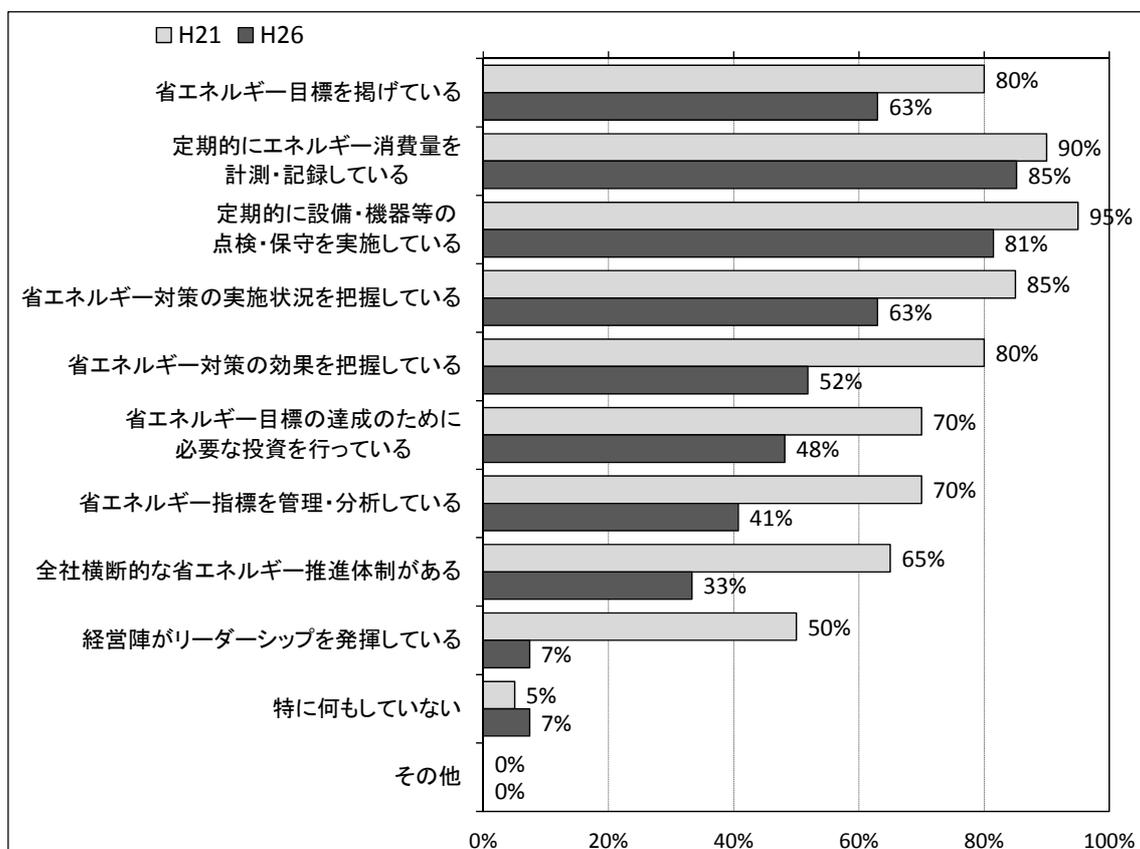
	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)	H21 結果 (%)
具体的に何をしたらよいかわからない	1	4%	0%
工程に適した省エネルギー設備がない	1	4%	10%
熱・電気使用量が少なく、省エネ効果が見込めない	2	7%	10%
業種に合った細かな専門情報が不足している	3	11%	10%
省エネルギー機器、設備改善技術の導入に係る初期コストが高い	17	63%	75%
設備等の操作・メンテナンスが難しい	5	19%	20%
地球温暖化対策にまで手がまわらない	0	0%	5%
社内的な地球温暖化対策への意識が低い	4	15%	5%
その他	6	22%	10%

問. 今後実施したいと考えている地球温暖化対策を教えてください。
(複数回答可)



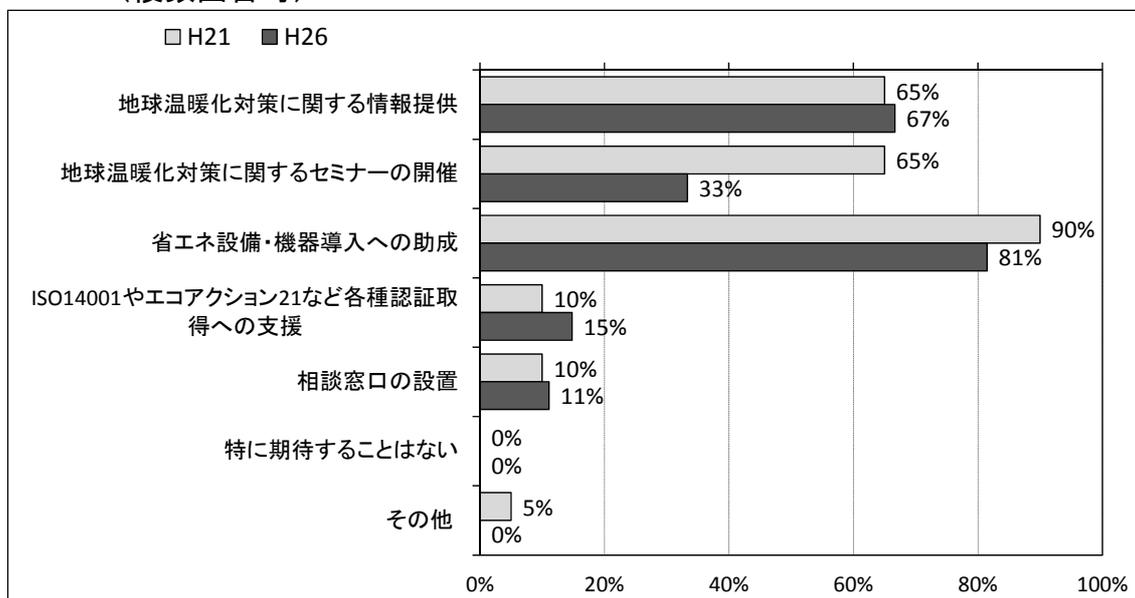
	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)	H21 結果 (%)
事業所施設の一部または全体の改修	5	19%	35%
既存設備の一部または全体の更新	20	74%	85%
既存設備の設定値のこまめな変更・見直し	12	44%	65%
稼働時間・期間の最適化	13	48%	60%
工場等の廃熱・余熱の有効利用	0	0%	10%
新規省エネルギー設備の導入	8	30%	60%
再生可能エネルギー設備の導入	5	19%	35%
ESCO事業の導入	3	11%	0%
省エネルギー診断の受診	3	11%	10%
従業員への教育・研修	15	56%	80%
特に考えていない	1	4%	0%
その他	1	4%	0%

問. エネルギー管理の実態を教えてください。(複数回答可)



	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)	H21 結果 (%)
省エネルギー目標を掲げている	17	63%	80%
定期的にエネルギー消費量を計測・記録している	23	85%	90%
定期的に設備・機器等の点検・保守を実施している	22	81%	95%
省エネルギー対策の実施状況を把握している	17	63%	85%
省エネルギー対策の効果を把握している	14	52%	80%
省エネルギー目標の達成のために必要な投資を行っている	13	48%	70%
省エネルギー指標を管理・分析している	11	41%	70%
全社横断的な省エネルギー推進体制がある	9	33%	65%
経営陣がリーダーシップを発揮している	2	7%	50%
特に何もしていない	2	7%	5%
その他	0	0%	0%

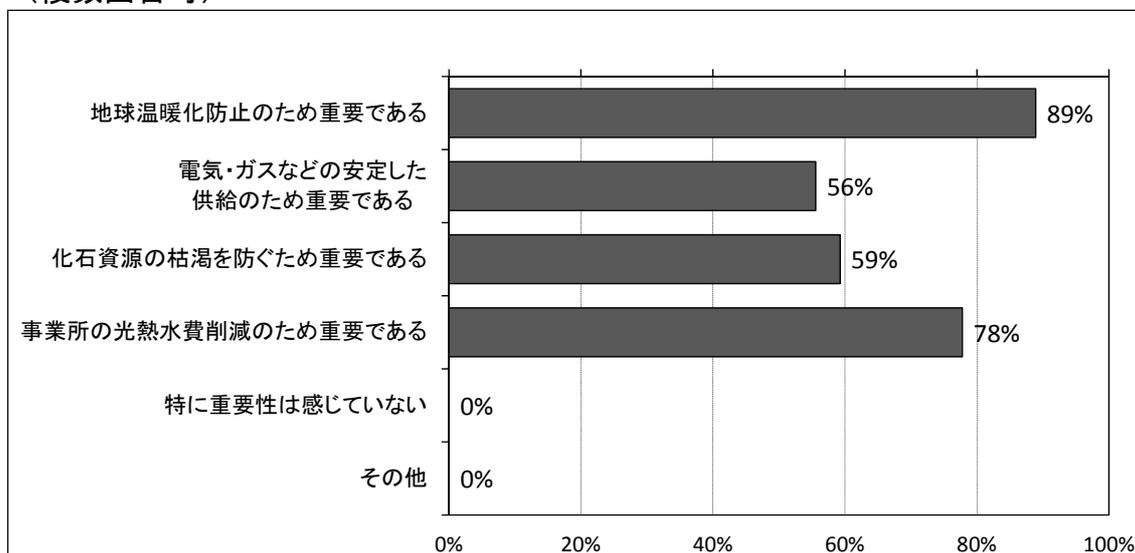
問. 地球温暖化対策を進める上で、行政に期待することは何ですか。
(複数回答可)



その他：「車両の進入制限」、「LRTの導入」、「自転車の専用レーン」、「各種事業に適合した専門的情報」、「市民（組織）との協働」、「事業面の緩和措置の検討」など

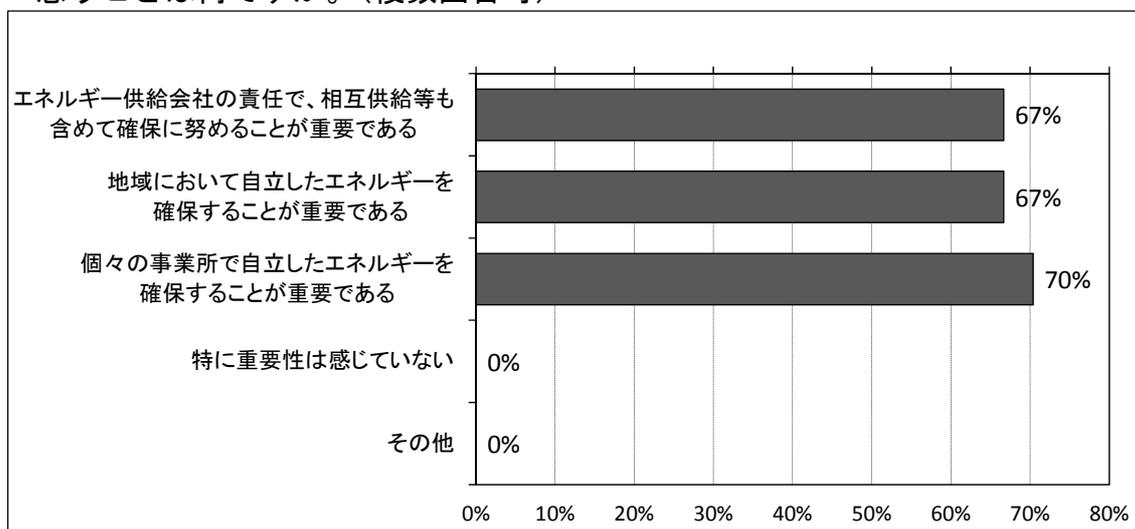
	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)	H21 結果 (%)
地球温暖化対策に関する情報提供	18	67%	65%
地球温暖化対策に関するセミナーの開催	9	33%	65%
省エネ設備・機器導入への助成	22	81%	90%
ISO14001 やエコアクション 21 など各種認証取得への支援	4	15%	10%
相談窓口の設置	3	11%	10%
特に期待することはない	0	0%	0%
その他	0	0%	5%

問. エネルギー使用量削減の重要性について、該当することは何ですか。
(複数回答可)



	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)
地球温暖化防止のため重要である	24	89%
電気・ガスなどの安定した供給のため重要である	15	56%
化石資源の枯渇を防ぐため重要である	16	59%
事業所の光熱水費削減のため重要である	21	78%
特に重要性は感じていない	0	0%
その他	0	0%

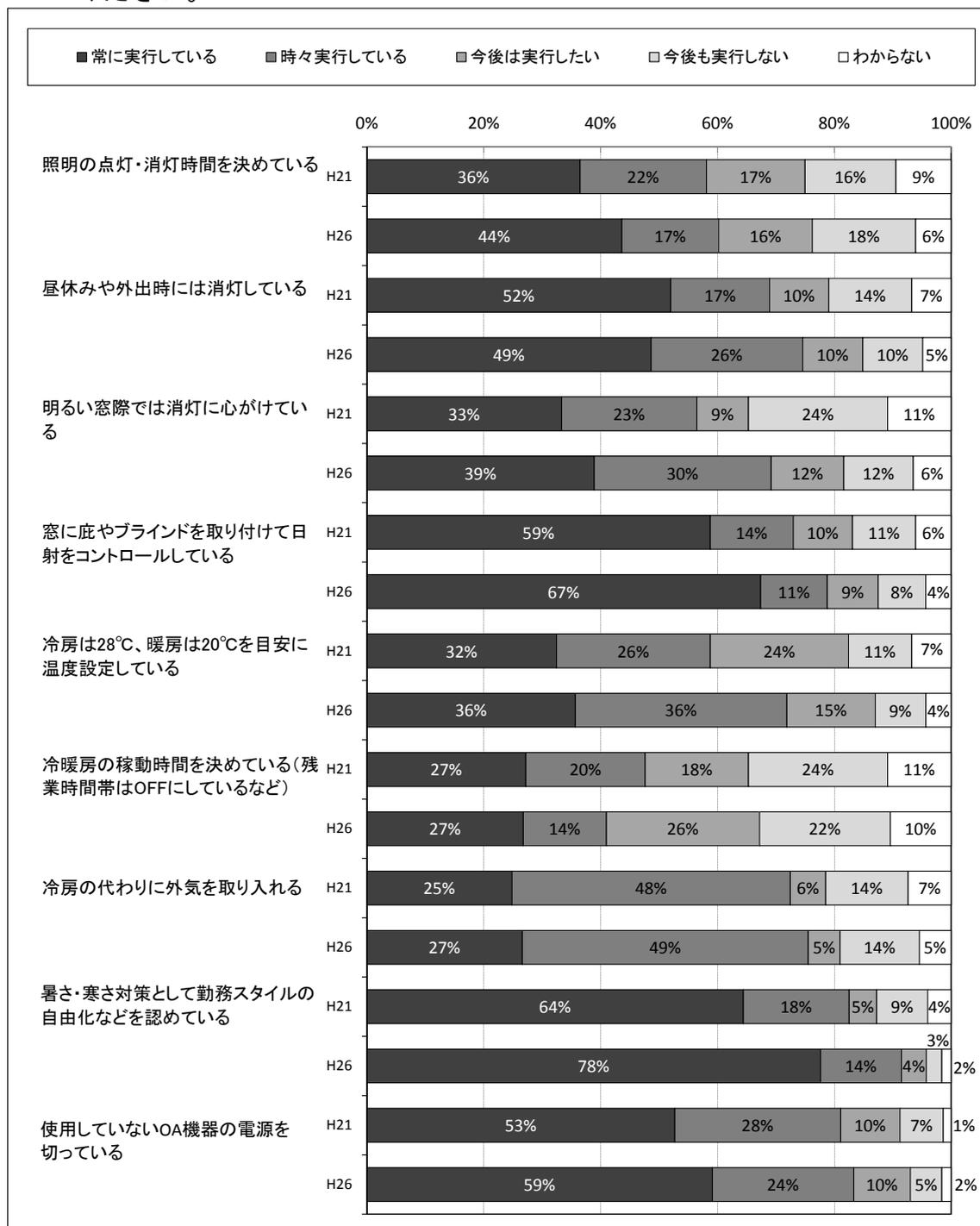
問. 大規模災害等に備えたエネルギー確保のあるべき姿について、重要だと思ふことは何ですか。(複数回答可)



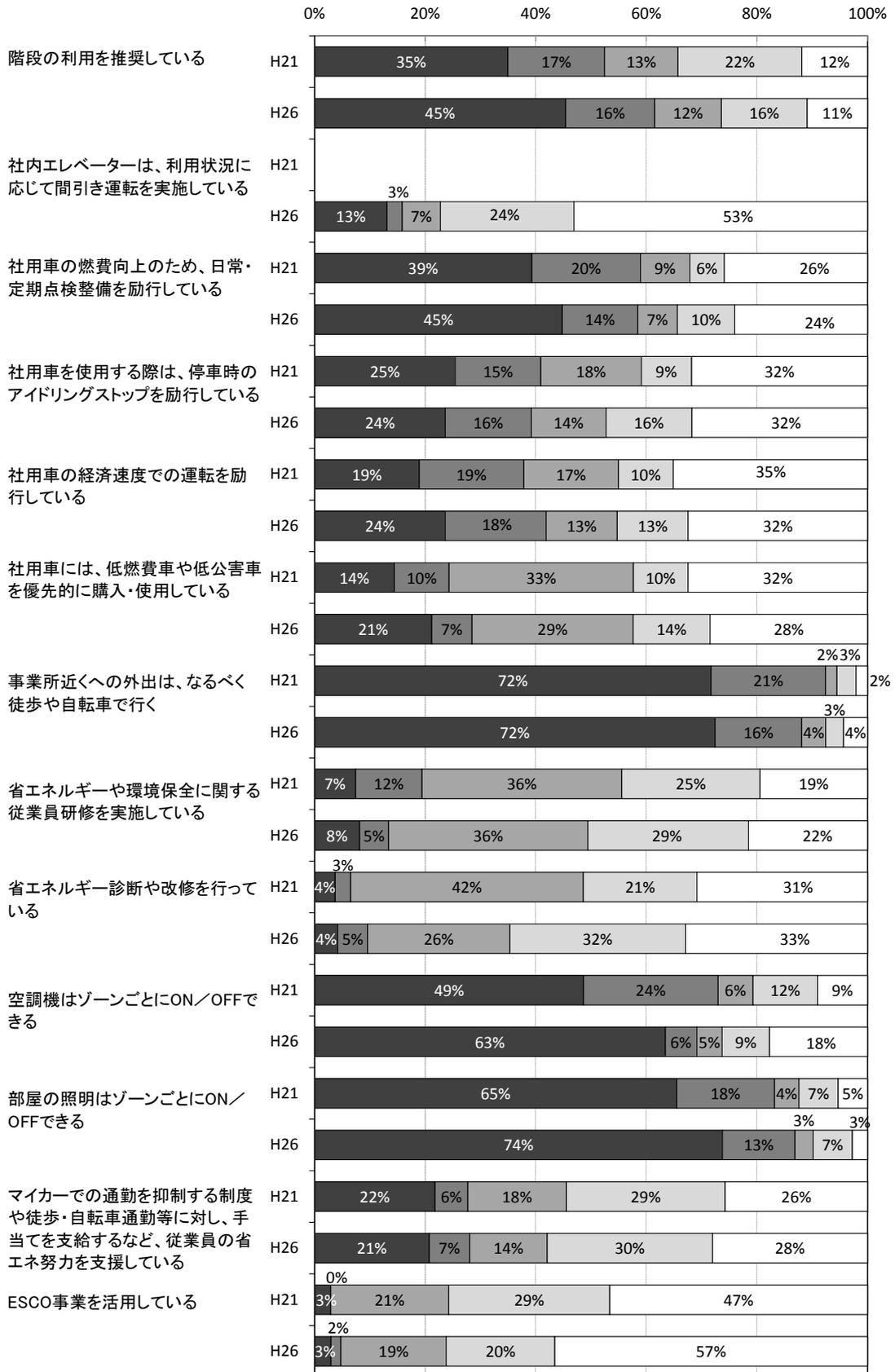
	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)
エネルギー供給会社の責任で、相互供給等も含めて確保に努めることが重要である	18	67%
地域において自立したエネルギーを確保することが重要である	18	67%
個々の事業所で自立したエネルギーを確保することが重要である	19	70%
特に重要性は感じていない	0	0%
その他	0	0%

(8) 中小規模事業者版アンケート結果の概要

問 地球温暖化対策・省エネルギーに関する行動の実施状況について教えてください。

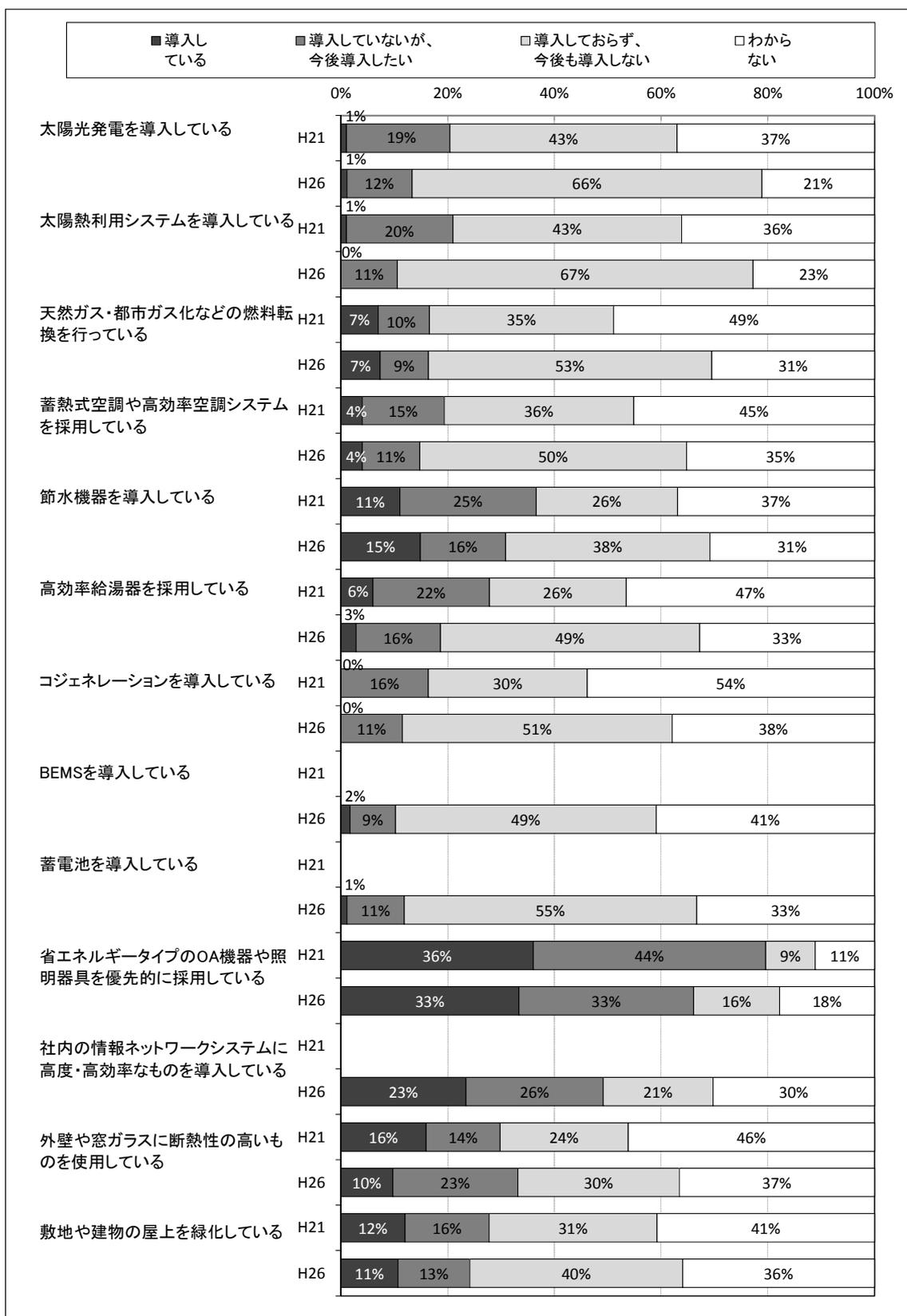


■常に実行している ■時々実行している ■今後は実行したい □今後も実行しない □わからない



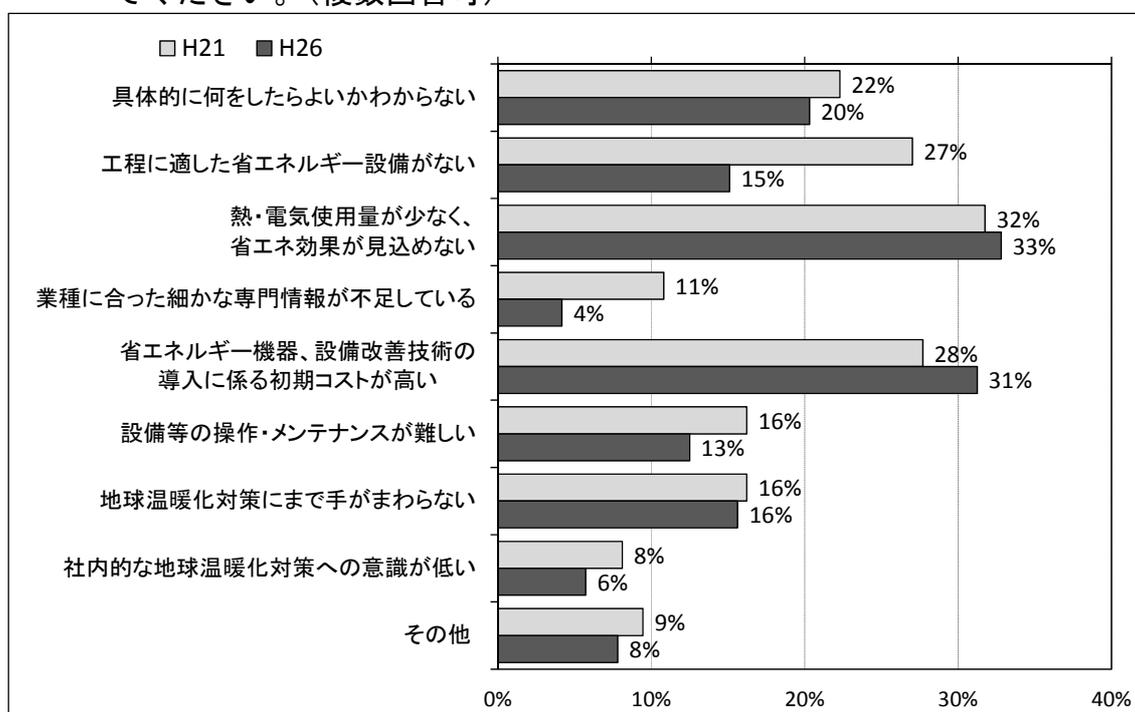
		1.常に 実行し ている	2.時々 実行し ている	3.今後 は実行 したい	4.今後 も実行 しない	5.わか らない	計(無 回答を 除く)	無回答
照明の点灯・消灯時間を 決めている	H26	79 44%	30 17%	29 16%	32 18%	11 6%	181 100%	11
	H21	36%	22%	17%	16%	9%	100%	
昼休みや外出時には消 灯している	H26	90 49%	48 26%	19 10%	19 10%	9 5%	185 100%	7
	H21	52%	17%	10%	14%	7%	100%	
明るい窓際では消灯に 心がけている	H26	72 39%	56 30%	23 12%	22 12%	12 6%	185 100%	7
	H21	33%	23%	9%	24%	11%	100%	
窓に庇やブラインドを取り 付けて日射をコント ロールしている	H26	124 67%	21 11%	16 9%	15 8%	8 4%	184 100%	8
	H21	59%	14%	10%	11%	6%	100%	
冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安に温度設定 している	H26	66 36%	67 36%	28 15%	16 9%	8 4%	185 100%	7
	H21	32%	26%	24%	11%	7%	100%	
冷暖房の稼働時間を決 めている(残業時間帯は OFF にしているなど)	H26	49 27%	26 14%	48 26%	41 22%	19 10%	183 100%	9
	H21	27%	20%	18%	24%	11%	100%	
冷房の代わりに外気を 取り入れる	H26	49 27%	90 49%	10 5%	25 14%	10 5%	184 100%	8
	H21	25%	48%	6%	14%	7%	100%	
暑さ・寒さ対策として勤 務スタイルの自由化など を認めている	H26	146 78%	26 14%	8 4%	5 3%	3 2%	188 100%	4
	H21	64%	18%	5%	9%	4%	100%	
使用していない OA 機器 の電源を切っている	H26	110 59%	45 24%	18 10%	10 5%	3 2%	186 100%	6
	H21	53%	28%	10%	7%	1%	100%	
階段の利用を推奨して いる	H26	79 45%	28 16%	21 12%	27 16%	19 11%	174 100%	18
	H21	35%	17%	13%	22%	12%	100%	
社内エレベーターは、利 用状況に応じて間引き 運転を実施している	H26	19 13%	4 3%	10 7%	35 24%	77 53%	145 100%	47
	H21	-	-	-	-	-	-	
社用車の燃費向上のため、 日常・定期点検整備 を励行している	H26	69 45%	21 14%	11 7%	16 10%	37 24%	154 100%	38
	H21	39%	20%	9%	6%	26%	100%	
社用車を使用する際は、 停車時のアイドリングス トップを励行している	H26	35 24%	23 16%	20 14%	23 16%	47 32%	148 100%	44
	H21	25%	15%	18%	9%	32%	100%	
社用車の経済速度での 運転を励行している	H26	35 24%	27 18%	19 13%	19 13%	48 32%	148 100%	44
	H21	19%	19%	17%	10%	35%	100%	
社用車には、低燃費車 や低公害車を優先的に 購入・使用している	H26	32 21%	11 7%	44 29%	21 14%	43 28%	151 100%	41
	H21	14%	10%	33%	10%	32%	100%	

		1.常に 実行し ている	2.時々 実行し ている	3.今後 は実行 したい	4.今後 も実行 しない	5.わか らない	計(無 回答を 除く)	無回答
事業所近くへの外出は、 なるべく徒歩や自転車で 行く	H26	134 72%	29 16%	8 4%	6 3%	8 4%	185 100%	7
	H21	72%	21%	2%	3%	2%	100%	
省エネルギーや環境保 全に関する従業員研修 を実施している	H26	14 8%	9 5%	62 36%	50 29%	37 22%	172 100%	20
	H21	7%	12%	36%	25%	19%	100%	
省エネルギー診断や改 修を行っている	H26	7 4%	9 5%	43 26%	53 32%	55 33%	167 100%	25
	H21	4%	3%	42%	21%	31%	100%	
空調機はゾーンごと にON/OFFできる	H26	111 63%	10 6%	8 5%	15 9%	31 18%	175 100%	17
	H21	49%	24%	6%	12%	9%	100%	
部屋の照明はゾーンご とにON/OFFできる	H26	135 74%	24 13%	6 3%	13 7%	5 3%	183 100%	9
	H21	65%	18%	4%	7%	5%	100%	
マイカーでの通勤を抑制 する制度や徒歩・自転車 通勤等に対し、手当を 支給するなど、従業員の 省エネ努力を支援してい る	H26	34 21%	12 7%	23 14%	49 30%	46 28%	164 100%	28
	H21	22%	6%	18%	29%	26%	100%	
ESCO 事業を活用してい る	H26	5 3%	3 2%	32 19%	33 20%	95 57%	168 100%	24
	H21	3%	0%	21%	29%	47%	100%	



		導入している	導入していないが、今後導入したい	導入しておらず、今後も導入しない	わからない	計(無回答を除く)	無回答
太陽光発電を導入している	H26	2 1%	22 12%	118 66%	38 21%	180 100%	12
	H21	1%	19%	43%	37%	100%	
太陽熱利用システムを導入している	H26	0 0%	19 11%	120 67%	41 23%	180 100%	12
	H21	1%	20%	43%	36%	100%	
天然ガス・都市ガス化などの燃料転換を行っている	H26	13 7%	16 9%	94 53%	54 31%	177 100%	15
	H21	7%	10%	35%	49%	100%	
蓄熱式空調や高効率空調システムを採用している	H26	7 4%	19 11%	88 50%	62 35%	176 100%	16
	H21	4%	15%	36%	45%	100%	
節水機器を導入している	H26	26 15%	28 16%	67 38%	54 31%	175 100%	17
	H21	11%	25%	26%	37%	100%	
高効率給湯器を採用している	H26	5 3%	28 16%	86 49%	58 33%	177 100%	15
	H21	6%	22%	26%	47%	100%	
コージェネレーションを導入している	H26	0 0%	20 11%	88 51%	66 38%	174 100%	18
	H21	0%	16%	30%	54%	100%	
BEMSを導入している	H26	3 2%	15 9%	86 49%	72 41%	176 100%	16
	H21	-	-	-	-	-	
蓄電池を導入している	H26	2 1%	19 11%	97 55%	59 33%	177	15
	H21	-	-	-	-	-	
省エネルギータイプのOA機器や照明器具を優先的に採用している	H26	60 33%	59 33%	29 16%	32 18%	180 100%	12
	H21	36%	44%	9%	11%	100%	
社内の情報ネットワークシステムに高度・高効率なものを導入している	H26	41 23%	45 26%	36 21%	53 30%	175 100%	17
	H21	-	-	-	-	-	
外壁や窓ガラスに断熱性の高いものを使用している	H26	17 10%	41 23%	53 30%	64 37%	175 100%	17
	H21	16%	14%	24%	46%	100%	
敷地や建物の屋上を緑化している	H26	19 11%	24 13%	71 40%	64 36%	178 100%	14
	H21	12%	16%	31%	41%	100%	

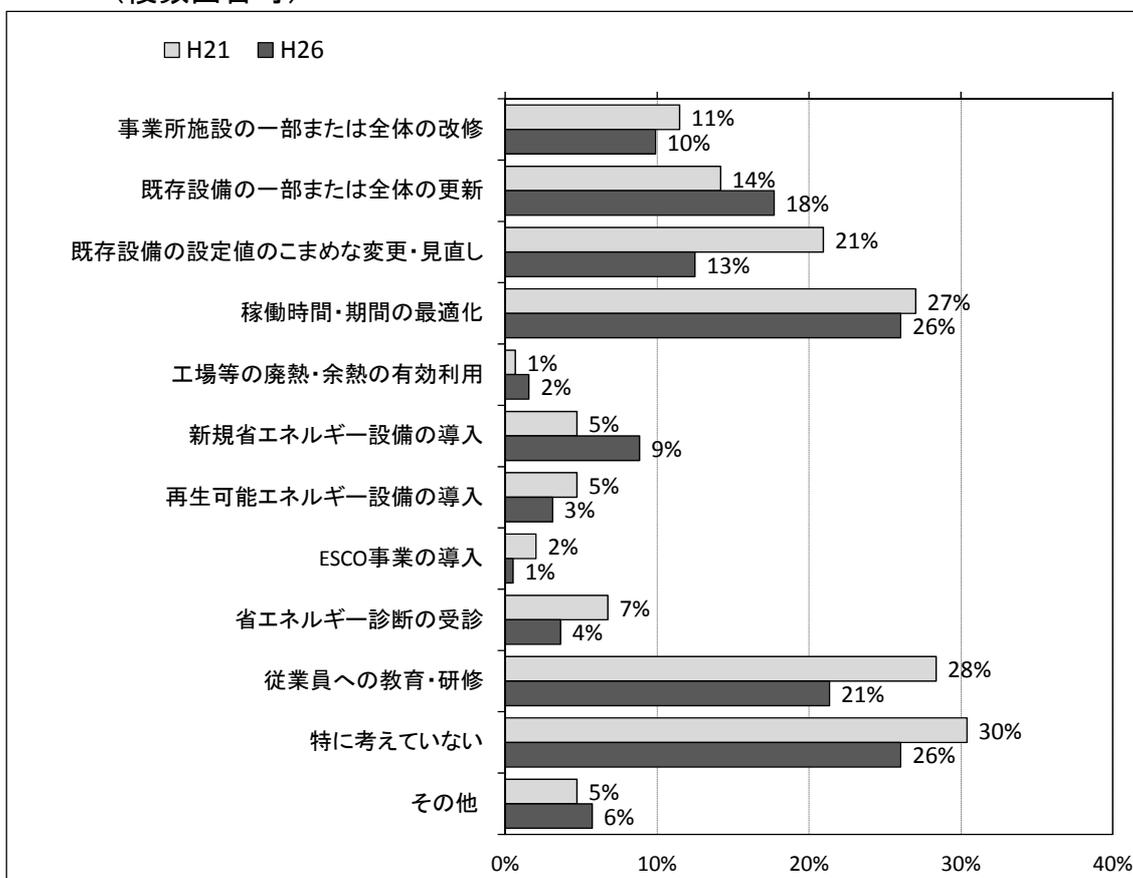
問. 地球温暖化対策に取り組むにあたって、障害となったことがあれば教えてください。(複数回答可)



	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)	H21 結果 (%)
具体的に何をしたらよいかわからない	39	20%	22%
工程に適した省エネルギー設備がない	29	15%	27%
熱・電気使用量が少なく、省エネ効果が見込めない	63	33%	32%
業種に合った細かな専門情報が不足している	8	4%	11%
省エネルギー機器、設備改善技術の導入に係る初期コストが高い	60	31%	28%
設備等の操作・メンテナンスが難しい	24	13%	16%
地球温暖化対策にまで手がまわらない	30	16%	16%
社内的な地球温暖化対策への意識が低い	11	6%	8%
その他	15	8%	9%

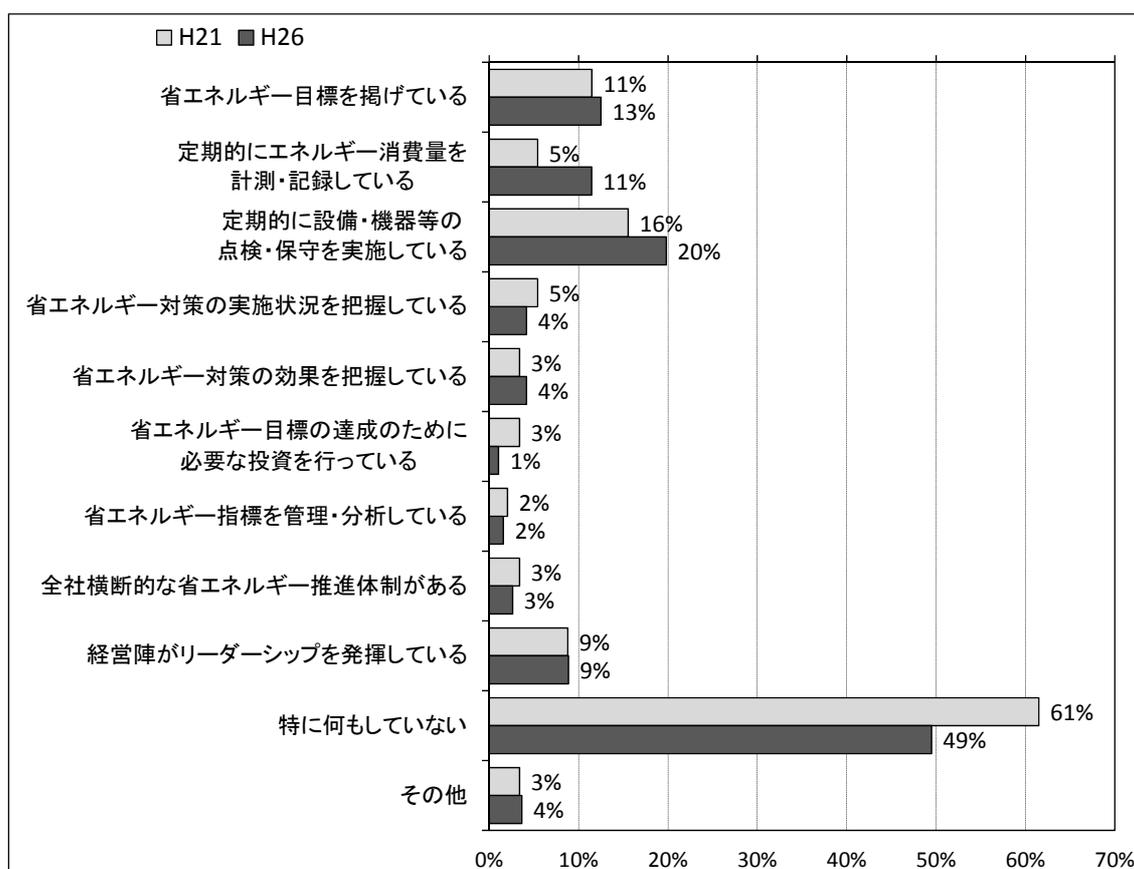
問. 今後実施したいと考えている地球温暖化対策を教えてください。

(複数回答可)



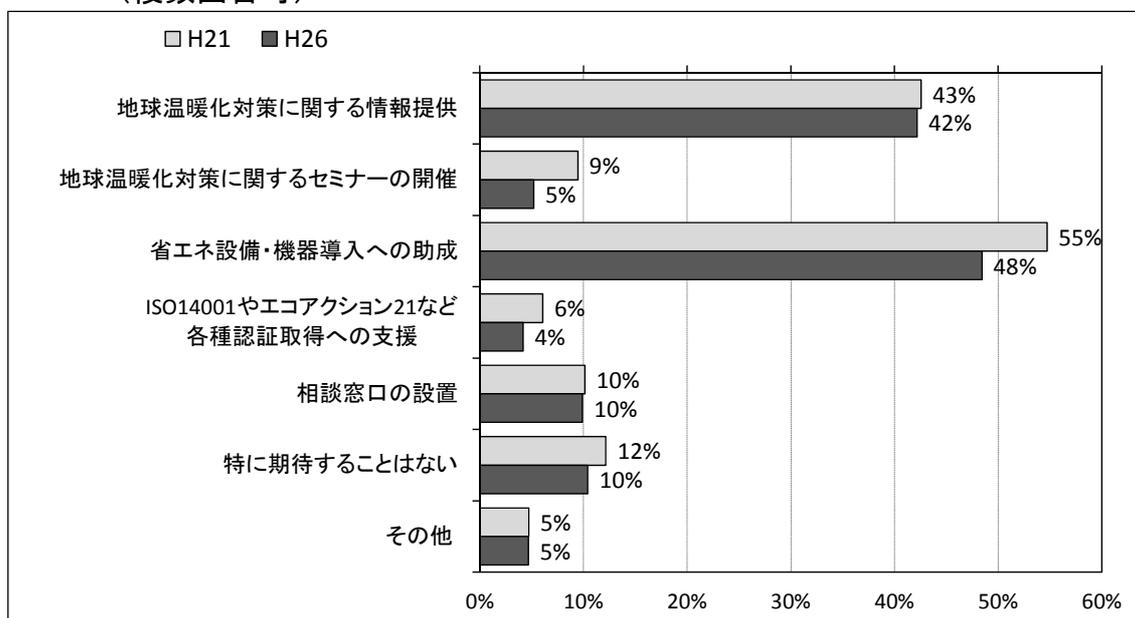
	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)	H21 結果 (%)
事業所施設の一部または全体の改修	19	10%	11%
既存設備の一部または全体の更新	34	18%	14%
既存設備の設定値のこまめな変更・見直し	24	13%	21%
稼働時間・期間の最適化	50	26%	27%
工場等の廃熱・余熱の有効利用	3	2%	1%
新規省エネルギー設備の導入	17	9%	5%
再生可能エネルギー設備の導入	6	3%	5%
ESCO 事業の導入	1	1%	2%
省エネルギー診断の受診	7	4%	7%
従業員への教育・研修	41	21%	28%
特に考えていない	50	26%	30%
その他	11	6%	5%

問. エネルギー管理の実態を教えてください。(複数回答可)



	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)	H21 結果 (%)
1.省エネルギー目標を掲げている	24	13%	11%
2.定期的にエネルギー消費量を計測・記録している	22	11%	5%
3.定期的に設備・機器等の点検・保守を実施している	38	20%	16%
4.省エネルギー対策の実施状況を把握している	8	4%	5%
5.省エネルギー対策の効果を把握している	8	4%	3%
6.省エネルギー目標の達成のために必要な投資を行っている	2	1%	3%
7.省エネルギー指標を管理・分析している	3	2%	2%
8.全社横断的な省エネルギー推進体制がある	5	3%	3%
9.経営陣がリーダーシップを発揮している	17	9%	9%
10.特に何もしていない	95	49%	61%
11.その他	7	4%	3%

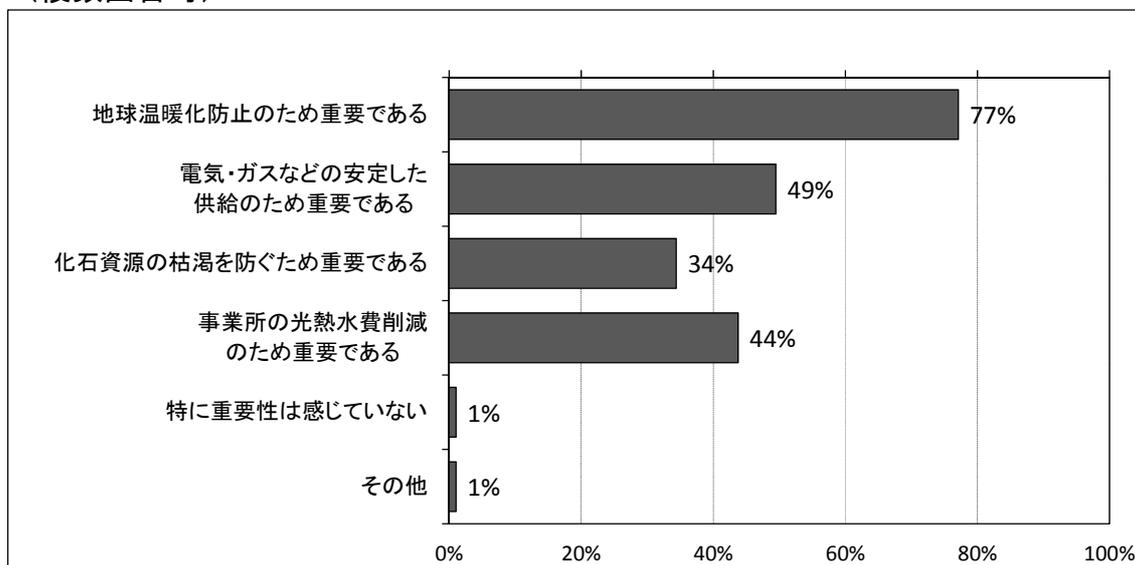
問. 地球温暖化対策を進める上で、行政に期待することは何ですか。
(複数回答可)



その他：「車輛の進入制限」、「LRTの導入」、「自転車の専用レーン」、「各種事業に適合した専門的情報」、「市民（組織）との協働」、「事業面の緩和措置の検討」など

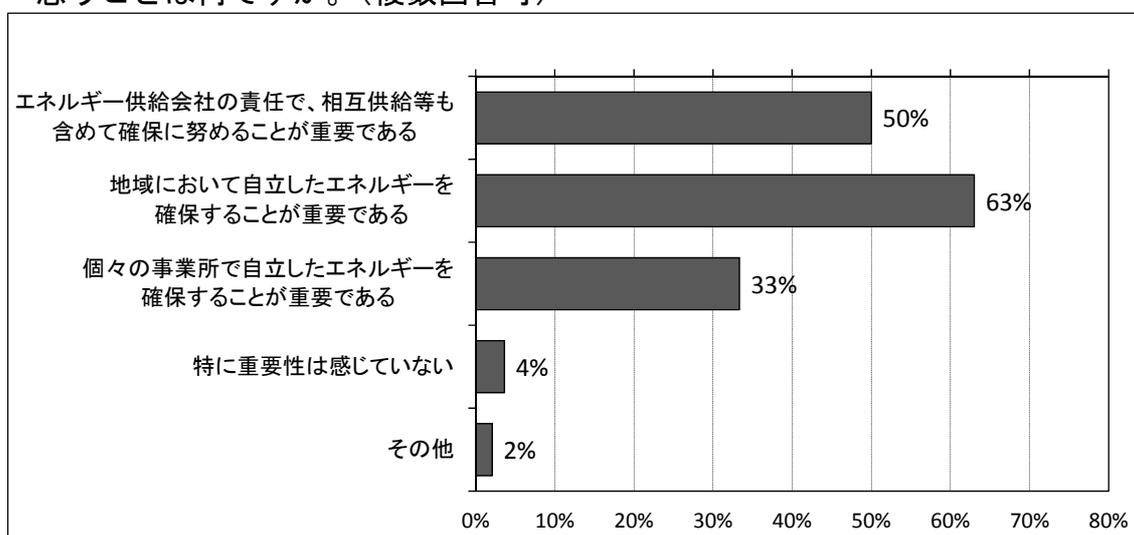
	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)	H21 結果 (%)
地球温暖化対策に関する情報提供	81	42%	43%
地球温暖化対策に関するセミナーの開催	10	5%	9%
省エネ設備・機器導入への助成	93	48%	55%
ISO14001 やエコアクション 21 など各種認証取得への支援	8	4%	6%
相談窓口の設置	19	10%	10%
特に期待することはない	20	10%	12%
その他	9	5%	5%

問. エネルギー使用量削減の重要性について、該当することは何ですか。
(複数回答可)



	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)
1.地球温暖化防止のため重要である	148	77%
2.電気・ガスなどの安定した供給のため重要である	95	49%
3.化石資源の枯渇を防ぐため重要である	66	34%
4.事業所の光熱水費削減のため重要である	84	44%
5.特に重要性は感じていない	2	1%
6.その他	2	1%

問. 大規模災害等に備えたエネルギー確保のあるべき姿について、重要だと思ふことは何ですか。(複数回答可)



	H26 結果 (回答数)	H26 結果 (%)
エネルギー供給会社の責任で、相互供給等も含めて確保に努めることが重要である	96	50%
地域において自立したエネルギーを確保することが重要である	121	63%
個々の事業所で自立したエネルギーを確保することが重要である	64	33%
特に重要性は感じていない	7	4%
その他	4	2%

資料 4 検討経過

本計画の見直しにあたり、文京区地球温暖化対策地域推進協議会において検討を行いました。また、庁内における本計画の検討は、文京区地球温暖化対策推進本部及び地域部会で行いました。

資一表 19 文京区地球温暖化対策地域推進協議会の検討経過

回数	開催日	検討内容等
第1回	2014（平成26）年 7月28日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 計画改定のスケジュールについて ➤ アンケート等の結果について ➤ 計画の中間評価について ➤ 計画改定に向けた考え方について
第2回	9月18日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ アンケートを活用した分析結果 ➤ 計画改定案のたたき台 ➤ 新たな将来像・目標及び進行管理手法設定の考え方 ➤ アクションプランの体系
第3回	11月25日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 計画改定素案について ➤ コラムについて
第4回	2015（平成27）年 3月9日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 計画中間見直し結果について ➤ 概要版について

資一表 20 文京区地球温暖化対策推進本部の検討経過

回数	開催日	検討内容等
第1回	2014（平成26）年 5月14日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 文京区地球温暖化対策地域推進計画の改定について
第2回	11月12日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 文京区地球温暖化対策地域推進計画の中間見直しについて
第3回	2015（平成27）年 1月28日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 文京区地球温暖化対策地域推進計画中間見直し（案）等について

資一表 21 文京区地球温暖化対策推進本部地域部会の検討経過

回数	開催日	検討内容等
第1回	2014（平成26）年 7月18日（金）	<ul style="list-style-type: none">➤ 文京区地球温暖化対策地域推進計画改定の考え方について➤ アクションプランのメニューについて➤ 今後の予定
第2回	11月6日（木）	<ul style="list-style-type: none">➤ 計画改定について➤ アクションプランの体系について
第3回	2015（平成27）年 1月26日（月）	<ul style="list-style-type: none">➤ 文京区地球温暖化対策地域推進計画中間見直し（案）等について

資一表 22 文京区地球温暖化対策地域推進計画策定協議会委員名簿

(敬称略)

	氏名		備考
学識経験者	会長	中上 英俊	株式会社 住環境計画研究所 会長（工学博士）
	副会長	松橋 隆治	東京大学大学院工学系研究科 電気系工学専攻 教授（工学博士）
	委員	沖 大幹	東京大学生産技術研究所 教授（工学博士）
関係団体推薦	委員	諸留 和夫	文京区町会連合会 副会長
	委員	福永 喜美代	文京区女性団体連絡会 副会長
	委員	寺澤 弘一郎	文京区商店街連合会 副会長
	委員	澤谷 精	NPO 法人 環境ネットワーク・文京 理事長
	委員	柳田 吉彦	NPO 法人 エコ・シビルエンジニアリング研究会—市民環境村塾— 代表理事
公募委員	委員	池原 庸介	公募委員
	委員	金坂 吉雅	公募委員
	委員	熊田 美穂子	公募委員
	委員	佐々木 正明	公募委員
	委員	渡邊 美佐子	公募委員
事業者	委員	瀬川 昌輝	東京商工会議所文京支部 不動産分科会 分科会長
	委員	岡本 武史	株式会社 東京ドーム 総務部庶務グループ 課長
	委員	迫田 一昭	東京大学 東大サステイナブルキャンパスプロジェクト室 (TSCP 室) 室長補佐
	委員	勝又 宣明	東京ガス株式会社東部支店 支店長
	委員	石川 文彦	東京電力株式会社 大塚支社長
関係機関	委員	川道 克祥	東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） センター長

文京区地球温暖化対策地域推進協議会設置要綱

平成 23 年 7 月 29 日 23 文資環第 666 号区長決定

(設置)

第 1 条 区の区域内（以下「区内」という。）における温室効果ガスの排出抑制を図り、地球温暖化防止に貢献する省エネルギーの推進等の施策を計画的かつ総合的に進める文京区地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」という。）を円滑に実施するため、文京区地球温暖化対策地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域推進計画の推進に関すること。
- (2) 地域推進計画の実施状況の把握及び改善に関する助言
- (3) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた事項

(構成)

第 3 条 推進協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 20 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3 人以内
- (2) 公募委員 5 人以内
- (3) 区内関係団体の推薦による者 5 人以内
- (4) 区内事業者の代表 5 人以内
- (5) 関係機関の代表 2 人以内

2 前項第 2 号に規定する委員は、別に定める文京区地球温暖化対策地域推進協議会区民公募委員募集要領により募集する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(欠員の不補充)

第 5 条 委員に欠員が生じた場合は、補充しない。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号に規定する委員については、この限りでない。

(会議)

第 6 条 推進協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、学識経験者の中から委員の互選によって選出し、推進協議会を統括する。
- 3 副会長は、学識経験者の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員及び幹事以外の者に対し出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。
- 6 推進協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(幹事)

第 7 条 幹事は、資源環境部長、企画政策部長、区民部長、都市計画部長及び教育推進部長の職にあるものとする。

2 幹事は、推進協議会に出席し、その意見を述べるができる。

(庶務)

第 8 条 推進協議会の庶務は、資源環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

資料5 用語解説

記号(※)がついている単語は、用語解説内に説明が載っています。参照してください。

あ行	あ	アクションプラン	本計画の削減目標を達成するため、各主体で取り組む具体的な地球温暖化対策。	
	え	エアゾール	スプレーや消火設備などに使用される圧縮ガス。	
		エコアクション21	中小企業、学校、公共機関などに対する環境への取組に関する認証・登録制度であり、中小企業等でも容易に取り組める環境経営システムとして知られている。	
		エコドライブ	「環境に配慮した自動車の使用」のことであり、具体的には、急発進や、無駄なアイドリングを止める等の運転方法。	
		エコワット	家電機器のプラグとコンセントの間に差し込むことにより、電気料金、使用電力、CO ₂ 排出量、時間あたりの電気量を測定することができる器具。	
		エネルギー消費原単位	活動量※あたりの電気・ガスなどのエネルギーの消費量のこと。民生（家庭）部門では、「1世帯当たりのエネルギー消費量」をいう。民生（業務）部門では、「床面積当たりのエネルギー消費量」などをいう。	
	お	温室効果ガス	地球を暖める温室効果の性質を持つ気体。京都議定書※では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の6種類の気体が対象である。	
		温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度	東京都環境確保条例※により、都内の大規模事業所※に対し、温室効果ガス※の削減義務を課すことで、事業所は、自らの努力により温室効果ガスを削減するか、都内の他の事業所が義務量を超えて削減した量を購入する（排出量取引）などをして削減義務を達成するという制度。削減義務は、2010～2014（平成22～26）年度の5年間で平均6%（オフィスビル等は8%）、2015～2019（平成27～31）年度の5年間で平均17%（見通し）となっている。基準となる排出量は、2002～2007（平成14～21）年度のうち、連続する3か年度の平均値から選択する。	
	か行	か	カーシェアリング	複数人が共同で、特定の自動車を利用するシステムのことで、個人所有と比較して自動車の総台数を減らすことが出来るため、二酸化炭素排出量の削減に効果がある。
			活動量	温室効果ガス※排出量と関わりが深い指標のことで、例えば、民生（家庭）部門では「世帯数」、民生（業務）部門では「床面積」、運輸部門の自動車では「走行距離」のことをいう。
環境家計簿			毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどれぐらい温室効果ガス※を排出しているのかを家計の収支計算のように記録するもの。	
環境配慮設計			リサイクル※しやすい、ごみが発生しにくいなど、組立、使用、廃棄時のことを考えて、商品開発時に環境に配慮した設計をすること。	

	環境マネジメントシステム	事業活動が環境に与える影響を、組織的かつ継続的に削減するための管理システム。
き	気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	IPCC は、世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された学術的な政府間機構。「気候システム及び気候変動に関する科学的知見」を評価する第一作業部会、「気候変動に対する社会経済システムや生態系の脆弱性と気候変動の影響及び適応策」を評価する第二作業部会、「温室効果ガス※の排出抑制及び気候変動の緩和策」を評価する第三作業部会から構成され、それぞれが報告書を提出している。
	基準年	温室効果ガス※の数値目標を算定する時に基準とする年。京都議定書※では、原則、1990 (平成 2) 年とされた。ただし、6 種類ある温室効果ガスのうち、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の 3 種類については、1995 (平成 7) 年を選択することが可能であり、日本は 1995 年を選択した。
	吸収源	二酸化炭素など温室効果ガス※を吸収する大気、森林と海洋のこと。京都議定書※では、森林を吸収源として位置づけており、1990 (平成 2) 年以降の人為的・追加的な活動 (新規植林・再植林・森林減少) による吸収・排出分を数値目標の達成に利用することができる。
	京都議定書	1997 (平成 9) 年 12 月に京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP※3) で採択された気候変動枠組条約の議定書のこと。先進国に対し、2008～2012 (平成 20～24) 年の間で、各国に異なる数値目標を定めた (1990 (平成 2) 年比：日本▲6%、EU▲8%など)。日本は、京都議定書を 2002 (平成 14) 年に批准し、2005 (平成 17) 年に発効した。なお、2013 (平成 25) 年以降の第二約束期間については日本は参加しておらず、発効されていない。
	京都メカニズム	京都議定書※における削減数値目標達成のために、自国内の削減努力を補完するものとして認められている 3 つのメカニズム (排出権取引※・共同実施※・クリーン開発メカニズム※) の総称。
	共同実施 (JI)	先進国同士が共同して温室効果ガス※削減プロジェクトを実施し、そのプロジェクトで生じた削減分の一部を、投資した先進国の削減量として充当できる仕組み。京都メカニズム※のひとつ。
	クリーン開発メカニズム (CDM)	先進国と途上国が共同して温室効果ガス※削減プロジェクトを途上国において実施し、そのプロジェクトで生じた削減分の一部を、投資した先進国の削減量として充当できる仕組み。京都メカニズム※のひとつ。
く	グリーンコンシューマー	商品・サービスを選ぶ際に環境を重視する消費者のこと。
け	経済速度	最も燃費のよい速度のことで、自動車では、一般道路で時速 40km、高速道路で時速 80km といわれている。
こ	高効率給湯器	従来の給湯器よりも高効率なタイプの給湯器。ヒートポンプ式給湯器※や潜熱回収型給湯器※などが該当する。

		国内クレジット制度	大規模事業所等による技術・資金等の提供を通じて、中小規模事業所等が行った温室効果ガス排出削減量を認証し、自主行動計画や試行排出量取引スキームの目標達成等のために活用できる制度。2008（平成20）年10月に政府全体の取組として開始された。2014（平成26）年度以降は、国内における自主的な温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトから生じた排出削減・吸収量を市場において流通させる「オフセット・クレジット(J-VER)制度」と統合し、新たに「J-クレジット制度」へと移行している。
さ	し	再生可能エネルギーの固定価格買取制度	再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格（タリフ）を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。
		次世代基準 （次世代省エネルギー基準）	住宅の省エネルギー性能の基準を示したもので、1999（平成11）年に改正告示された「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」及び「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」のこと。住宅の省エネルギー化を図るため、断熱性や気密性などの項目に対して基準を設けている。
		次世代自動車	平成20年7月に閣議決定された国の「低炭素社会づくり行動計画」において、ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等と定義されており、ガソリンなど化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげる自動車。
		遮熱性舗装	道路の温度上昇を抑制する効果のある舗装のこと。ヒートアイランド現象※緩和の効果がある。
		省エネルギー診断	省エネルギーの専門家がエネルギーの使用状況を診断し、省エネルギーに関する提案や技術的な助言を行うもの。
		省エネナビ	家庭における電気使用量や二酸化炭素排出量などを表示する機械。
		省エネ法	国の省エネルギー対策を、産業・民生・運輸の各部門の特性に応じて推進するための基本的な法律（エネルギーの使用の合理化に関する法律）の略称。2008（平成20）年に改正されて、従来の工場・事業所単位から事業者単位の管理に変わったほか、特定連鎖事業者（フランチャイズチェーン）も規制の対象となった。特定事業者として「企業全体（本社、工場、支店、営業所など）の年間のエネルギー消費量（原油換算値）が合計して1,500kℓ以上である事業者」が定められている。
		省エネルギー効率	エアコンなどの機器に使われた電気などのエネルギーのうち、有効に利用されたエネルギーの割合。機器の効率化により、使用するエネルギーの無駄を抑制することが出来る。
す		スマートコミュニティ	生活の質を高めながら、環境負荷を抑えつつ健全な経済活動を促すことで、さらなる成長を続けられる新しい都市の姿。経済産業省では、横浜市、豊田市、けいはんな学研都市（京都府）、北九州市の4地域において大規模な社会実証を平成22～平成26年度に実施しており、その他の地域でも社会実証などの事業が動き出している。

		3R (スリーアール)	3R とは、Reduce (リデュース：発生抑制)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル※：再生使用) の頭文字をとったもので、ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワードである。
	せ	潜熱回収型給湯器	排気中に潜む熱(潜熱)をも回収してお湯を沸かす高効率なガス給湯器。
た行	た	待機時消費電力(待機電力)	家電製品をコンセントにつないでおくだけで消費する電力のこと。エアコン、テレビ、ビデオ、電話などが待機電力を消費する代表的な機器である。
		大規模事業所	東京都環境確保条例※に規定する燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1,500 kℓ以上の事業所のこと。
ち		地球温暖化対策計画書制度	東京都環境確保条例※により地球温暖化の防止を図ることを目的に、大規模事業所※を対象に定めている制度。地球温暖化対策計画書の提出・評価・公表により、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制を進めている。2010(平成22)年4月からは、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度※」として強化されている。
		地球温暖化対策報告制度	東京都環境確保条例※により地球温暖化の防止を図ることを目的に、地球温暖化対策計画書制度※の対象外である都内の中小規模事業所※を設置する事業者を対象に定めている制度。簡単に二酸化炭素排出量を把握でき、具体的な省エネルギー対策に取り組むことができるよう、事業所等のエネルギー使用量や省エネルギー対策等の実施状況を都へ報告する。
		蓄電池	電気を貯めておき、貯めた電気を必要なときに使うことができる装置。安い夜間電力で蓄電池に電気を貯めておいて、その電気を昼間に使うことで、電気代を安くすることができる。また、自宅に太陽光発電システムが設置されていれば、蓄電池に貯めておき、これを自宅で利用することができる。さらに、災害時(停電時)にも使う事ができ、災害時に自給自足できる設備として注目されている。
		中小規模事業所	東京都環境確保条例※の「地球温暖化対策報告書制度※」の対象となる事業所。 同法人が都内に設置する複数の事業所等のうち、燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 30 kℓ以上かつ 1,500 kℓ未満の事業所等を合算して年間 3,000 kℓ以上になる場合は、報告書の提出が義務となる。
て		適応策	気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようというもの。
と		東京都環境確保条例	東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」のことで、環境負荷低減に対する取組等を定めている。本計画における「東京都環境確保条例による削減義務」とは、大規模事業所※に対する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」※を指している。2008(平成20)年に改正され、大規模事業所※以外の中小規模事業所※には、地球温暖化対策報告書制度※が開始されることになった。

		特定テナント等事業所	東京都環境確保条例※により大規模事業所※として指定されている事業所内にテナントとして入っており、延床面積または電気使用量が一定規模以上の事業所のこと。特定テナント等事業所を設置する事業者は、東京都環境確保条例における「特定テナント等地球温暖化対策計画書」の提出対象となる。
		都市の低炭素化の促進に関する法律	まちづくりに地球環境に優しい暮らし方や少子高齢社会における暮らしなどの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組むために制定された法律。
は行	は	排出権取引	京都議定書※に定められた各国の排出削減目標を達成するため、先進国間で排出量を売買する制度。自国内の温室効果ガス※削減努力に対し、補完的手段として認められた京都メカニズム※の一つ。
		排出量取引制度（東京都環境確保条例※によるもの）	削減義務を達成できない大規模事業所※は、義務量を上回る削減をした都内の他の事業所から、その削減分を購入する等（排出量取引）で削減できなかった分を埋め合わせることができる。なお、取引する排出量は、検証を経て都に認定されることが必要。
		排出係数（二酸化炭素排出係数）	石油・石炭などの化石燃料をある一定量燃焼させた場合に発生する二酸化炭素排出量。この場合の単位は、化石燃料の質量や体積、または熱量換算値（J：ジュール）などである。なお、電力については発電に伴い投入された化石燃料を対象とする。
	ひ	ヒートアイランド現象	都市部では、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている。この現象は、等温線を描くと都心部を中心とした島のように見えるため、ヒートアイランド現象と呼ばれる。
		ヒートポンプ式給湯器	空気の熱でお湯を沸かす新しい給湯器。
	ほ	ポスト京都	京都議定書※で定められている第一約束期間以降（2013（平成25）年以降）の枠組みを指す。締約国会合を中心として政策立案者、研究者等の間で検討が始まっている。
ま行	み	緑のカーテン	つる性の植物を壁面に生育させることで日射しをさえぎり、部屋の中の温度上昇を抑えるもの。
ら行	り	リサイクル	日常生活などから発生する使用しない物を、資源化し有効利用すること。
英語	B	BEMS	Building Energy Management System（ビルエネルギーマネジメントシステム）の略で、ベムスと読む。建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、省エネルギーに役立てる管理システムのこと。
	C	COP（国連気候変動枠組条約締結国会議）	Conference Of Parties の略で、コップと読む。気候変動枠組条約の締約国間において、その最高機関として定期的に締約国の義務、制度的な措置について検討する国際会議のこと。1995（平成7）年に国連気候変動枠組条約第1回締約国会議（COP1）が開催され、以降毎年開催されている。日本で開催された COP3 では、京都議定書※が採択された。
	E	ESCO 事業	Energy Service Company の略で、エスコと読む。工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスにより、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを行い、その結果として得られる省エネルギー効果を保証する事業である。また、ESCO 事業の経費は、その顧客のコスト削減となった省エネルギーメリットの一部から受け取ることも特徴となっている。

F	Fun to Share	低炭素社会実現のため、最新の知恵をみんなで楽しくシェアすることを目的とした気候変動キャンペーン。
I	ISO14001	組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減に対する取組が、継続的に運用されるシステム構築に必要な事項を規定した国際標準規格。
L	LED	Light Emitting Diode（発光ダイオード）の略で、電気を流すと発光する半導体の一種。従来の白熱電球と比べ、長寿命性、低消費電力などの特長がある。
	Low-E ガラス	Low-E とは、Low Emissivity（低放射）のことで、表面に酸化スズや銀などの特殊金属膜（Low-E 膜）をコーティングした板ガラスのこと。Low-E 膜は遠赤外線の反射率が高く、中空層の放射による熱伝達を低減し、高断熱性能を有している。
P	PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・検証）、Action（見直し）のそれぞれの頭文字をとったもので、計画の継続的な改善を図る考え方。この考え方は ISO14001※などの環境マネジメントシステム※にも採用されている。
T	TJ	テラジュールと読む。エネルギーの単位は、J（ジュール）であり、TJ は、10 ¹² （1 兆）J に相当する。

資料 6 参考情報

地球温暖化問題や対策に関する情報は、以下のホームページなどが参考になりますのでご参照下さい。

■ 環境省 (URL <http://www.env.go.jp/>)

地球温暖化問題に関する国の取組や、国際的な動向など環境に関わる政策について調べることができます。また、地球温暖化問題を含む環境問題などの現状についてまとめた「環境・循環型社会・生物多様性白書」を参照できます。

■ 資源エネルギー庁 (URL <http://www.enecho.meti.go.jp/>)

再生可能エネルギーや省エネルギーの推進などエネルギー政策について知ることができます。

■ 東京都環境局 (URL <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>)

東京都における条例や規制、計画など環境への取組に関する情報が掲載されています。「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」や「地球温暖化対策報告書制度」についてもここからご覧いただけます。

■ Fun to Share (URL <http://funtoshare.env.go.jp/>)

低炭素社会実現のため、最新の知恵をみんなで楽しくシェアすることを目的としたホームページです。

■ 全国地球温暖化防止活動推進センター (URL <http://www.jccca.org/>)

地球温暖化の仕組みや日本や世界での取組などをわかりやすく説明しています。

■ EIC ネット (URL <http://www.eic.or.jp/>)

財団法人環境情報普及センターが運営している環境に関する情報サイトで、国内外における環境ニュースやイベント情報を提供しています。

■ 一般財団法人 省エネルギーセンター (URL <http://www.eccj.or.jp/>)

工場、ビル、家庭などにおける省エネルギーに関する様々なデータや取組方法、省エネルギー機器などについての情報があります。

- **ESCO 推進協議会** (URL <http://www.jaesco.gr.jp/>)
ESCO 事業の仕組みや動向、先進事例などの関連資料を見ることができます。

- **みどり東京・温暖化防止プロジェクト** (URL <http://all62.jp/>)
東京都内の全 62 市区町村が連携して取り組んでいるオール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の紹介をしています。

- **東京都地球温暖化防止活動推進センター** 愛称「クール・ネット東京」
(URL <http://www.tokyo-co2down.jp/>)
東京における地球温暖化対策の拠点として、東京都や区市町村等と連携・協力しながら、中小企業向けの無料省エネ診断や省エネ研修会、家庭向けの太陽光発電システム・太陽熱温水器等に対する補助など、都内の二酸化炭素排出量の削減を支援する事業を実施しています。

子ども向けホームページ

- **こども環境省** (URL <http://www.env.go.jp/kids/>)
環境問題についてわかりやすく解説した「こども環境白書」を参照できます。

- **JCCCA ラボ** (URL <http://www.jccca.org/ondankan/>)
地球温暖化問題をわかりやすく理解するための環境学習教材として、参加型の展示や体験型プログラムを開発し、それらを展示している「JCCCA ラボ」について紹介しています。

資料 7 出典一覧

本計画にて使用した参考資料は、以下のとおりですので、ご参照下さい。

【環境省】

京都議定書の要点
IPCC 第 5 次評価報告書の概要
STOP THE 温暖化 2012
2012 年度（平成 24 年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について
平成 23 年版環境白書

【気象庁】

気象統計情報

【総務省】

平成 22 年国勢調査

【経済産業省】

電気事業法等の一部を改正する法律について

【東京都】

東京の環境 2011
【第 2 計画期間】の主な事項等
東京都統計年鑑
あなたの屋上も緑化できます
都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2011 年度実績）平成 26 年 3 月

【オール東京 62 市区町村共同事業/みどり東京・温暖化防止プロジェクト資料】
温室効果ガス排出量算定手法の標準化

【文京区】

人口推計調査報告書（平成 21 年 3 月）
第 46 回文京の統計（平成 25 年）

【国立社会保障・人口問題研究所】

日本の世帯数の将来推計（全国推計）－2010（平成 22）年～2035（平成 47）年
日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）

【独立行政法人 経済産業研究所】

総合エネルギー統計の解説（戒能一成）

【一般財団法人 省エネルギーセンター】

家庭の省エネ大事典

【ホームページ上の情報からの引用】

経済産業省（スマートグリッド・スマートコミュニティ）

（http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/smart_community/）

東京都地球温暖化防止活動推進センターweb 情報

（<http://www.tokyo-co2down.jp/cl-jigyoku/>）

地球温暖化対策計画書制度（計画書等の公表と評価結果）

（<https://www9.kankyo.metro.tokyo.jp/koukai.html>）

エコドライブ普及連絡会

（http://www.ecodrive.jp/eco_10.html）

文京区地球温暖化対策地域推進計画

平成 27 年 3 月発行

編集・発行 文京区資源環境部環境政策課

〒112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号

電話 03 (3812) 7111 (代表)

印刷物番号 H0114021



～未来へつなぐ 低炭素のまち ぶんきょう (文^{ふみ}の京^{みやこ})～